

平成 2 9 年

決算審査特別委員会会議録

平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日

(第 2 日)

忠 岡 町 議 会

平成29年 決算審査特別委員会会議録（第2日）

1. 出席委員は、次のとおりであります。

委員長	藤田 茂	副委員長	前田 弘
委員	北村 孝	委員	是枝 綾子
委員	三宅 良矢		

オブザーバー 和田 善臣議長

1. 欠席委員は、次のとおりであります。

なし

1. 本委員会に、出席を求めた理事者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室次長	明松 隆雄
住民部長	軒野 成司	住民部次長	山田 昌之
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長	柏原 憲一	教育部理事	土居 正幸
消 防 長	森野 博志	消防次長	山田 忠志

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

委員長(藤田 茂議員)

皆さん、おはようございます。昨日に引き続きまして決算審査特別委員会を再開いたします。

(「午前10時00分」再開)

委員長(藤田 茂議員)

本日は、104ページから132ページの第10款 教育費、及び第11款 公債費、第12款 予備費につきまして、各担当課の説明を求めます。

(担当課：説明)

委員長(藤田 茂議員)

説明は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。ございませんか。

委員(三宅良矢議員)

委員長。

委員長(藤田 茂議員)

三宅委員。

委員(三宅良矢議員)

128ページの8目、スポーツセンターのことなんですが、今、民間の活用ということで、経過のほうをお教えいただけないでしょうか。

生涯学習課(立花武彦課長)

委員長。

委員長(藤田 茂議員)

立花課長。

生涯学習課(立花武彦課長)

今現在、2回目の対話をする予定でございまして、前回、議会で報告させていただいたとおりで、進捗はしておりません。

以上でございます。

委員(三宅良矢議員)

ありがとうございます。委員長。

委員長(藤田 茂議員)

三宅委員。

委員(三宅良矢議員)

よろしく願います。進めてください。

次が、117ページの幼稚園費にかかってきます。認定こども園の移行に当たって、忠

岡幼稚園、認定こども園の入札と言うたらいいんですかね、ああいうプレゼンテーション等はほんとに公開していただいて、僕もあの中身に関しては、何であそこに決まったかというの、住民に対してしっかり説明できるぐらいの内容やったんで、それは大変ほんまにほかの市町村でやってないぐらいのことやったので、ありがたかったと思います。まずは御礼申し上げます。

で、お聞きしたいんですが、多分まだ先やと思うんですけど、この忠岡幼稚園の跡地活用ですね、建物の活用について、今後見通しについては大体いつごろぐらいに立っていく予定なのかとか、その辺まだなかなか決まってないでしょうけど、そのあたりわかるところの範囲でいいんで教えていただけないでしょうか。

子育て支援課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

二重課長。

子育て支援課（二重幸生課長）

今おっしゃられたとおり、まだ確定というものはしておりませんが、できるだけ速やかな時期に転用を含めて考えていきたいなというふうには考えておりますけども、当然財政事情についてさまざまほかの事業もございまして、そのあたり総合的に含めて考えていきたいなというふうには考えておりますので、よろしくお願いします。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

107ページの委託料の件なんですが、各種英語体験教育で、あすなろ等をしていただいております。で、それを踏まえてなんですけど、生活困窮者自立支援法という法律があるのはご存じやと思います。経済的困窮の子ども状態の方に、要は学習支援等、学習にこだわらず、そういう困窮した子どもたちに支援するために、国も国費を半分出してくれて、いろんな事業をこの地域でやってくださいということなんですけど、去年、子どもの貧困実態調査のほうはされないということで回答をされてたと思います。各種これから忠岡町でもさまざまな取り組みを今後もしていく予定やと、していかれると思います。

特に私も、忠岡町で生活保護の担当課が事実上持ってないので、どうしても僕もよく子家センのほうに今の忠岡の状況、どうなんですかと聞きに行きます。すると、どうしても周辺市の1.5倍ぐらいの生活保護の母子家庭、父子家庭等、まあ両親がおっても一緒です。等のやっぱりあるということは、どうしてもそういうところに目を向けて対策をしていただかないと、そこに目をつむってやっていってしまってる状況になってしまい

かねないかなと僕は思います。

ということで、できればこの子どもの貧困実態調査等も行っていただいて、あすなろとか、そういったものも含めて、今後どのようにこのような根拠とか方向性をもとに進めていくのかの方向性を見出していきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

子育て支援課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

二重課長。

子育て支援課（二重幸生課長）

確かに今おっしゃられたとおり、子どもの実態調査という部分につきまして、昨年度、大阪府におきまして府内全市町村対象にアンケート調査を実施されたところでございます。市町村によりましては、それとあわせて各市町村独自のアンケートも実施されたというふうには聞いておりますが、本町につきましては実施はしておりません。

今後、子ども・子育て計画の更新も含めて、来年度以降、そのあたりを進めていく計画にしておりまして、そこでアンケート調査というものを実施する予定をしておりますので、我々としましては、その中で含めた形のアンケートをしていきたいなというふうに考えております。ですので、その調査が出た後、計画も含めて、今おっしゃられたような部分につきましても検討課題ということで、計画のほうを立てていきたいなというふうに考えております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その子ども・子育て計画におきまして、今の子どもの貧困の、要はそういった観点ですね。例えば、言い方は悪いですけど、歯が欠けて、虫歯だらけやとか、朝から欠食で、要は食べないじゃなくて食べさせてくれないとか、そういう細かな部分まで踏み込んで、そういう計画を立てるに当たって、そういうアンケートや実態というのは調べていただけるとのことなんですか。

子育て支援課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。二重課長。

子育て支援課（二重幸生課長）

今の時点でまだ具体的にどういう形でという部分については決定しておりませんので、

今おっしゃられた部分も含めて、今後検討はしていきたいなというふうには考えております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

でも、本来であれば、あすなろにしろ、あすなろ塾って基本的にボトムアップですよ。そのおくれる子とかを上げていくということであれば、そういったところのチェックとか調査というのは不可欠やと思うんです。全体的なところを網かけて、普遍的な一般的に言われる部分しか出してないのに、それでまた、あすなろ、じゃあボトムアップをやりますと言われても、何のためにやるんですかという、要は根拠と実行が伴わないことになりかねないと思うんです。それはちゃんと伴う計画であってほしいと思うから、そういった具体的なものをしっかりと織り込んでいただきたいと思うんですけど、土居理事、どう考えますか。すみません、先ほどから何度も目が合ってたんで。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

今、委員おっしゃったように、そのいわゆる子どもの状況も踏まえながらいろいろ施策は展開しているところでございます。いわゆる就学援助、また生活保護等の対象のお家には、あすなろ未来塾にしても、英語体験セミナーのイングリッシュレッスンにしても、最初、月謝でいただいておりますけども、最終的には3学期には全部受講料は戻すということでやっておりますので、今のところその状況で取り組んでおります。

あとは、学校の先生方と協力しながら、先ほどの部分のさまざまな貧困に係る何か気づきがあれば、また子育て支援課とも連携をとりながらやっているところでございます。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その先ほどのおっしゃる貧困の気づきというものとか、それをできるだけ見える化ですよ。じゃないと、僕らもその例えばあすなろなのか、ほかのことなのか、じゃあこれも

っと予算つけたらどうですか。議長が議会としても出していこうとおっしゃっていただいているので、それこそ、こちらとしてはそういったことがしっかりと、じゃあこれが必要なんだなということがわかれば、何でこれに予算をつけへんのやという言い方、今までやったらどうしても予算に対して、何でこれをこんだけかかるんやという観点からやと思うんですけど、これをもっとかけるべきやという方向にも動けると思うので、その部分に関してはほんまに強くですけど、何度も何度もちょっとお願いしたいなということで、すみません、ご回答お願いできますか。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

今、委員おっしゃっている部分、特に貧困層に光を当てて、そしてボトムアップをしていくという部分においては、学校現場の教職員がやはりそういう実態というのを日々生活している中で見ている部分が、非常に大きい部分があります。先ほど、私どもの理事もご回答申し上げましたが、この募集に際しましては、特に担任の先生方にこの趣旨を伝えて、いわゆる落ちこぼしをなくしていくというふうな形でターゲットを絞って、とにかく保護者に向けて啓発してくださいという形で私ども進めております。議員お示しの部分は非常に当然のことだと思しますので、今後もそのターゲット、まともにその辺をすくい上げることができるような形で、この事業展開、あらゆる事業も含めて展開してまいりたいと思っています。よろしく申し上げます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、そのようにお願いいたします。ただ、もう1点なんですけど、その生活困窮者自立支援法の枠組みで、平成30年度から高校中退者及び中卒の子どもにも対象が広がると、平成30年からなんですけど、なりました。これも決定しているそうです。で、ただその辺の情報、あと行動ですよ。かなり一たん教育委員会の手から離れてしまうので、難しいところかなと思うんです。誰にこれは一体こういった施策を今後予定してお願いできるのかなと思ったときに、でもやっぱり情報としてしっかり持っているのが教育委員会やと僕は思っています。その観点からして、平成30年度、これからシーリングに向かって予算の時期にかかってくると思うんですけど、この観点から何らかのアクションというか、一歩踏み出す教育委員会、忠岡町になっていただけないかなと思うんですが、い

かがでしょうか。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

子どもの貧困のことです。今おっしゃっておられるターゲットのところがございます。基本的には我々教育委員会のところにつきましては、義務教育というところが基本になるかと思えます。今現在、うちの社会福祉協議会のほうですとか、また大阪府のほう、いわゆる大阪府社会福祉協議会さんが「は一と・ほっと相談室」というふうなところのそういった相談事を本町のほうでもやっていただいております。そういうようなところでも、そういった相談を受けているというように我々も聞いてます。その結果、我々のほうにフィードバックがある部分、また、ここに相談に行かなくても、今現在も個別で教育委員会に来られた方については、我々が持つてる情報については情報提供させていただいて、ご協力もさせていただいておるところでございますので、そのあたりご理解いただきたいということと、子どもの貧困については、全般的にどの部門もそうなんですけども、基本的には全ての子どもが同じスタートラインに立って将来を目指せるような、そういった支援ができるようなことについての取り組みということで、そういう子どもに向けての調査ですとか、また、そういった取り組みができるように、全庁的な観点で取り組んでまいりたいというように思いますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

こういうときに、先ほど社協さんがとおっしゃってはったんですけど、情報共有というのはかなり難しいですね。特に個人情報がかかわってくるんで、課や部やまたいできたときに、そこがスムーズにまず行くのかなというところがすごい気になるんです。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

例えば社協さんで、あるいはうちの1階の窓口で相談されて、その後、教育委員会のほ

うに情報をいただくとか、あるいはご案内していただければ、一緒に我々も対応させていただきますので、そこは問題ないのかなど。実際、その学校現場のほうで、一たん卒業された方について、中退されましたかとか、その後どうしてますかということについて把握するということのほうが、ちょっと現実的には難しいのかなというふうに思いますので。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

今の考えでいくと、今の状況でいくと、相談が来ない限りは対応できないということで、そういう姿勢と言ったらすごい失礼な言い方かもしれないけど、そういう状況でしか平成30年度以降、向かえないということでもよろしいんですか。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

今おっしゃってはるところの層といいますかね、対象の方について、こちらからどうですかというような形で積極的に取りに行くというのは難しいかなど。ただ、相談があれば、我々ができる範囲でももちろん情報提供、ご協力もさせていただきますし、また、支援が必要であれば、また予算についても検討していきたいなというようには思っております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

例えばなんですけど、今、忠岡町にはそんなにボランティア団体とかないから、余りわかんないところやと思うんですけど、例えば僕の福祉関係の仲間でも知ってるところでも、高校中退した子とか、高校へ行ってるときに精神疾患が発生して、そういったメンタルがすごい、さまざまな子がいっぱいいるような子どもたちにサポートしているような団体って、少なからず大阪府内でも幾つかあるんです。そういったところと連携して、要はこっちからそういうような協力関係を、それこそ忠岡だけじゃ弱いと思うんで、それこそ広域化して周辺市と連携して、そういった団体とのタッグを組んでサポートを展開していくとか、そういうような広がりというのは考えられないものなんじゃないでしょうか。忠岡町だけで人口1

万何ぼというと厳しいと思うんですけど。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

そこは今、委員仰せのとおり、なかなか忠岡町だけでは非常に厳しいところもございませし、教育委員会だけでというのも難しいところもございませるので、うちの健康福祉部のほうで、そのあたりについては一緒になって検討といいますか、研究といいますかね、してまいりたいなというように思っております。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。よろしく申し上げます。結構です。

委員長（藤田 茂議員）

他に、ございませんか。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

小・中学校の支援学級の介助員に関してなんですけれども、ページ数で言いますと、介助員の賃金というのがちょっとどれなのかがわからないですが、総務費のどこやと思う、事務局費かな。

委員長（藤田 茂議員）

担当課、何ページに載ってますか。

委員（是枝綾子議員）

どこに当たりますか。

委員長（藤田 茂議員）

真鍋参事。

教育総務課（真鍋かよ子参事）

106ページの賃金です。

委員（是枝綾子議員）

これですね、はい。106ページの支援学級の介助員賃金ということですが、これは何名分の賃金に当たりますでしょうか。

教育総務課（真鍋かよ子参事）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

真鍋参事。

教育総務課（真鍋かよ子参事）

中学校1人、忠岡小学校1人、東忠岡小学校3人でございます。

委員（是枝綾子議員）

中学校で1名、忠岡小学校で1名、東の小学校で3名ということですね。で、支援学級に在籍している児童数ですね、中学校、忠小、東と、それぞれ何名ずつでしょうか。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

平成28年度、支援学級の在籍数ですね。忠岡小学校が14名、東忠岡小学校が32名、忠岡中学校が6名でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今の数字と、在籍児童数と介助員の人数ということでいいますと、その子どもの障がい具合にもよるんですけども、中学校で6名に対して1名と、で、忠岡小学校14名に対して1人しかいない。東小学校で32名いるんですが、3人しかいないということで、介助員というのは身体的な介助ということが、そちらが中心になられるみたいですけども、今、在籍児童がふえているというのは、発達障がいの傾向にあるという子どももふえているということで、なかなかコミュニケーションがとりにくい。また、学校のクラスの中で先生が言っていることを、みんなの助けがあったとしてもなかなかしにくいと。で、授業の理解についても、きちっともう少し丁寧にすればできるんだろうけども、そこがなかなか難しいとか、いろいろさまざまな。友達とトラブルを起こしたりということも多々あるということで、なかなかということになりますので、そういった面からすると、この人数で十分なのかといえ、十分でないということは、ずうっともう10年以上前から毎年申し上げております。

小学校の1年生、新入学された子どものところに優先的にその介助員が配置されるということですので、2年生、3年生、だんだん上がっていくと、そういった介助員の方ということがついてもらえないということで、やはり休み時間中も通常学級のところに帰ったとしても、そこでみんなと一緒になかなかできないというお子さん、ひとりぼっちでずっ

とおるわけです。やっぱりそういったところの間のいろいろなコミュニケーションの援助というのがあれば、その子ももっと学校を楽しく行けるんだろうけれども、行けないというところで、で、学校の先生もね、40人学級ですので、そこまで見られないということがありますので、やはりこれは増員をしてほしいという方に関しては、やっぱりふやしていくべきではないかということですが、その要望に対してなかなか入学するときの教育相談の段階で、十分なことはできませんが、それでもよかったらどうぞ的な感じで言われてますので、つけてほしいとなかなか親は言えないというところがありますので、やはりそういったことでいいのかと。

で、泉大津や熊取町とか、そういったところは、かなり配置をね、忠岡町に比べて比でないぐらいたくさん配置されていらっしゃるということもありますので、必要に応じて、その子が通常の学級に戻ったときにもサポートしてもらえるような、そういう体制をとってほしいという要望があれば、ぜひ配置をしてほしいと思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

今、議員ご指摘の支援学級のいわゆる介助員の人数ですけども、前々からいろいろとご心配していただけてますが、本町といたしまして、やはり財政事情もございます。ただ、実際に28年度、忠岡小学校1人、東小学校3人、中学校1人という状況ですが、あとそれに加えて、当然中心は支援学級の担任の先生がかかわっております。支援学級の担任の先生、その支援学級の数もまたそれぞれの学校で違います。例えば、忠岡小学校でしたら3学級、支援学級がございまして、3人の先生がこの介助員とともにかかわっているという、このような状況でございます。また、先ほど議員ご心配していただけてますように、ひとりぼっちになるとか、その辺は、例えばコミュニケーションをしっかりとれるように、休み時間や、また通常学級に行くこともございます。支援学級だけではなく、通常学級と一緒に勉強する場面もございます。そのあたりでカバーしているところでございます。

現状のところ、学校の先生方中心にやっているという状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ひとりぼっちになるというのは、通常学級に戻ったときの昼休みのことを申し上げているので、ちょっと逆のふうに捉えられたかもしれないですけども、そういったことにならないように努力をいただいているということではありますが、やはり父兄の声というのをきちんと、1学級ごとに計画を立てていらっしゃるようなので、この特別支援教育に関しての計画ね、ありますね、一人一人に対して。それについて、懇談も含めて親との連携もとって、声もよく聞いて、また計画を進めていくということになっているので、それはきちんとできているんでしょうかということをちょっと。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

今のいわゆる一人一人に対しての計画ということについては、いわゆる支援学級、支援教育の個別の指導計画、個別の支援計画というものがございまして、一人一人に対してあります。毎年、私どもも見させていただいております。その中できちっと取り組んで、また保護者とも連携をとりながらやっていただいていると伺っております。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

指導計画、支援計画については、保護者と一緒につくっていただいているということですので、その中でやはり援助が必要であるという、そういった要求も要望も出るということもあるかと思いますが、お金がないからちょっとつけられませんという断り方がないように、支援の必要な子どもには必要な支援をしていくというのが法律でも決められておりますので、必要なことをお金がないからできませんということで断れるものなんでしょうかということだけ、ちょっと確認したいと思いますが。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。土居理事。

教育部（土居正幸理事）

実際には、現場で学校ができることを精いっぱいさせていただくということで、毎回お

話しさせていただいているところでございます。決してお金どうのこうのというのは、そういうことではなくて、学校として、いわゆる公立の学校としてできることをさせていただくということで、保護者と協力しながらやらせていただくということで、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

学校としてできることは予算に限界があるということですので、突き詰めて言えば、お金がないからこれ以上はちょっとできませんということを行っているということにしか、ちょっと私は聞こえないんですけれども、できるだけ努力はしていただいていると思います。けれども、必要な配置についてはやはりしていただきたいということであれば、それも考えていただくと。考えて配置をすると。十分に100%応えられなくても、やはりほんとにここの部分とここの部分と、こういったときに入ってほしいということであれば、そういった介助員さんを配置をするということは考えていただけますでしょうか。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

先ほども申しましたように、実際に介助員の方が中心ではなくて、支援学級の担任の先生、当然学校の先生全員でかかわってるところがでございます。ですので、今の現状の中で介助員の数を活用しながら、また、例えば個別のそのいろいろなお話を伺ったときに、そのときに例えばこのときに1人必要ですというようなときがあれば、当然学校の体制の中でやっていただくということになっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

では、支援学級の先生が入るということになりますと、その子に1人ついてる先生ではないので、そしたらその支援学級のほかの子を置いて、先生がその子のところに入るといったことは無理な話でありますので、だから先生が入れるときは入るけれども、入れないときのほうが多いのではないかなというふうにも思います。だから、先生中心であるけれ

ども、介助員でフォローできるというところは介助員をそのお時間だけ配置をするということも検討していただきたいということでお願いしたいと思いますが、ご検討いただけますでしょうか。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

実際に我々、いわゆる教育行政として、やはり予算を伴う部分でございます。そのような状況を鑑みながら、例えばどうしてもそのときに必要であれば、いろいろと学校と相談しながら、例えば違う形ででもいろんな支援というのもできると思いますので、今現状でのいわゆる介助員の増というのはちょっと難しいところということでご理解のほどお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

お金がないからといって、忠岡ではできませんと、教育上できませんと。ほかの市や町ではできていることが忠岡ではできないと、こういう差があってはいけないかと思えます。受けられる教育に差があるということは、やっぱり義務教育ですし、そういう特別な支援が必要な子どもは、特別支援学校のほうに行くという時代ではなく、こういう地域の小学校でもどこでも受けられるようにするという法改正があったわけですから、忠岡で公立の町立の小・中学校でそういった子どもが入ってきたら、その子に応じた教育をします。応じたですね。教育をするという責務が発生しているので、そこは先生の体制がとれないということであれば、介助員もそのお時間に来ていただけてついていただくということは考えていただいてもいいんじゃないかというふうに思いますが、そういう要望があれば、きちんと応えていくという姿勢を持っていただけてるかどうかということで、ちょっと確認したいと思いますが。

委員長（藤田 茂議員）

確認ですので、土居理事、最後の答弁にして。

教育部（土居正幸理事）

その子どもさんの状況に応じて、相談があれば当然相談に乗りますけども、ただできる範囲でという形で取り組んでいきます。ただ実際に、今、議員おっしゃったように、その子どものこと、いわゆる支援を配慮を要する子どもと一緒にやっていくという姿勢につい

ては、本町としても認識しております。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

要望に応じていただけますようお願いいたします。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員、次、ございますか。

委員（是枝綾子議員）

はい、あります。すみません、子どもの貧困対策の一番の中心というのは、子どもの医療費助成と、あと就学援助が大きな柱であると。経済的な支援というところでいえば、この2つが大きな柱であるかと思えます。

就学援助についてなんですが、小学校費の111ページのところの扶助費と中学校費の扶助費の115ページに関してであります。で、忠岡町は29年度、今度の3月というんですかね、29年度の3月からは、中学校に入学する子どもに関しては、入学準備金、入学用品と書いてあるね、入学準備金に関しては前倒し支給していただくという方針ということですが、小学校についてはまだ今検討中ということでありました。で、小学校についてもどういうふうにお考え、今、今度の春に向けてどのようにお考えになっていらっしゃるのかということについて、お聞きしたいと思えます。

教育総務課（真鍋かよ子参事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

真鍋参事。

教育総務課（真鍋かよ子参事）

議員お尋ねの小学校の入学前の準備金ということですがけれども、本町としましては今年度に中学校に向けて実施いたしました。あと、大阪府下で見ますと、こういったことをやっている市町は、ちょっと片手で数えるぐらいの程度というふうに、今のところの状況はそういうふうに聞いております。小学校につきましても、一応そういった状況を鑑みますと、30年の入学前の準備金は、今のところはちょっと考えておらず、次年度以降でできましたら小学校の入学準備金は実施していくという状況を検討しております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

考えてないということですね。次の春に向けてはできないというお答えだったと思いますが、できない理由については、事務的ないろいろなことがあると、壁は事務的な問題であるというところだと思います。ですが、その事務的な部分についての障がいになっている部分というのは何なんでしょうか。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

柏原部長、どうぞ。

教育部（柏原憲一部長）

要は、30年の4月ですよ、そのことについてはまだできないということでございます。それは、30年の4月については、まずは中学校をやるということでございますので、それをしっかりやりたいというところでございます。

先ほど答弁あったとおり、次年度以降について、だから31年の4月の入学に向けて、今現在先進的に取り組んでいるところの事務の進め方について、調査研究しているところでございます。基本的には、答弁をこれまでもさせていただいておりますけれども、中学校の入学の場合は小学校の就学援助というものがございますので、そこにプラスするというような形があるんですけども、小学校の場合は、それまで就学援助費というのがありませんので、新たに事務を行うといいますか、対象の方に周知していくというふうなところがございますので、そのあたりについて、現在先進的に取り組まれているところの状況について調査研究しているというところでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

調査をされているということではありますが、できるなら小・中学校ね、一緒にしていただくほうが効果大きいというふうにも思いますので、事務段階の話なんですね。原資は、まあ言うたら予算というのはあるかと思っておりますので、小学校もぜひ来年の春に向けて実施できるように頑張ってくださいということは申し上げておきます。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員、次の質問どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

あと、就学援助ではないんですけれども、入学をするということでの準備金というところで、高校生の忠岡町の奨学金制度を前倒して奨学金というね、入学するときに貸与できないかということについてお聞きしたいと思います。ここへ、申請者がいてないということで決算上あらわれておりません。これは十数年間、もう20年近く申請者がいてないんじゃないかというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

教育総務課（真鍋かよ子参事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

真鍋参事。

教育総務課（真鍋かよ子参事）

議員お示しのとおり、申請につきましては、平成11年以降、申請は1件もございません。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということですね。金額が月に7,000円ということで、少額であるということもありますし、府の、今育英会と言わないですけれども、学生支援機構とか、そういったところの部分をお借りするというので、それとあわせて忠岡町のも借りられるんですけれども、あわせて借りるということが、なかなかちょっと返済の金額を考えるとということとされてるんですが、実は今、忠中の中学3年生の子どもを持つシングルマザーの方からの相談がありまして、高校受験に向けて今頑張っていると。公立学校へ行ってほしいと。授業料については、まあ府立高校は心配はないんですけど、入学するときに教科書代は無償じゃないんですね。無償じゃないですからね。教科書代と制服代とかさまざまなものを入れるとやっぱり七、八万円は絶対要ると。

教科書って結構高いんですね。副教材とかいろいろね、美術やら音楽か何か、そういう専攻するものを選んだら、そういうのを道具もそろえたらやっぱり要るということで、入学するときにそういったものを買わないといけないから、何か大阪は高校は無償化やとか言うてる人がいますけど、無償化というのは、ほんまに教科書代まで無償になって無償化やと思いますけれども、そういったところについてやっぱりまとめて入学するときに貸してほしいということで、そういうお声がありました。せっかく高校に受かって、なかなかその辺がしんどいなということで、諦めるということがあっていいのかということとありますので、その忠岡町の奨学金を入学するときに、3月の末まででも構いませんが、何とか借りられるようにしてもらえないだろうか。

これも貧困対策の1つだと思います。あすなろ塾とか、いろいろそういう子どもたちに高校へ行けよと、やっぱり貧困の連鎖を断ち切るためにということやって、高校に合格しても入学できなければ、本当に頑張ってきたということがどうなるのかということもありますので、やっぱりそういった取り組んできたことが最後までちゃんと、その子が社会に巣立つまでちゃんとフォローできるような体制を、フォローアップの体制をつくっていくということが大事ではないかと。

奨学金の基金というのは200万ぐらいありましたかね。すみません、財政課長いはったら、奨学金の基金は何ぼぐらいありましたか。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

3,000万円ほどございます。

委員（是枝綾子議員）

3,000万もあるんですか。すみません、はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

3,000万円も。桁を間違っていました。3,000万円あるということですので、貸し付けるわけですから、返済してもらおうということなので、給付じゃないのでね、貸与ということですので、やはりそういった便宜は、予算はある、原資はあるので、審査の方法を変えれば支給する、7月に支給されているものを3月中に支給できるように。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

貸さんところと提案してない。貸す制度をつくってない。貸さんところという、そういう思想を持ってないから。

委員（是枝綾子議員）

だから、それを3月に支給できるように、合格が決まったら支給できるようにということで。

町長（和田吉衛町長）

そこでとまっといてくださいよ。

委員（是枝綾子議員）

ちょっとすみません。町長に答弁は求めておりません。教育行政に求めておりますので、教育行政のほうから答弁をお願いいたします。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

奨学金につきましては、いろんな奨学金、あるいは委員の中にもありましたとおり、高校無償化とございますので、本町の奨学金について申し込みというのがなかなかないという状況でございます。先ほど委員さんのお話にもあったとおり、高校入学が決定してからというふうなこともおっしゃってましたとおり、まさにそのとおりでございまして、高校入学が決定ということになりますと、公立高校であれば、3月中・下旬が高校の合格決定となりますので、そこから事務を行うということになりますので、なかなか3月中にお支払いというのができないというところがございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

やっぱり事前には貸さないという答弁じゃないですか、町長さんね。だから、高校入学決定したと同時に、そういう条件で貸すということで、それまでに事前にあらかじめ予定ということで、そういう審査をしておく。そして、合格をしたということで条件に課すという分は、これは日本育英会のおきもそういった事前のあらかじめのそういった、昔あったと思うんですけども、そういう審査の方法ということでできないだろうかということで、一度検討していただきたいと思います。

委員長（藤田 茂議員）

そしたら、検討だけで、また。

委員（是枝綾子議員）

いや、検討だけじゃないですよ。ちゃんと支給してくださいということで、じゃあ質問いたします。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

平成11年が多分最後ぐらいでしたと思います、先ほど答弁あったとおり。その事務の流れからいきますと、申請書に在学の学校長さんの押印といいますか、署名をいただいて、そこから審査して、学期ごとにまとめてお支払いするというのが通常の流れでございます。我々、就学援助についての準備金のできるだけ早くというところの取り組みを見ていただいてもわかるとおり、極力支給できるものであれば支給してまいりたいというふうに考えておりますので、その必ず在学の押印がなければということについては、その事務の流れについては今後検討してまいりたいというようには思いますけども、基本的にはやっぱり学校に入学するというふうな決定がなければ、なかなかそのあたりは難しいかなというふうに思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思っております。

委員長（藤田 茂議員）

よくわかる答弁ですね。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

では、学期ごとに支払うということではなく、早いうちに、入学して間もなくで1年間の分を支給するという方法に変えるということは、事務手続上できるんじゃないでしょうか。

委員長（藤田 茂議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

そのあたりにつきましては、他市の状況なんかを見て検討してまいりたいと思っておりますけども、例えば年度途中で中退される場合とかいろいろございますので、そのあたりについてはほんとに他市の状況を見て慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

年度途中で中退されたら返還を求めるということで、そういう手続をされたらいいわけですので、ほんとに入学するときにお金が要ることに対しての支援ということを、高校へ行け行けと言って、で、その入学するための必要な教材を買うことができな

い、なかなかそろえられないというところについてはどういう援助を忠岡町はしていただけるのかということで、ちょっとその点について、支給が前倒しでできないということであれば、どうお考えになっているのでしょうか。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

先ほどの答弁と同じでございます。就学援助についても、府内でもできるだけ早い時期に中学の分について取り組んだのと同じように、入学についてできるだけ足しになるような形で早い段階で支給するようには検討してまいりたいというふうに思っております。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。じゃあ、早い段階で支給するというので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。よろしいですか。

委員長（藤田 茂議員）

次。

委員（是枝綾子議員）

あと、順番でいくと。

委員長（藤田 茂議員）

あと何問ぐらいありますか。

委員（是枝綾子議員）

あと5つぐらいありますけど、社会教育も合わせたらもっとです。いいですか。すみません。

そしたら、あと、中学校のクラブのことでちょっと質問いたします。115ページのクラブ活動備品に関連してということなんですけれども、忠岡中学校は学校の規模が少ないので、学校の先生が少ないのでクラブが少ないということになっているということでありますが、学校の先生がかなり多忙でね、クラブの顧問を学校の先生でなくても、外して行って、だんだんと一般の社会人の方にしていこうという方向で文部科学省も考えておられるということで、学校の先生でなくてもクラブの指導はできて、連携も必要ですけれども

ね、一緒にするのは大事ですけど。

というところで、実は忠岡町には美術クラブがないって、私、この間聞きましてね。えっ、美術クラブって大概美術の先生がおるから教えてるんかなと思ったら、いや、忠岡はありませんということで、かなり忠岡でも絵の上手なお子さんとか、才能を持っているお子さん、好きな子はたくさんいるんです。そういう美術クラブであったりとか、文科系のクラブが少ないんです。スポーツは物すごく活発なんですけども、そういったことで美術クラブ、ほかにもいろいろそういった子どもたちの才能を、せっかくキッズクラブというて、すごくいい取り組みを社会教育でしていただいている。その子たちの才能が、中学校の学校教育に行くと発揮する場所がなくなってしまうということで、やはり外部の指導する方がいらっしゃったら、そういう文科系については可能ではないかなということで、忠岡から有名な画伯が生まれるかもしれないという、その美術クラブとか、そういった子どもたちにやっぱり夢とか進路も考えられるような、そういったということで、クラブの指導する方をちょっと外部から招くということもぜひ考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

いわゆる中学校の部活動の顧問の件ですね。その部活動の中で数が、例えば文科系が少ないとか、それぞれの学校であると思います。実際にそのクラブをつくる、つくらないは、学校のほうにお任せしているところでございます。また、もしその中で、例えば社会人でこういう専門的な方がいらっしゃるといときには、こちらのほうに要請していただいたら、できる範囲で賃金等も可能でございます。そんな中で、子どもら一人一人の活躍できる場というのは学校のほうでやっていただけてますが、どうしても部活動というのは学校のほうのご判断ということになってますので、要請があれば、こちらはいわゆる人材のその賃金等も考えていきたいと思えます。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その要請というのは、どこで誰がどんなふうに見える、そのシステムが。そのシステムについてがわからないので、ちょっと教えていただきたいんです。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

まず、今例えば中学校にある部活動の中で、専門的な部分の指導の例えばコーチを誰かこの期間欲しいとか、そういうことがあれば、学校長から申し出ていただければ、その人材がいれば、その分いろいろ手続して、入っていただくということは可能です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

教育委員会としては学校長から上がってきたらということですが、学校長のところまで行くまでのシステムがよくわからないので、学校の中にお任せになっているかと思いません。そういったクラブ活動に関しての学校の中での子どもたち、生徒の意見を聞いてとか、そういうPTAや父兄のお声を聞いてつくっていくという、学校づくりはやっぱり学校の先生だけでつくるものではないと思いますので、その声を、どういうクラブが必要だという、そのこのところのちょっと協議をする場をぜひ検討していただきたいなど。学校のほうにも要請していただきたいなというふうに思いますが、教育委員会としてどうでしょうか。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

実際に学校の中での子どもらの意見とか、保護者からのご意見、願いとかは、それぞれ学校のほうできちっと酌んでいただいていると思います。再度、校園長会等では、それぞれもし何かありましたら、またこちらにできる範囲で対応させていただきますということはお伝えいたします。

以上でございます。

委員長（藤田 茂議員）

土居理事、今までにそれは上がってきてることはあるんですか。ない、特に。

委員（是枝綾子議員）

そういうシステムがなかった。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

今、議員お示しの部活動というのは、教育課程外の活動でして、学校長がどの部を存続させる、どの部を新設するというのは権限を持っておられます。そこに関して、例えば教育委員会がこれをつくれとか、これをつくるなとか、廃止せよとか、そういう部分じゃなくて、これはあくまでも、先ほど議員もおっしゃってました教職員が本当に、教育課程というのは当然授業なりは本務としてすべき部分ですけども、その残りの時間を放課後、そういう献身的にされてるわけですから、物理的に可能であるのか、可能でないのかも総合的に判断して、学校長はこれは教職員の負担が大きいとか、そういう判断のもとに縮小していったり、新たにできたりというような部分をされてます。

ですので、そこはやはり学校長の権限内であるということをもとにご理解いただいて、そういう活動が部活動であるんだというふうな部分でご理解をいただけたらありがたいなと思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちゃんとPTAの中でよく話し合っていたらというふうにご要望いたします。

ということと、あとすみません、そしたら続けていきます。

幼稚園費に関してですが、116ページからのところなんですけども、私も先日、ちょっと教育委員会にお願いしまして、東忠岡幼稚園の保護者の方からの声でありまして、東忠岡幼稚園のリズム室にエアコンがないということで、エアコンをつけてほしいというご要望を聞きました。それで、視察というか見学してまいりました。教育委員会の方も来ていただいて、ありがとうございました。

リズム室ね、びっくりしました。昭和の何年にできたんでしょう。戦後ちょっとしたぐらいにできた木造の木枠の、窓枠が木枠というのもなかなか今どきないんですけど、かなり老朽化したところではありますが、そこをリズム室として使っておられます。夏は大変、エアコンがないので暑いんです。リズム室でリズムを取って動くのに、暑いのに、ないと。冬場はエアコンもありませんので、ストーブが1個だけあるそうですが、危ないです。暖まりませんということで。

やはりエアコンというものは、今は公共施設には絶対必要なものだと思います。温暖化

の影響もありますので。エアコンを設置をしていただきたいというふうなお声を聞きました。私も、あの場所をつけるべきだというふうに思いましたが、教育委員会はどのようにそのエアコン設置についてはお考えでしょうか。

子育て支援課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

二重課長。

子育て支援課（二重幸生課長）

東忠岡幼稚園のリズム室にエアコンをつけるという件でございますが、当然教育委員会においても過去から懸案事項ということで考えております。で、実際今年度、つけようというふうに考えておったんですけども、そもそも現在の幼稚園の電力供給がマックス来ておりまして、これ以上そういうエアコン等をふやすと、もう耐えられないということで、そのあたりのこともありましたので、ちょっと断念をした次第でございます。

今後、ご存じのように、忠岡地区については今こども園化を進めておりますので、次の東地区のこども園化に向けて、そのあたりも含めてできるだけ早急に、改修を含めて考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

P T Aというか、園長を含めての要望にも、エアコンを設置してほしいという園からの要望も出ているということで、検討をしていただいたということですが、必要性についてはよくわかっているということでありまして、キュービクルというか変電器というんですかね、何かその工事が必要だというところが一番の足かせとなっているということですが、それを設置するとしたらどのぐらいの費用が要るから断念されたんでしょうか。

子育て支援課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

二重課長。

子育て支援課（二重幸生課長）

具体的にどの程度というものは見積もり自体は取っておりませんが、エアコンが本体がちょっと別の場所で余ってるものがあつたので、それを単純に移設してできるかなということで考えておったんですけども、今申し上げた電気系統のプラスが要るということでありましたので、ちょっと本年度の予算ではできないというふうに判断させていただいて

たところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そのエアコンを設置するということでの、その変電設備ですね、というんですか、その設備については国の補助とかはあるんでしょうか。

子育て支援課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

二重課長。

子育て支援課（二重幸生課長）

施設改修等で、あるかもしれませんが、ただ当然補助金ですので、申請から内諾いただくまで時間もかかるということもありますので、現在のところは、先ほど申し上げた東地区のこども園化にあわせて、全体的な改修を考えておるところでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

東地区のこども園化を待っていたら、忠岡地区のほうをしてからみたいなこと、ちょっと教育委員会のほうはこれまで言ってこられましたので、いつ、その東忠岡幼稚園のあの場所にエアコンをつけていただけるんでしょうか、最短でそうなる。いつつけていただけますか。

子育て支援課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

二重課長。

子育て支援課（二重幸生課長）

今年度中に忠岡地区のこども園化が前に進んでいくかなというふうに考えておりますので、来年早々にその東地区の計画を立てていって、スムーズにできたとしても、まだこの後二、三年は最低でも必要かなというふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

東地区のこども園化がされるということで、そこからの計画しても二、三年必要ということ、今、年少さんで入っている子どもが在園中には間に合わないということになるということですね。だから、その待ってられないということで、早くつけてほしいという質問なんですけれども、つける方法はないのかと。実態としてはよくわかっていらっしゃると思いますが、リズム室、あそこ以外にはちょっと設置できないんですね、広さ的な問題として。だから、あそこを使わざるを得ないと、かわりのところがないと。で、そこは非常に小さな3歳、4歳、5歳の子どもが夏の暑いときに、あそこで汗びっしょりになって、よく熱中症で救急車で運ばれたという事件でニュースにならないなというようなことであります。

ちょっとことしの梅雨時のオープン幼稚園というのがあったそうなんですけれども、オープン幼稚園に行かれましたですかね、教育委員会の方。オープン幼稚園に行かれた父兄の方、まあ当然ちょっとおじいちゃん、おばあちゃんも一緒に来はります。その方がちょっと気分が悪くなって倒れられたということもあるぐらい、かなりやっぱり暑いところであると。で、冬場については非常に寒いところであるということなので、1年でも一日も早くつけてほしいということでもありますので、エアコンそのものは余ってるがあるので、その変電設備の部分ということがネックになっているということなんです。

子育て支援課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

二重課長。

子育て支援課（二重幸生課長）

エアコン自体はございますが、それもいつまでも使えるものでもございませんので、できるだけ早急にするのであれば、対応しなければいけないというところでございます。今、確かにリズム室において設置してるのは扇風機が4台のみということになっております。で、確かに夏休み期間中は幼稚園はお休みですので、一番暑い時期は使うことはないんですけども、6月、7月においても暑い期間、また9月以降においても暑い期間というのはございますので、そのあたりについて、できるだけさまざまな方法を検討してまいりますけども、例えばスポットクーラー的な部分を設置するなどして、少しでも園児、保護者、先生等の負担にならないようには考えていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今在園しているお子さんの間には、エアコンはなかなかつけることは難しいということであるという、そういう答弁ですね。スポットクーラーというても、その部分だけですからね。ということは、万一、ここでリズム室でリズムをやって子どもが熱中症になったということで、死亡に至らなくても重篤化したということで障がいが残ったと。いろいろそういった、熱中症って大変怖いんです。小さな子どもというのは、まだ体の器官が発達していないので、そういったところの問題が起こった際に責任はどこにあるのかと。そのような暑い場所でやっていたけど、なったからその子の責任なのか、いや、そうではないと思います。そしたら、そんな暑いところでやっていた園の責任かと、園長の責任かということになりますが、そういった園長の責任といっても、園長はつけてくれと言うてるのになかなかつけられないということで、忠岡町がつけてないということになります。その際に、どこの責任になるんでしょうかというところだけちょっと確認したいんですけども。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

設置者は忠岡町の教育委員会です。責任は当然私にあると思います。

委員（是枝綾子議員）

そうですね、はい。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

教育長さんに責任が問われてくるということですので、子どもの命や安全にかかわってくる問題にもなってくるというのは指摘をしておかないと、いやいや、想定外でしたということにはならないと。やっぱりこれね、今まで起こってないからいいんですけど、起こった際は本当に大変なことになると。責任とかじゃなくて、その子どもがかわいそうやと思います。親がかわいそうやと思います。やっぱりこれはついてない。公共施設でエアコンがついてないのは、小学校もつきました、みんな。だから、ここだけやと思います。幼稚園だけやと思います。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

もちろん園の運営の中で子どもさんが熱中症になるようなことになってもええと、我々はそういうふうな姿勢でもちろん臨んでいるわけでもございませんし、また何かあれば、園の中でクーラーがついている部屋がございますので、そちらのほうで暑い日はしのいで、また、その後再開するとか、いろんな対応をしておりますので、またあわせて、先ほどから言ってるように、なかなか大規模なことについては今後のことがございますのでできませんけども、それとあわせて、先ほど課長が申したとおり、スポットクーラーですとか、そういった必要な追加の処置については、事故の起こらないように検討してまいるといことでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

スポットクーラーはクーラーでして、エアコンやから、暖房についてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

子育て支援課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

二重課長。

子育て支援課（二重幸生課長）

冬場につきましては、ストーブのほうを設置しております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ストーブ、大変危ないですけどもね。子どものところにストーブということで、1台あるんですけども、やっぱり子どもたちが安全なようにするには、ストーブじゃないほうがいいと思います。

一応そしたら、これ、ご父兄の方々が、声を大にして署名運動とかも、そんなんもやっていきたいということで言っておられます。私も言われるまで知らなかったんですが、やっぱりこの問題というのは、みんな知ったら、つけてあげてよということになると思

ます。つけるななんて言う人はいてないと思います。お金がどんだけ必要か、まだ試算されてないんですけども、やっぱり試算はちゃんとしていただいて、それについての財源についてはどうするのかというところまで考えた上で、やっぱりそれは何億も要りますと、1億、2億要りますというようなことであるんならまだしも、いや、まだわからないですね、幾らか。その試算はやっぱりしていただいて、どうなのかということで考えていただきたいと思います。

一日も早くつけていただかないと大変だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

委員長（藤田 茂議員）

はい。では、よろしく願います。

委員（是枝綾子議員）

その試算はしていただけますか。どのぐらい、その変電設備をつけなあかんということであれば。どのぐらい費用が。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

先ほど答弁させてもらったとおり、スポットクーラーを置くとか、あるいは試算も含めて一度検討はさせていただくということでございますので、ご理解願います。

委員（是枝綾子議員）

含めてやから、その試算はしてくれはるんですね。

教育部（柏原憲一部長）

もちろんそうですね。スポットクーラーのほうがり足りなかったら、変電設備のほうがいいかもわかりませんので。

委員長（藤田 茂議員）

その辺でよろしいでしょう。

委員（是枝綾子議員）

はい、よろしく願います。

委員長（藤田 茂議員）

そしたら、次。ページ数を。

委員（是枝綾子議員）

留守家庭児童学級の消耗品についてお聞きします。121ページの消耗品代18万2,619円ということで、これも留守家庭児童学級に行かれている親御さんからのお声なんですけれども、子どもが折り紙をしますね。留守家庭児童学級、夏休みとかいろいろね、

放課後。折り紙が余り、1枚か2枚しかもらえないそうで、もっとたくさん折りたいというのに、もうないということで、そういうことになっていると。折り紙ぐらいはやっぱり、四、五枚くらい折りたい子にはあげてもいいんと違うかということで、それが消耗品とか、そういったのを節約をされているということであるのであればなんですけど、やっぱり予算が少ないから、留守家庭児童学級、最近もう70人とかかなり、1人1枚ずつふやしても70枚は要るわけですから、ということでもかなり子どもの数がふえているということでもありますから、まあそのくらいと思っても、年間通したら大きなことになるということで、そしたらこの消耗品代についてはもう少し組んで、子どもたちに必要な備品についてはやっぱりそろえてあげるというふうに、ふやしていただくというお考えはございませんでしょうか。

委員長（藤田 茂議員）

ちょっと是枝委員、それも陳情で聞いた話ですか。

委員（是枝綾子議員）

聞いた話です。折り紙と具体的に私のほうで。

委員長（藤田 茂議員）

そしたら、理事者側にお尋ねします。そういう苦情、陳情は聞いてますか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

消耗品につきましては、支援員のほうから要望がありまして購入しておりますので、折り紙が少ないとか、そういうご意見は私のほうには聞いておりません。

委員長（藤田 茂議員）

はい、そういう答えです。

委員（是枝綾子議員）

聞いていないと言われますが、私は聞きましたので、何と云うんでしょうか、私は行政じゃございません。住民の代表として住民の声を聞くと。で、住民が直接行政に言う場合もあるけども、言わない分とか、指導員さんに言えない分とかあって、こちらに言うてくる場合もあります。だから、やっぱり行政が聞いてないからと云うて、そういう声はないということではないと思います。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

非常に細かいご指摘でございますけども、現場の状況がどのような形で、どのような状況であって、1枚渡したか2枚渡したかというのもございますので、我々、1枚ずつ渡さなあかんなんていう、そういう指導はしておりませんので、現場の、例えば渡して、失敗したからすぐ放って、何枚もくれとか、そういうような状況であったかもわかりませんので、そのあたりについては現場の指導員に状況を聞いて適切な対応をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

消耗品代が予算が少なくて、そうして渡せないということであるのであれば、もう少し予算をふやすべきでないかということ。2カ所ありますね。忠小と東小学校と。で、1年間でこれだけということ、足りないということであれば増額もよろしくお願ひいたします。

委員長（藤田 茂議員）

そしたら、そういうことで、よく指導員さんの意見を聞いていただいて、増額というのか、要望を満たしてください。そしたら、終わります。

委員（是枝綾子議員）

聞いてくださいということ。

委員長（藤田 茂議員）

それでよろしいでしょう。

生涯学習課（立花武彦課長）

ニーズがありますので、いろんな形であれば、こちらのほうで予算なり要望したいと思ひますので。

委員長（藤田 茂議員）

はい、了解しました。是枝委員、次、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

すみません、そしたら町民運動場の管理についてです。123ページです。町民運動場費の中のどの部分というか、施設管理委託というところになるのかと思ひますが。あともうちょっとです。町民グラウンドですね。そこの町民グラウンドのソテツがかなり伸びているということで、実は委託をして切ってもらっているのかと思ひたら、職員の方が直接切っておられるということで、いや、節約して努力いただいているということで、けがせんように気をつけていただきたいということで、努力いただいているということで、その努

力でもうちょっとだけお願いしたいんですが、府営住宅側との境界のところですね、ちょうど桜が植わっているんですけども、きれいな桜です。その桜のところのソテツは切ってもらってないんです、ずっとね。そのまま。枯れてカーツとなっている分もあればということで、桜にのしかかかっていて、桜がちょっと次は咲かないと思いますという状態になっているので、やっぱりそこも何とか刈ってほしいと。ということで、やっぱり葉っぱが伸びて、切れて、落ちてということがあれば、またそれがいろんな問題になるかと思しますので、ちょっとそのソテツの剪定の管理についても、そちらのほうもぜひお願いしたいということ。これも直接要望を聞いておりますので、府営住宅側の方から。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

そのソテツは、安藤医院側ね、全部切ったらどうかと思うんやけど。

委員（是枝綾子議員）

安藤医院側のことは言うてないです。府営住宅側のところが剪定がされてないので。

町長（和田吉衛町長）

ソテツの管理ができないということであれば、もう撤去するしかないですね。町が管理ができない、手に負えないということであれば、それは別のものに植えかえるほうがいいかと思えます。なしということは、緑化せなあかんのに緑をゼロにしてしまっただけではいけないので。だから、管理ができるようなものに変えるということであれば、撤去して変えたらいいと思えます。やっぱり管理ができないものは置いとくべきでないと思えます。

委員長（藤田 茂議員）

そのあたり、府営住宅側もちょっと考慮していただけますかということ。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

職員のほうで切っておりますので、また時期を見まして切るような形で進めてまいりたいと思えます。

委員長（藤田 茂議員）

まあまあ建設課とも相談してね。

委員（是枝綾子議員）

ということで、あと、もう最後になります。教育に関する最後の分ですけど、図書館

の改善について質問します。126ページの図書館費のところなんですけれども、図書購入費が財政健全化ということで以前よりもかなり減っているということではありますが、私、ちょっと先日、忠岡町の図書館の運営について住民の声をどこでどう反映されているんだらうかとお聞きしましたら、なかなかそういう場所がないと。アンケート、ご意見箱があるというところとか、職員に直接言ってくださいという形でしかないということをお聞きしまして、図書館協議会というのが忠岡町にはあるんですけれども、その図書館協議会はもう20年ぐらい、かなり開かれていらっしやらないということです。

忠岡町の図書館についてのいろいろな意見をいただくんです。聞くんですけれども、やはり借りたい本がないとか、いろいろあるんですけど、椅子がかたくて、ぼろぼろやから、座って痛いから、新しい椅子に変えてほしいというお声も聞きますし、いろいろやっぱりいっぱい個々に議会で細かいことを言わなくとも、住民自身が行政と一緒につくる図書館ということであってほしいと思いますので、図書館協議会やったかな、すみません、図書館法による図書館協議会というものを忠岡町は開くおつもりはございませんでしょうか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

以前ですね、図書館協議会はございましたけども、委員の方々から、定例的な報告のみに終わるということで、今度ですね、大きなことを決めるときに再開してはどうかということで、休止したということで聞いております。ニーズにつきましては、来年度、子ども読書活動推進計画の策定を検討しておりますので、その中で委員会、またワーキングチームを設置しまして、毎年、計画の進捗状況を精査するなり考えておりますので、その中で図書館の話も出てくると思いますので、その中で考えていけたらなと思っております。それで、図書館協議会のあり方につきましても考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

図書館協議会には、図書館に関しての専門家、研究者とか専門家は入っていらっしやいますでしょうか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員の任命基準がございまして、学校教育また社会教育の関係者、また家庭教育の向上に資する活動を行う者、また学識経験者とありますので、学識経験者の中に入っていると思われま。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

長い間、開いていられないので、当時のメンバーの方でも、いらっしゃる方といられない方といろいろいらっしゃるかと思います。で、大学の教授の方でなくてもいいんですけども、図書館のこういった運営とか、そういったことを研究されている方とかはたくさんいらっしゃると思うので、そういう方は忠岡町はどういった方が入っているのでしょうか、協議会に。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

現在、任命しておりませんので、委員に入っておりません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

子ども読書活動推進計画をつくるということでもありますので、今度開くということでもありますから、そういった全国的なさまざまな図書館のことをよくご存じの方とかもぜひ入っていただいて、つくっていただきたいというふうに思います。

忠岡町の図書館についての役割というんですか、どういうものかという考えをちょっとお聞きしたいんですけども、図書館とはどういうものなのか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

図書館ですね、人それぞれの考え方があるんですけど、余暇を過ごすために読書したり、また子どもたちであれば、資料を調べに行く場所とか、そういう形であると思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町の図書館というのはそういったものだと思いますが、図書館法による定義とか、そういったものに基づいて考えていらっしゃると思うんです、課長もね。その中で、やっぱりその役割を発揮するには、図書館に専門職員を置かないといけないということになってますけども、忠岡町は正職員ではなく非常勤の方でしかいらっしゃいません。非常勤の方も頑張っているんですけども、やっぱり図書館をどうしていこうかというふうなことを考えるには、職員の力がやっぱり大事かと思います。その職員について、正職員化、正職員の配置というのは考えていらっしゃらないでしょうか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

まあ、人事の絡みもございますけども、人事当局には要望してまいりたいと思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

要望していただきたいというふうに思います。で、ちょっと忠岡町の図書館の位置づけというのが、急にお聞きしたので、なんですけれども、またちゃんとお聞きする場で聞きたいと思いますが、熊取町に先日、私、視察に行つてまいりました。熊取町は、図書館というのはね、ただ本を貸すだけとか、本を読む場とか、本に親しむとかいうことでなく、やっぱりまちづくりの情報拠点というふうに基本方針として掲げられています。で、だか

ら住民が知りたいということについてのことを、ちゃんと情報を提供すると。ネットや何やらいろいろありますけども、やっぱりそういうことでなく、きちんと情報提供の場にすると。情報収集の場やと。

もう1つは、住民との協働によるサービスを目指すということで、住民のいろんな図書館の関係のサークルがたくさんあって、そこの方々といろんなところと協働でいろんな取り組みをされているということでもあります。あともう1つは、住民の生活を応援すると。レファレンスサービスを広く住民に周知しということで、必要な情報を迅速かつ的確に提供するという、そういったことを基本方針にさまざまやっています。だから、図書館協議会ということもきちんと開かれていて、そこで計画もつくられていて、忠岡町がつくろうとしている子ども読書推進計画もちゃんとそこでつくられているということでもあります。

なので、まず一遍に熊取町のような図書館にしようということではないし、場所も狭いですし、予算も限りがあるということなので、まずは図書館協議会をきちんと活動を進めていく中心に据えて、あと、そういった住民との協働という部分の一緒につくっていく、住民と一緒に成長していく図書館というものにしていただきたいというふうに思いますので、そういったお考えというのを持っていただけますでしょうか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

今後、調査研究してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（藤田 茂議員）

わかりました。

委員（是枝綾子議員）

調査研究ということで、また一般質問でも詳しくさせていただきますので、こういった図書館は単なる貸し本ではないということだけは、議員皆さんにもわかっていただきたいと思います。住民の知る権利を保障するという、そういった場所であると。全然、地方自治の議員の皆さんが調べに行こうと思っても、ちょっと読む本って少ないです。調べようと思っても、ほんとは議員が行って調べてもええような本も置いててくれてもいいんですけど、地方自治に関してとか、まちづくりに関しての本も余りありません。女性に関してもちよっとなかなかないしなというので、だからほんとに調べたいなというのに関してのことに十分応えられているかなと思ったら、またあそこでは狭いから、もっとこういうふうにしようというふうな、そういったこともまた考えていただければと思います。よろしく願いします。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

今、課長が答弁したとおりでございます。また、我々ももちろん、議員が今質問されたようなことについても、私らとしてはもちろんそうであるなというふうには思っておりますけれども、ほんとに厳しい財政状況の中でございますので、その中で今、忠岡町の図書館としてできる部分については取り組ませていただいているつもりでございますし、また、図書館につきましては、堺から4市1町と言いますけれども、その中の図書館が広く広域で使えるようになっておりますので、本町の住民さんも多くが和泉市の府中のところに行っていて、喜んでいただいているという実態もございますので。

また、本町としても、先ほど本町の財政状況の中でできる限りというように答弁させてもらいましたけれども、たまたま文化会館の中で複合であるということで、例えば今、あすなろ未来塾に来ている子どもさんの多くは、勉強した後、あるいは勉強が始まる前に図書館に行ったりとか、また、この間の土・日も、子ども作品展をやっておりますけれども、あの中に見に来た多くの方が図書館にも行っているというふうな本町の特性というのもございますので、その中でできることを今やらせていただいているということで、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

頑張っていたきたいということで、ちょっとお願いしたいんですが、ちょっと簡単なことなんですけれども、よく館長である課長も聞いていらっしゃるかと思ひますけど、忠岡町の本の貸し出しの1回にできる冊数が少ないというお声は聞いているかと思ひます。これ、前からなんですけど、2週間でしたかね、2週間で5冊、少ないということで、熊取町は3週間で10冊ということなんです。読みたい人はね、やっぱりちょこちょこね、週に2回休みの図書館ですやん。そんなんでも自分の行けるときに行けない場合もあつたりするので、やはり5冊と言わず10冊近くまで、必要な人は5冊で、別に要らない人は5冊まででかめへんのやけど、もっと借りたいという意欲がある方には、やっぱり10冊とか8冊、そういう貸し出し冊数をふやすということぐらひは検討していただきたいと思ひますけど、いかがでしょうか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

現場の職員にも聞いたり、また、他市の状況も研究させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願いいたします。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

ちょっと教えていただきたいので。今、図書館費で質問されてますけども、利用者というのは結構いらっしゃるんですか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

利用者につきましては、年々減っている状況でございます。高齢者の方は横ばいなんですけども、若い方が減っているという状況でございます。年間利用者の人数、貸し出し人数ですけども、平成28年度で1万8,096人ございました。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。北村委員。

委員（北村 孝議員）

活字離れということもあるんでしょうけども、学校の中で朝、読書、10分か15分か何か、まだずっとやってはるんですかね。以前やってるようなことも。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

それぞれ小学校、中学校、朝の時間あります。毎日ではないですけども、取り組んだりしている時期もあります。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員（北村 孝議員）

引き続きよろしくお願いします。

それと、図書館費の報償費で、講演等謝礼、金額が決算されていますけども、これ、どういう方を対象に講演されてる、どういう講演をされるのかな。本をもっと読めという話なのかな。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

これは紙芝居の、5月に紙芝居をしておりますので、その方の謝礼です。

委員（北村 孝議員）

ああ、そうですか。ありがとうございます。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（北村 孝議員）

結構です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

教育ではなく、公債費についてです。公債費の臨時財政対策債の割合についてお聞きします。今、忠岡町のこの一般会計の資料でも、地方債の残高が81億1,722万7,000円ですね、1,000円単位なんで。そのうちの赤字地方債という、減税補填債とか臨時財政対策債等というのが37億3,023万5,000円なんです。1人当たりの忠岡町の借金が46万9,000円ということになってて、府内の平均からしたら、府内は29万ですからね、かなり多いということではありますが、他市もこの臨時財政対策債とか発行されているんですが、その割合が忠岡町は平均なのかどうかですね。というところで、多いのか少ないのか。半分とは言わないけど、借金の半分近くを占めてきております

ので、本来は国が交付税としてくれなければいけないものだというふうに思いますので、だから実際の本当の忠岡町の一般事業債は43億8,600万ということですので、ちょっとこのあたりも国に対しては非常に腹が立っていると私はと思いますが、この臨時財政対策債の割合ですね、忠岡町の。幾らぐらい、何割ぐらいでしょうかということ。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

まず、他市さんの状況、決算カードを比べてみたわけでもございませんので、ちょっと他市に関してはわかりません。本町に関しましては、現状81億のうちの37億というところがございますので、45%というところがございます。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

この臨時財政対策債がほぼ、ほとんどということによろしいですか。

財政課（田中成和課長）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

赤字補填債の部分というのは、ほとんど臨時財政対策債というところがございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この半分は、本来は忠岡町が発行しなくてもよかった分なんです。そのあたりがちょっと、臨時財政対策債の発行の仕方がね。

委員長（藤田 茂議員）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

おっしゃるとおりでございます。本来でしたら交付税というのが、きのうからの説明でもございますが、額というのがございまして、それを満額いただけるのが筋でございますが、国も赤字を抱えておる、その部分を地方公共団体と折半で埋めていくというところで、地方分がこの臨時財政対策債で借りて、財源とするというところがございます。本町

に関しては発行可能額、満額発行している状況でございます。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、この公債費で、元金、利子と返済されている臨時財政対策債については、忠岡町の持ち出しは一切ないということで、全額地方交付税で補填されているということでよろしいでしょうか。

財政課（田中成和課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

でも、それって理論上ということなんですか。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

財政課長。

財政課（田中成和課長）

理論上でございます。理論上のお話でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということなので、本当はそんなに入っていないかもしれないということで、やっぱり国によって借金させられている部分があって、それも全部賄っていただいているかどうかはわからんけど、理論上入ってますということだということがわかりました。

で、やっぱり本来の地方交付税でやってくださいということで要望もぜひしていただきたいと思います。こんな借金をさせられてね、忠岡町の借金、1人当たり46万もあるんやてというふうなことで、そう出ますよね、1人当たりの借金というふうな、忠岡の何か広報で出たらね。それなら、そのうちの45%は国がせなあかんののに、くれてない臨時財政対策債なんですよということは、どこかでちょっと書いといてもらわないと、何か忠岡町の借金が物すごい、忠岡は無駄なことをいっぱい何かしたんかみたいな感じに言われますので、そのあたりはやっぱり臨時財政対策債ということを経験して書いてとしても、何か

よくわからないということで、本来これは地方交付税と同じなんですというふうに、どこかでちゃんと説明をしていただく機会も欲しいと思います。その点については、財政のほうから。

財政課（田中成和課長）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

先生おっしゃるとおり、臨時というところがございます。これが恒久的なものになってはならないというところで、3年に一度、法改正でまた延長しているという、国においても財政事情上、仕方がないというような状況でございます、引き続き要望はしてまいるところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願いします。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（藤田 茂議員）

以上をもちまして、第10款 教育費、及び第11款 公債費、第12款 予備費についての質疑を終結いたします。

以上をもちまして、一般会計の決算の審査を終結いたします。

委員長（藤田 茂議員）

続きまして、特別会計決算の審査に入りますが、質問につきましては担当課より提出の資料説明後にお受けいたします。

まず、133ページから154ページの国民健康保険事業勘定特別会計決算について、担当課より提出資料の説明を求めます。

時間によって、読み上げで終わる場合もありますので。

説明できますか。どうぞ。

（担当課：説明）

委員長（藤田 茂議員）

説明は、以上のおりでございます。

なお、昼食時間が参りましたので、質疑は午後1時よりお受けいたします。休憩いたします。

（「午前11時59分」休憩）

委員長（藤田 茂議員）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

委員長（藤田 茂議員）

ご質疑をお受けいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

資料のほうからお伺いいたします。1ページ目の、ことし累積赤字が1億1,913万円から3,074万5,000円減少し、8,838万5,000円となりましたとあるんですが、29年度におきまして、今、上半期が過ぎましたけど、今年度の見通しというのをまずお願いできますでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

昨年度と比べまして、現在、現時点では医療費が少し多く請求が来ている状況でございます。もちろんその分に対しましては、最終的に国や府のほうから調整が入ることにはなるんですが、予算ベースで今見ていきますと、少し昨年よりかは支出のほうかふえるような感じでございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その医療費の伸びの、例えば具体的にはどういった医療の伸びなんですか。薬代とか、例えばあんま代とか、ありますよね。どういった分野になっていきますか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

細かい内容につきましてはちょっとわかりかねるんですが、すみません、一応直近で調べたデータがあります。その中で高額な医療費がかかっている疾病をお持ちの方が約26人おられます。その中には、白血病の方であったり脳に関する疾患をお持ちの方が6人ほどおられたりという状況でございます。こういった方の治療費につきましては、かなり高度な医療を必要としますので、こういった方が医療費の高くなっている原因になると分析しております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

じゃ、高度医療の伸びが若干影響しているということによろしいですね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

年々医療は高度化しておりますので、十分それが影響しているものと認識しております。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

来年度から大阪府に統合されるということなんです。国保が大阪府に一元化されるということなんです。当面、その一元化されたときに対して、要は大阪府に統合される際に、忠岡町として財政的にどのような対応を迫られる予定なんですか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

現在、累積赤字が約8,800万円ある状態でございます。この累積赤字をまず、市町村の責任において、本町としましては平成32年度までにまず解消しなければいけないということになっております。最終的には一般会計からの繰り入れ等をもって解消するという予定で今進んでおります。平成30年度以降の新たな赤字につきましては、原則発生はしない仕組みが成り立つと思いますので、30年度以降、本町として新たな赤字が発生する要因は今のところ余り考えることはできません。ただ、今後、都道府県に対しまして納付金を定期的に納めていかなければいけませんので、その納付金を支払うためには適正な保険料の賦課であったり適正な徴収といったものが不可欠になってきますので、こういったことをちゃんとバランスよく保つことによって収支の均衡を図っていくことができるものと思います。それによって一般会計からの繰り入れにつきましては原則、法定で認められたもの以外は解消できるものと見込んでおります。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

今でしたら単年度限りで一般会計の繰入金で、ことしでしたら1億9,000万円ですかね、発生しているんですけど、今後はその30年度以降に関して、こういった繰入金というのは発生していくものなんですか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

一般会計からの繰入金につきましては、大きく分けて法定内のものと法定外の分とがございます。法定内の分につきましては今後も必要な、認められている部分になりますので、これは残っていくことにはなりますが、法定外の分につきましては、本来はこれは保険料の中で賄わなければいけない部分を、賄わないかわりに一般会計のほうから繰り入れているというふうな性質のものでございますので、これにつきましては解消しなければいけない部分ということになっております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

じゃ、ことしの1億9,000万円からすれば、その法定外の金額というのは大体何ぼぐらいになるんでしょう。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

平成28年度決算ベースでよろしいでしょうか。

委員（三宅良矢議員）

28年度決算でお願いします。

保険課（大谷貴利課長）

法定内の繰り入れが1億7,742万9,833円です。法定外が1,346万104円となっております。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ほかの質問で。あとお聞きしたいのが、今、財政的なところのほうをお聞きしましたけど、事務的な部分ですね。今後移行された場合、忠岡町としての事務分掌として、今とどのように変わっていくのか、お答えください。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

基本的に、事務的な分につきましては、今現状、日常窓口でやっていることが大きく変わるということはないと思われまます。ただ、今回の都道府県化によって一番大きく変わる部分は、お金、要は各予算的な分のパイを大きくするというのが一番大きな改正の趣旨でございまして、今後はそういった部分が、市町村が心配をせずに、府の責任においてきちんと資金を確保していただけるということになりますので、その部分の余力をもって、今

後は被保険者の保険事業ですね。要するになるべく料金にかからないような、健康寿命を長くしていくような、そういった方面に力を入れていくというふうなことが求められております。なので、引き続き市町村が事務的な負担が大きく変わるといえるものではございません。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

それと、今までやったら徴収から全て、そういう決算から全てやったのが、どちらかというと住民の方の健康とかそういう、どちらかというに出ていく、住民のために足を伸ばして、住民の方の健康に対して、今やったら例えば健康診断の受診率ですかね。そういったのをアップに努めていくほうに、もっともっと力を入れていくということになるということですかね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

そういうことでございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その方向を目指して効果的な方法と、特にこれ、忠岡だけで何とかなる問題とは思っていないので、できれば近隣市町村を含めていい方法とかを取り入れていただいて、また進めていただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

委員長（藤田 茂議員）

他に、ございませんか。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この28年度は国保料の賦課限度額が引き上げられました。それについての影響額ですね。加入者の限度額の方の影響額についてお教えいただきたいと。何世帯の方でどれだけというのが影響があったと。予算の段階では、で、実際はどうだったのかということですね。

委員長（藤田 茂議員）

それは今要りますか。何か見ておったら、ちょっと今忘れているようで。

委員（是枝綾子議員）

そしたらそれは後でも構いません。

委員長（藤田 茂議員）

後でよろしいですか。そしたら後でまたそれ、お答え願いますか。

次に。

委員（是枝綾子議員）

次の分ですけれども、今回国保の会計で、単年度については昨年度もこの28年度も、単年度収支は黒字ということになったという要因は、前期高齢者の交付金のことを挙げられていましたが、それが一番の要因ということでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

平成28年度につきましては、前期高齢者交付金が27年度に比べまして支給額は低くなりました。しかし、共同事業に関する部分なんです、こちらのほうが歳出と拠出とを比較しまして約2,600万円の黒字になったということと、あと赤字解消のために新たに一般会計から200万円を繰り入れていただいたということが、この辺が今回の黒字の要因になったというふうに分析しております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

前期高齢者の交付金が昨年度から5,300万円減っても、単年度収支が3,000万円の黒字というところですので、これは前期高齢者の交付金と納付金との差だけを見ればそうなのかもしれないんですが、そうなのかというところがちょっとありましたけれども、一応共同事業拠出金、レセプトが一元化されたのはこの年、されてますね。共同事業

の拠出金と交付金との差というのが幾らあったんでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

約2,600万円です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

2,600万円ですね。2,600万ということやから、この部分でのことが一番大きかったのではないかと。去年と比べての話ではですね。プラス前期高齢者の交付金がこのところ5億前後ね、ずっと来ているということもあってということですよ。やっぱり前期高齢者交付金に頼っているというふうな、そういった感じもありますか。この黒字になった要因というのは。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

28年度で見ますとやはり共同事業の部分が非常に忠岡町にとっては有利に働いたというふうに見ております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大阪府下では共同事業の、レセプトが1円になって、ほとんどのところがここで拠出金のほうが多くなっているところのほうが多いという中で、忠岡町がこれでまあ言うたら黒字というか、この差し引きで黒字になったという要因はどういったところにあるんでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

総体的に見ましてやはり本町は所得層が低いというのが要因になります。これはやはり所得が低いところに対しまして、単純に申し上げますと厚く入ってくるというふうな仕組みになっておりますので、その点が要因だと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。忠岡町、所得が低いということで、国保料も所得割がかかっている人が大変少ないと、他市に比べても少ないということで。あれをちょっと、大阪府のかな、何でもランキングという、この資料の抛出がちょっとわかりませんが、大阪府内の2016年度、この年度ですね。28年度の大阪府内平均年収ランキングという、1人当たりなのかですけども、忠岡町は43市町村の中で38位というふうに出ておりますので、忠岡町、287万3,414円が平均年収だそうです。1位の箕面市は418万円ということで、全然かなり違うというところで、やっぱり所得、低いほうから数えたほうが早いという、ランクされているところということが、こういった共同事業の交付金というところでも、やっぱりその点では忠岡町は、よかったということはないですけども、黒字になっている要因ということですね。わかりました。

あと、すみません。いいですかね。そしたら、まだ出ませんね。さっきのね。そしたらちょっと聞いて。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町の国保料のどれだけ高いのかというところを、いつも決算ではね。決算で出ますので、決算でちょっと資料としていただきたいんですけども。

委員長（藤田 茂議員）

資料として用意していただいていますか。

委員（是枝綾子議員）

大阪府下で忠岡町の国保料はどのぐらいの位置にあるのかという、大阪社保協の方が出しているモデル世帯という分の資料はあるんですけど、行政としてつくっていらっしゃる、持っている資料としてはどういった資料があるんでしょうか。忠岡町の国保料、どれだけ高い。

委員長（藤田 茂議員）

とりあえず資料があるかないかから。

保険課（大谷貴利課長）

毎年、国保連合会と大阪府のほうでそれをまとめた1冊の冊子が配布されてくるんですけども、今年度に関しましてはまだちょっとそれが手元に来ておりませんので、今、最新の資料がない状態でございます。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

資料が来たらいただきたいということではありますが、ないということですので、そのまとめられたモデル世帯ですかね。一応、忠岡町は現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯というのが大体モデル世帯で、200万円と、300万円が普通なのかな。ちょっと。（「200万円です」の声あり）200万円が普通ですか。所得200万円というところで見ると、忠岡町は19位とありますけれども、ということですね。以前はかなり、1位にここがなりましたので、忠岡町も努力されて、所得割とかを下げたということをやっていた結果だと思えますが、忠岡町の保険料率というのは賦課限度額を除きまして、保険料の据え置きでずっと来ていると思うんですけども、何年間据え置きということであらっしゃいますでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

7年間でございます。

委員（是枝綾子議員）

7年間ですね。ということは、いつからですか。

保険課（大谷貴利課長）

平成22年です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちょうど新聞に出されたのと、忠岡町が大阪府下で一番国保料が高いと。ちょうど町会議員選挙の告示前か何かそのぐらいの新聞に載って、私もびっくりしたんで、記憶があるん

ですね。平成21年ということ。それからずっと据え置いている努力はされてきているということで、値下げをしたということではないですね。据え置いてきたということで、よそが上がってきたからこの19番目ぐらいまでの位置に、よそが上がったものやから19位になったということで私は見てるんですけども、それでよろしいでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

はい、そうでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということで、そんなに大きくは下がっていないということで、やっぱり高いのは高いというふうに思いますが、滞納の世帯というのが、高いとやっぱり払にくいということで、滞納世帯がふえているのではないかなというふうに、据え置きであってもですけども、その滞納世帯数の推移というのは前年度に比べて、回収したとか払ってもらったとかいうのは別にして、滞納ということでカウントされた世帯というのは、割合はふえているのか減っているのかということなんですけど、去年と比べてこの年は滞納世帯はふえているでしょうね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

減ってございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

減っている。ということで、大体何%の方が滞納で督促を出したりとかというふうに。そうですね。1割の方が滞納というかね、とか2割の方が滞納しているとか。分納して納

めているけれども、やっぱり滞納しているという、その辺の率が。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

22%でございます。

委員（是枝綾子議員）

22%の方が滞納、分納したり何とか、おくても払っていったけど、22%の世帯が滞納してるということですね。

保険課（大谷貴利課長）

もちろんこの中には単純な納付を忘れていた方であったりとか、そういう方も含めての割合でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この22%の滞納世帯という、払い忘れたのも含めてですけども、というのは府下の市町村の中で多いんでしょうか少ないんでしょうか。どうでしょうね。滞納率というんですかね。滞納率、額なのか世帯なのかというのがちょっと難しいところなんですけど。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

直接比較する材料は今ありませんが、相対的には低くなってきていることは事実でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。大阪社会保障協議会、社保協の調査の資料、ちょっと私、手元にあるんですが、それを見ますと、この28年度の分なのかちょっと、2017年6月時点の資料と

ということなので、15.6%の滞納率と出てるんですけども、まあ言ったら高いほうみたいですね。真ん中よりもね。そうですね。ということで、やっぱり高いのには違いはないということで、そういった滞納されている方のところに資格証明書や短期保険証を発行している数というのは、忠岡町は多いほうか少ないほうかとお聞きしたいんですけども、資料で見ますと短期保険証を発行しているのが50%と書いてあるんですけど、資格証明書は10%ということであるんですけども。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

まず、短期証でございますが、忠岡町に関しましては約50%の高率になっておりますけれども、大阪府内平均が72.1%、あと近隣が、泉大津が41.5、岸和田が25.5、和泉市が44.5、貝塚市が41.2で、大阪府平均が72.1%ということになっておりますので、これを近隣に比べれば高いかと思いますが、全体から見ればそう高くはないというふうに見ております。

で、資格証明書のほうですが、忠岡町は大体10.8%の数値なんですけども、泉大津で0.5%、岸和田市で1.8%、和泉市で3.1%、貝塚市が2.5%、大阪府平均だと17.7%という数字になっておりますので、これも短期者証と同様に、近隣では高いかもしれませんが、府内全体で見ればそれほど高くはないのかなというふうに見ております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

まず、短期保険証の発行なんですけれども、滞納された世帯の半分に発行しているということですね。50%ということは、で、忠岡町の短期保険証の発行する基準というんですかね、それぞれの市町村によって発行する基準というのが違うと思うんですけども、忠岡町はどういう基準で発行されて、近隣よりも高くなっているのかということをお聞きしたいんですが。高くなっているというより、どういう基準で短期保険証を発行されていますか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

当該年度の10月末現在で、前年度の滞納のある世帯ですね。ただし、年度内に滞納が解消するということは除いたところ対しまして短期証を交付するという事になっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということは10月末という、保険証の切りかえのときからカウントしてどのぐらい、まあ言うたら3カ月なり、それから半年とか、そういう期間というのはあるんですかね。何カ月以上滞納したらでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

すみません、短期証の期間でしょうか。

委員（是枝綾子議員）

発行する基準として、滞納を1カ月したからすぐということではないかと思えますけど、どういう基準で発行されていますかと。期間ですね。滞納期間。

保険課（大谷貴利課長）

先ほど説明しましたように前年度の保険料の滞納がある世帯ということになっております。ただし、年度内にその滞納分が解消できる場所はそこから除くという基準で出しております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

いや、前年度ですから、前年度は3月31日までが前年度で、そこから10月末までは半年ありますので、半年間滞納があればということですかということで、説明ではそういうふう聞こえるんですけど。

健康福祉部（東 祥子部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

10月の更新のときに前年度、前年の4月から3月末までの間に保険料の残がある方ですね。まずその方が対象ということで挙がってくるんですけども、その残っている金額なり、相談に応じて、もうこの29年度のうちに支払いが終わるであろうということであればその方は対象とはならない。で、終わらない、かなり金額が残っているということになれば短期証の対象者ということになるという、そこで一つの判断基準がございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。まあ言うたら前年度やから、10月で1回見るということでもありますので、半年ということ、最大ということですね。やっぱりこの府下の平均の72.1%という分は、その資料をちょっと私、社保協の資料を見ているんですけど、よそのある市が182.2%という何か変な数字を入れたりとか、100%を超えているところとかがあるので、そういうふうになくなってきていると思うので、府下の平均というのがちょっとカウントがおかしいところもあるので、近隣で見えますと岸和田市が25.5%ということで、泉大津は41.5%、和泉市が44.5%ということで、それよりも高いということでもありますので、所得層が低いと最初におっしゃられて、所得層が低いということで、それで滞納者が多いと、国保料が19番目に高いということで滞納者が多くなってきている。で、短期保険証もやっぱり発行している人が多いということなので、保険料は、シングルマザーであっても全然、税は控除がありますので配慮されますが、国保は障がい者であろうと高齢者であろうと、ひとり親であろうと、所得の種類によってということでもありますので、年いって高齢者であっても、年金がなく給与収入であれば、当たり前の給与所得に対してかかるということなので、非常に大変払いがたいということになっているので、やっぱりこの短期保険証という分についても本当によく精査をして、本当になかなか払にくい方について、来てもらうツールということでされていると思うんですけども、やっぱり3カ月という分以外に1カ月の保険証を、短期保険証を発行されてませんか、忠岡町は。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

ケースバイケースによってはあるかもしれませんが、原則3カ月という形で対応しております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

3カ月、すぐ来ますので、なかなか現年度の保険料も払いながら滞納分も払うというのは本当に所得の少ない方には大変しんどいので、やはりそこは考慮していただいて、保険証はやっぱり短期ということではなく、普通に1年使えるものを発行していただきたいということはちょっと、状況を見てね、病気を抱えていらっしゃるってどうしてもという方についてとか、子どもさんがいてるところについてはちゃんと考慮していただきたいということをお願いしたいと思います。

委員長（藤田 茂議員）

よろしく願いいたします。次に。

委員（是枝綾子議員）

答弁はいただきたいと思います。

委員長（藤田 茂議員）

答弁。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

子どもさんにつきましては短期証の対象にはしておりませんので。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

子どもは短期証でないけど、親は短期証でないですか。

保険課（大谷貴利課長）

そうでございます。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

子どもと親と保険証が、1世帯にもかかわらず違う期間の保険証になっているということなので、やはり子どもについてはもちろん配慮していただいているけれども、親についても同じように、同じ期間の保険証にしてあげてほしいということは要望しておきます。

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

来年の4月から大阪府の保険、国保、統一化されるという問題について、その影響についてということでお聞きしたいと思います。これは高迫議員が9月議会でも質問もさせていただきましたが、統一化されての問題というのは保険料が上がるということで、上がる理由は聞きますけれども、そしたら2回目の試算が出ましたけれども、他の都道府県はもう3回目の試算が出ているのに、大阪府は試算を発表しないというのはなぜなのかということをお聞きしたいと思います。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

先日、大阪府の国民健康保険の主管課長会議というのがございました。私はそれに出席いたしました。その席上、今の議員のと同じ質問が出てきて、そこで大阪府のほうの回答といたしましては、この試算をするに当たって国のシステムを使っていると。ところが、その国のシステムのほうが今不具合が出ていると。このシステムのまず不具合を解消しない限りは数値が示せないということになっております。なので、今ちょっと国のほうからそのまだ回答が得られていないので公表することはできないと、そういう旨の説明がございました。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

国のシステムの不具合であれば、他の都道府県も同じシステムを使っているわけですよ。けど、大阪府だけ出せないという説明にはならないですね。答えにはなっていないですね。じゃないでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

私が聞いてきたレベルではそういったレベルでの説明しかちょっとございませんでしたので、それが大阪府だけの現象なのか、他の都道府県でも同じような現象があったかということにつきましては、申しわけございませんが、ちょっとわかりかねる次第でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大阪府は何か9月中には出すという、8月末までに早く市町村、出しなさいとせかしておいて、データ出しましたね、忠岡町も8月末に。出したけど、大阪府がそれがなかなか出ないということについては、国のシステムの不具合ということで、それでいつごろ出るんでしょうかということ。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

これに関しましても再度そういった質問が出ました。その辺は回答は、結果が出て公表ができるような状況になりましたら、速やかに発表するというふうな、そういう回答でございました。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

2回目の1, 500億のね、今後どういうふうに公費を入れるのかというところの分が

入っていない粗い試算の分で、ほとんどの市町村が保険料が上がるということが出ました。で、忠岡町は500円ぐらいですかね、数字が今ちょっと手元がないんですけども、幾ら上がるというふうに出ていらっしやったのでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

2月の時点で公表されました非常に粗い試算の中で約6,500円程度だったと。

委員（是枝綾子議員）

6,500円。これは年間ですね。

保険課（大谷貴利課長）

はい、年間です。

委員（是枝綾子議員）

1カ月500円。

保険課（大谷貴利課長）

1カ月あたり五百数十円程度です。

委員（是枝綾子議員）

五百数十円。手元にちょっと資料ないですね。年間6,500円上がるということですね。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

すみません、そしたらその6,500円上がるということで、安くはならないという結果が出ました。どことももっと上がっています。忠岡町はまだ上がり幅が少ないほうでしたね。ということで、そしたら何%ですかね、6,500円は。10%でしたか。すみません、私も探したんやけど、ないんですね、資料が。後でいいです。それも上がるということで、そしたら今度、公費の負担の部分というのを入れるといっても、本来違うところに、保険料が下がるような要素のところに入れたいところがあるというふう聞いておりますが、そこら辺は保険料、引き下がるということになるのでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

新たに導入されます公費につきましては、約半分が保険者努力支援制度、残りの半分が財政の安定化という部分に使えるというふうになっております。保険者の努力支援制度は、今後市町村が国保の加入者のための健康増進ですね、そういった部分に活用していくように、そういった事業を拡充することによって得られるような部分でございます。もちろんそういった部分を活用して、最終的には保険料の算定をする上で、料率のほうに影響が出てくるものにはなってきます。直接的にはそれが保険料を下げるという要因には結びつかないのかもしれませんが、回り回って形を変えて、またそれが保険料の料率のほうにも影響を及ぼす部分になるというふうに認識しております。

あと半分の財政的な支援の部分につきましては、引き続き市町村ごとの、そういった財政力の負担等を見据えた上で配慮されるべき部分でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

若干は下がるかもしれないけれども、忠岡町の国保の努力、健診率をアップするであるとか、収納率をあともう5%以上アップするとか、さまざまなハードルがいっぱいノルマが課せられて、そこをクリアしないともらえないというお金というふうな努力者支援制度ですね。ということなので、かなり国保は大変になると思います。忠岡は今でも努力ね、頑張っって徴収率をアップするために短期保険証をいっぱい出したりとかいろいろしてるのにといいことで。ですが、だからこれ以上の努力を求められてもしんどいところやと思いますけれども、そういったものやということ。それはやっぱり大阪府が決めるわけですね。まくばるわけですね。大阪府の権限ですね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

大阪府のほうが大阪府の国民健康保険運営方針というものを策定しまして、その中で今後の都道府県化に向けて、大阪府としてこういったことを取り組んでいくというふうな、そういう方針が決められます。今後はその方針に基づいて、市町村もそれに基づく各種事業なり運用していくというふうな形になっていきます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。そしたら。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この制度は府に移管されていくと府が思うような形で統制されていくと、こういったことで、こうしないとお金あげないよということになるので、今までと違うということが、今は忠岡町の国保の大谷課長や東部長さんの努力とかいろいろね、住民の顔を見ながら、やっぱりこういったことまではできないとかいろいろ判断したりというようなことでできたものが、できなくなってしまうということになっていくという問題があります。だから、病気して寝た人の布団を引っぱがしてというふうなことも起こっていく可能性も出てくるのではないかというふうな。

まだ忠岡町に国保は残ります。大阪府に都道府県化されても、忠岡町の国保会計はずっと残り続けます。賦課して徴収しないといけないということですが、そういったところで忠岡町の思いとは違う方向で持っていかれてしまうということがありますので、保険料引き下げのために入れるというふうなことを忠岡町は余りしてないので、赤字の解消だけはしているけれども、ほかの市はたくさん保険料引き下げのために一般会計から繰り入れしているから安いのですけれども、忠岡町は繰り入れてないので高いと。その分が入れられなくなるのも一緒のこういう大阪府下に統一されたら、それは保険料は上がりますわね。というところになるという問題がありますので、上がるということで、下がる要素は余りないということで聞いておきます。

あともう1点、すみません。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

広域化のことについてなんですけれども、その際に資料として、ちょっと戻りますが、資料ね、すみません、一般会計からの繰り入れをどのぐらい、法定外繰り入れを忠岡町がしているかという資料を文書でいただいて、後日で結構です。大阪府下のが出せなければ泉州一円の分でも構いませんので、忠岡町がどのぐらい入れて、よそはどのぐらい入れている、そのことが比較できる表をね、決算委員会でその資料が出ますのでお願いしたいと思います。

委員長（藤田 茂議員）

お願いしておきますね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

今、議員さんがおっしゃいましたその資料なんですけれども、それも先ほど言いました平成28年度の大坂府下のそういったまとめた府、国保連合会から出される冊子のほうにまだ出ておりませんので、それが届き次第すぐわかりますので、それからでもよろしいでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

11月ぐらいですかね、それは。

保険課（大谷貴利課長）

恐らくいろいろと今、保険料の算定のこととか、かなり事務が逼迫しているんだと思います。かなり例年よりかはおくれ気味になっております。これも、ちょっとすみません、いつごろになるかというのもまだ確認はできておりませんが、また確認しまして、資料が出次第また提出させてもらいたいと思います。

委員長（藤田 茂議員）

それなら是枝委員、次の。最後の質問を。

委員（是枝綾子議員）

では、すみません。そしたらちょっと、それも早く出していただきたいということは要望しますが、忠岡町の法定外の繰り入れの金額ね、1人当たりですね、1人当たりの金額というのは幾らでしょうか。それだけでもちょっと教えていただきたいと思います。それは去年と比べてどうなのかということ。1人当たりです。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

平成28年度の数値なんですけれども、まず1人当たりの、もとなる被保険者数につきましては一応3月末の保険者数で割りました。3,209円でございます。

委員（是枝綾子議員）

3,209円。27年度は。

保険課（大谷貴利課長）

27年度は2,412円です。

委員（是枝綾子議員）

2,412円ということで。はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この差は赤字解消の分がふえたという部分が大きいということですかね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

はい、そうでございます。

委員（是枝綾子議員）

すみません。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

赤字解消ということは、保険料を引き下げるということに直接結びついているというものではないというふうに私は受けとめるんですけども、そういうことですか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

保険料とはまた別のものがございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今度、すみません、そしたら広域化、来年、これからのといたらもう広域化されているので、次の予算でといたら、もう広域化された分の予算ということになるんですけども、そしたらこの赤字解消分は解消しなさいと府から言われているので入れはると思うんですけど、保険料引き下げのための、高い保険料にね、今度なりましたとなった際に、やっぱりそんないかんからということで独自に入れるということは、ペナルティーなしですね、交付金の保険者や支援努力とも関係なしに入れてもいいよということになるものではないでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

この点につきましては国のほうも約300億円、これは全国なんですけども、300億円の激変緩和分の公費を投入すると。プラス都道府県の調整基金を使って、なるべく保険料が上がらないような方向には持っていくというふうにアナウンスされております。あと、市町村独自で行うそういった一般会計の法定外繰り入れに関しましても、やはり急になくしてしまうと保険料が高騰する大きな原因になりますので、これにつきましては解消すべき繰り入れということになりまして、約6年間かけて解消していくようなスケジュールで今組まれております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

6年かけては赤字の解消の話ですね。じゃなくて、激変緩和の6年たったら激変緩和がなくなるということですか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

あくまで法定外の一般会計の繰り入れというのが、今回の都道府県化に伴って真っ先に解消していかなければいけない部分でありますので、これにつきましてはやはり、最初の話であれば、本来であれば30年度からこれはなくすというふうな方針だったんですけども、やはり影響が大きいということもありますので、6年間の激変緩和期間をもって徐々に解消していくように方針が今出されております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。当初はそんなん認めないと言っていた国も、激変緩和をしなければいけないぐらい保険料が上がることがわかってきたから、そういう300億円かけて激変緩和をしようとかいうふうな話が出て、300億円まくばったら、さほどそんなに来るものではないし、6年かけて法定外繰り入れを認めるということまで来ているけれども、繰り入れる側の忠岡町が繰り入れようと思わなければ入れられないものなのか、義務的にこれ

だけ入れなさいというふうに言われて入れてくるものなのか、どうなのでしょう。300億以外で独自にという意味で、独自に忠岡町は入れられるでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

忠岡町が決めることになっております。

委員（是枝綾子議員）

じゃあ、これはもう、一般会計の繰り入れということは、町長のほうにちょっとお聞きしますけれども、町長は激変緩和ということで町独自に保険料の引き下げのために入れるというお考えは、今のところございますでしょうか。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

私をご存じのように、10年来、府内で一番最初に一元化をしてほしいと、こういうことで今、今日、4月を待っているんですが、先ほど課長からも言うておりましたけど、今まで一般会計から入れようと思ったら、怒られるでとか、もう銭の勘定ばかりですわ。だけど、課長にこの3年、4年か、これから保健事業の充実をなささい。だから総務費と保健事業のこれを充実せいと、これで足し算、引き算簡単だと、こういうことで本町の住民の健康保持に頑張っていけると、こういうように思っています。

で、保険料が高いと、生活保護になる、そういうことについてはまた別途ね、福祉関係ですので、私としても住民の面倒を見ていかないかと、こういうふうには思っています。大阪市と本町と相手になってけんかする気もありません。また、近隣の泉州地域の人たちとけんかする気もありませんが、本町としては一元化に前へ進みたいと思いますので、議員各位のご理解を求めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

質問した項目については答えていただいてないですけど、そのことについて再度質問してよろしいでしょうか。一般会計から繰り入れする気あるんですかというふうなことだけ

を聞いたかったのに、自分が進めていってるんやとかいう話やったから。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

繰り入れを課せられたら考えていかないけません。赤字解消についても、これは本町としては課せられてきますので、これも考えていかないかんと思います。赤字については、一元化されたら持って行ってくれたらありがたいなど、こういうふうに思っていますけども、多分そんなことはないでしょう。だから、それはそこに結果が出てきたときに本町としては頑張っ、て、会計を渡していかないかんと、こういうふうにいる次第です。

委員（是枝綾子議員）

入れてくれるんですかということについては、だから。

委員長（藤田 茂議員）

今の答弁で僕は理解しましたけども。

委員（是枝綾子議員）

入れてくれるわけですか。

委員長（藤田 茂議員）

最終的には繰り入れざるを得んというような解釈で聞いていますけど。

委員（是枝綾子議員）

繰り入れは国から言うてくる、入れなさいよと来る分もあるかと思います。だけど、じゃなくて、町独自で保険料の引き下げのための法定外の、町独自の、町財源の分を考えると、いうお考えはありませんかと。余りにも高いということですね。

町長（和田吉衛町長）

うちは、府内では保険料高いんでしょう。さっき19番目か。そしたら20番目ぐらいに合わされると保険料、戻ってきますな。それは戻すかとか、そんな判断もやっぱり1つの府のほうの判断があつてこそやっ、ていける問題ですので、今のところ架空で、値下げや値上げや、そんな話はちょっとできませんので、繰り入れ。

委員（是枝綾子議員）

町長、もういいですけど。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員が町長を指名したんです。

委員（是枝綾子議員）

繰り入れをするしないと、一言言うていただいたらいい話なんやけど、何かいっぱい言うていただいでるけど。

委員長（藤田 茂議員）

それは私、聞いた中では繰り入れという言葉は出てきましたので。

委員（是枝綾子議員）

繰り入れはいろいろな、法定内、法定外、国から来るまで、保険料引き下げのための。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員、そこまでは言うてないから。

委員（是枝綾子議員）

だから聞きたいわけ。赤字解消のための繰り入れ以外の、保険料引き下げのための繰り入れをしますかということです。

町長（和田吉衛町長）

是枝さん、繰り入れというような言葉も成立してくるのかな。この制度ができれば。そんなこともちょっとわかりにくいのでね。

委員（是枝綾子議員）

もう端的にちょっと町長に。一般会計から保険料を、この4月からの保険料を引き下げるために町独自に、どこからもお金来ないけれども、町独自に入れるというお考えはございますでしょうかと。ある、ないの話だけなんです。

町長（和田吉衛町長）

そんな状態になったらね、共済掛金をしている人、健康保険を納めている人、こういった人にも納得してもらわないけませんのでね。国民健康保険の人たちだけが、ああっというわけにもいきませんので、そんな数字が出てきたときに判断をきちっとしていきたいと。集まった金は返すとか、そういうことも今から言えませんので。

委員長（藤田 茂議員）

そのぐらいで。

委員（是枝綾子議員）

ということで、私、大阪府が出さない理由というのはちょっと指摘申し上げたいと思いますが、かなり高くなるから、発表できないから出さないということがあるんじゃないかと。他の都道府県は出してるんです、3回目を。まだ忠岡は2月に出したきりの、それなんです。おかしいでしょう、大阪ね。ということで、だから出せないぐらい大阪府の、今2回目の試算とか、今している試算は医療費の伸びを低く見えています。去年低かったので低い、2%も伸びがなかった分で伸びを見ているけど、平年は3.何%上がっていつている。去年だけちょっと上がりが少ない。去年の上がりぐあいの分で計算をしてるから、1年目は多分低く出るとは思いますけど、2年目からはもうそんなんではやっていかれないということで高くなるというふうに見ております。

それで、もう終わりますけれども、それで国保の都道府県化がされるのは、都道府県にそういう保険、何かそういう医療の計画をつくらせて、それでその計画どおりに進むよう

に都道府県をそれぞれ競わせて、それよりも医療費がいっぱい伸びたら削るように計画を見直して、計画の範囲に抑えるようにということをしやすいために都道府県化をするということはあるので、そういう都道府県化でありますので、保険料が安くなるからというふうな、そんなものではないということは指摘はしておきます。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

いいです。もう答弁はいいです。

町長（和田吉衛町長）

ちょっと待って。保険料が高くなると。うちにとってはそんなことはないかもわからへん。

委員（是枝綾子議員）

いやいや、高くなるって出てますやん。

町長（和田吉衛町長）

いや、それはわかりません。

委員（是枝綾子議員）

出てますよ。

町長（和田吉衛町長）

大阪市とかね、市やそういうところは、どんどん出してるところは、補填してきたところは高くなるかもわかりませんが、うちとしては皆さんにご辛抱してくれたわけですから。で、大阪府は高くなったら松井一郎に言わなしゃあないわけで、維新は何をしてるんかということで。これは皆さんとともに一緒に言うていきたいと思いますので。副委員長さんも。

委員（前田 弘議員）

是枝さん、もう。

委員（是枝綾子議員）

私が長くしてるのではなくて、関係のないところでの答弁というものがいっぱいあるということは、ちょっと委員長、わかっていただけますか。私は質問をするためのこの場なのに、関係のないことで町長の意見をいっぱい言われてるということはちょっと、質問に答えずというふうな、それはちょっとね。

委員長（藤田 茂議員）

それは町長さんなりに是枝委員の質問を聞いての答弁やと。

委員（是枝綾子議員）

私は答弁要らないと言うてるのに。

委員長（藤田 茂議員）

私は理解していますので、そこらの方向で今後進行していきたいと思います。

委員（前田 弘議員）

是枝さん、ちょっと俺に質問させてよ。もうそれで終わってよ。

委員（是枝綾子議員）

まだありますけど、どうぞ。

委員長（藤田 茂議員）

もう一つだけやろ。

委員（前田 弘議員）

2つ言うたや。

委員（是枝綾子議員）

今度の4月から国保が広域化されるのに、そんな態度でいいのかと議会に問われているんです。これってもう、放送でもしておいていただきたいですね。この状態。住民が見たらどう思いますか、これ。こんないいかげんなことで、高い保険料を一生懸命払わされている住民にとって、真剣に議会が議論しているのか、そこが問われているんですよ。なのに、「もうないか」「もう2つ言うたのに、2つ言うたやないか」、もうこれ以上質問させないという、こういう1年間やっていた分をね。

委員長（藤田 茂議員）

させないとは言ってませんよ。させないとは言ってない。

委員（是枝綾子議員）

ほかの議員が言ってます。

委員（前田 弘議員）

私が言いました。私はね、やはり町長が一定の答弁してるんですから、これ以上幾ら誰が言うても、それ以上新しい問題は出てこないんですよ。町長の言ってることはもう最終的な答弁やと、私はそう思っています。

町長（和田吉衛町長）

いやいや、まだこれから出てきたことについては、議会に提案しますので、議会に提案したときに、また真剣に。

委員長（藤田 茂議員）

本来の決算審査特別委員会に戻します。是枝委員、もう1問ありましたか。

委員（前田 弘議員）

なかったら私、ちょっとすみません。私も寄る年波によりまして、いろいろと病院も行ってきました。今も行ってるんですが、先発の薬と後発の薬というのがありましてね。私も今までそれを知らなんだんですけども、先発の薬というのは特許が入っているんで、かなり高いということを聞いています。

また、4市の南部議長会で、福井県かどこかへ行ってきましたな、局長。そのときに後

発の薬を、保険料がかなり高くなってくるんで、後発の薬品、ジェネリック、これを皆さんに使ってもらうようにちょっと指導しているというようなことを言っていました。それをするによって随分国保のほうも解消してきたなというようなこともありました。それで今後大阪府と、これから高齢化になってくるんで、かなり医者の方の薬代も要ってくると思うんでね。800万人の人がみんな病院に行くんですから、かなりの医療品も要ると思います。

それで、大阪府は今後そういうことも考えて、やっぱり医療費も高くなってくるというようなことも考えて、これからジェネリックの薬を推奨しよう、指導しようという考えはないんですか。そんな話はないんですか。それはどうなんですか。いや、私、聞いてないんでね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

既にもう取り組んでおります。

委員（前田 弘議員）

そうですか。なるほど。私もそれは知らなかったもので、聞いてるんですけども。

委員長（藤田 茂議員）

他に、ございませんか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

国保の都道府県化に向けて、もう数カ月しかございません。どういうスケジュールでどのようにっていくのかというところについてお聞きしたいと思います。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

一応、府の広域ワーキンググループのほうからスケジュールというのが出されておまして、本来であればもう既に29年度、第3回目の試算が出ておる時期ではございますが、まだこれが出ておりません。そうこうしている間に、今度平成30年度の予算を組ま

なければいけませんので、そのための仮の係数というものがもう近々、10月の下旬から11月の頭ぐらいには出てくるものと思います。それで、我々はこの係数を用いまして平成30年度の予算の数字をつくっていくというふうな流れになっております。

あとは条例、法律改正のほうに関しましても、既に何点か算出例というのは出ておりますが、最終的に忠岡町の条例改正につきましては、3月の議会において条例を改正して、最終的な体制を整えるというふうな流れになっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら議会で審議をするというのは、もう4月1日から始まる、条例の施行日はいつですかね。4月1日からですか。それを3月議会で決めるということですか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

4月1日です。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1カ月もないですね。4月1日からということやのに、3月の議会で1回で決めるということですね。それまでにその情報とかいうふうな、第3回目の試算というのがいつごろ出るんでしょうか。仮の係数というのは仮の係数であって、保険料というのはそこで出るんですか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

1月にこちらも予算を完成させなきゃいけませんので、もちろん国のほうもそのスケジュールにのっとなって、間に合うような形で各種係数を出すというふうになっておりますの

で、係数が出てきてすぐに、じゃ保険率がわかるのかどうかと言われると、その辺はまだ見えていないんですけれども、少なくとももう30年の1月の時点ではそれなりの金額は出さなければいけないというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そこは仮の係数での保険料の試算という形が1月に出るということですか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

仮の係数が10月末に出た後、確定係数というものが1月中に出るということになっております。ただこれが1月に確定係数が出てしまうと、もう予算の編成には実際使えないようなスケジュールになってしまいますので、30年度の予算を計算する上ではこの仮の係数を使わざるを得ないのかなというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら当初予算を組むときに仮の係数でもう予算をしないといけないと。実際の確定係数との差が大きければ補正予算を組まなければいけないとかいうふうなことが出てくるというような、こんなぎりぎりでもいいのかということですね。多分国保が一番困るだろうと、都道府県じゃなくて市町村の国保が困ると思うんです。一番迷惑がかかるのは住民なんですよね。やっぱり議会もどうということになるんだというふうな議論をする間もなく、仮の係数だと思っていたら、実際の係数はまた違った数字が、予算書とは違う数字が出てきて、3月の議会はじゃあそれでどういう議論をしたらいいんだと。条例は先に変えないといけないと。後ろが決まっているのに、条例がもし決まらなかったらスタートできないということになるわけで、本当にこんなタイトなスケジュールでもいいのかということで、やっぱりこれはちょっと延期してもらわんと困るというふうにね。議会の立場からしたらこんなんで審議でけへんというふうに、大阪府下の議会が怒ってもええぐらいの話や。こんな失礼な話、ないですよ。議会にはちゃんと数字を示せないで、4月からはしますと

いうふうなことで、本当にひどい話やなあ。国保の課長さんや部長さんじゃなくて、大阪府に対してね、国や大阪府に対して言っているわけでありまして。そのことがありますので早く出すようにということで、これは強く求めていただきたいと思います、その点についてはいかがでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

やはりよその市町村でも早く、本来であれば仮係数ももう既に出ていて当然のスケジュールになるんですけれども、まだまだおくられているということに対していらだちを持っているところが多く見受けられます。その点につきましては今後我々も、早く出せるものは出してくれというふうに言っていきますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

じゃ、これでちょっと要望なんですけど、仮の係数が出た時点で早く計算をしていただいて、議会には早くお知らせをしていただくと。議会を待たずに「こういうことです」ということや、1月に確定係数が出た時点でとかいうふうなことで、情報はきちんと適宜、速やかに出していただくということはお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

先ほど是枝委員からの質問といいますか意見といいますか、そのときに係数が、来年4月からやのに出ていないということで、2回もやってるのにということで、先ほどちょっとおっしゃってましたけど、よそで出ているのに忠岡で出てないのは、それは何かあるん違うかなということの、他府県、ああそうですか。すみません、わかりました。いや、大阪府で、よそが出てて、うちが出てないのかなと。わかりました。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

先ほど前田弘委員の質問であって、ジェネリックのことなんですけど、新しい国保、うちも届いたんですが、ほかの市町村やったらまだ「ジェネリックを希望します」というシールみたいな券ですか、あれを張りつけてくださいみたいな、協力してくださいみたいな、答えているところがまだ多少市町村によって残っていると思うんですけど、あれ、忠岡で今回入ってなかったのは、ああいうことはどのような意図というか、その辺はどのようになっていますか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

7月に納付書を発送するときに入れております。

委員（三宅良矢議員）

すみません。納付書を発送するとき、別個それは入っているということですか。

保険課（大谷貴利課長）

はい、同じ封筒の中に。

委員（三宅良矢議員）

そこに保険証は入ってないですね。

保険課（大谷貴利課長）

保険証は今回です。

委員（三宅良矢議員）

保険証とジェネリックのあれは、また別々で送ってくるということなんですか。保険証と、「ジェネリックを希望します」というシールは別々に送ってくるということなんですか。

保険課（大谷貴利課長）

今年度はそういうことになっております。

委員（三宅良矢議員）

今年度は。

保険課（大谷貴利課長）

はい。

委員（三宅良矢議員）

来年度以降はまた同時ですか。

保険課（大谷貴利課長）

はい。

委員（三宅良矢議員）

要は、なぜ別々に送るのかなというのがよくわからないので、すみません。

健康福祉部（東 祥子部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

すみません。昨年度は希望カードなりシールなり、保険証と一緒に送らせていただいたと思うんですけど、今年度はたまたま7月の納付書のときにそのシールを先に送ってしまったような状態になっていまして、ことしは保険証とセットではいってないという形ですが、一応ご家庭にはお届けはさせていただいているということになっております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

来年度以降はちゃんとまた一緒にとということですね。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。そのとおりです。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。

すみません。あと予算書の139ページの見方なんですけど、1款1項1目の1節、医療給付費現年度分の、ちょっとこの辺の見方なんですけど、予算現額で3億9,118万8,000円で、収入済額が2億3,561万6,114円なんですけど、これの見方というのは、1億5,500万円は、その差額に関しては、例えば100人が100人ともちゃんと納めてくれてたら3億9,000万で、要はそのうち何ぼかが納めてくれてへんから2億3,500万が収入済みという見方でよろしいですか。調定額、すみません、という見方でよろしいですか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

はい、そういうことでございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ということは、人数の未納のパーセンテージじゃなく、金額ベースでいうと35%ぐらいが要は納め切れてくれていないという考えでいいんですよね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

すみません、医療給付分の現年分の3億9,118万8,000円というのはあくまで調定でございまして、実際これに対しましてどれだけの保険料が入るかというのが決定されるのが、そのすぐ横の2億5,496万825円となります。この金額に対してどれだけの収入が入ってきたかというのが収納率になりますので、すぐ横の2億3,561万6,114円、この金額が実は入ってきた金額でございまして。これに対して、調定額で割り戻したものが実際の収納率になりますので。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

保険課（大谷貴利課長）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。すみません、ちょっとそこでお聞きしたいのは、この1億4,000万ぐらいの差が生まれる理由って何ですか。要は予算額からこの調定額で、この金額が数千万やったら、1,000万、2,000万やったらわかるんですけど、1億単位でできるって結構な、この差って何が要因になるんでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

予算を組む時点では、いろいろ各種、保険料以外の部分とかも、いろんな補助金とかも入ってきますので、まだその辺がちょっと読み切れてない部分等もございまして。一応そう

いった分につきましては、保険料という部分でちょっとカバーするような仕組みになっておりますので、こういうような形になっております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その読めない部分に関して、かなり割高にして予算計上してしまうということによろしいですか。

保険課（大谷貴利課長）

はい。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長、それでいいですね。

保険課（大谷貴利課長）

はい。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。以上です。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

すみません。先ほど広域化の、来年早々という話をされてますけど、私、ちょっと聞き逃したんかも、これまでそういう話があったんかもわかりませんが、保険料は広域のほうで決めちゃうと。それで、ほかの業務については今までどおりと変わらないということで、滞納がありますよね。これの扱いはどうなんですか。例えばことしから税務のほうは大阪府に回収機構ですか、やって、かなり私も相談を何件か受けましたけど、もうこちらの課長にお願いしても全く受け付けないという感じで、それはそれまでにいろいろな、本人に通知もしているというんですけど、本人はそういうことで、長いこと置いて、最終のどどの詰まりが来てやってはるから、その辺のことはかなりきつくやられているのはわかるんですけども、その辺の滞納の徴収というのは、それはこちらでやるのか、その辺もまだ具体的には決まってないんですか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

徴収に関しては基本、今までどおりということになっています。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（北村 孝委員）

わかりました。

委員長（藤田 茂議員）

以上で国民健康保険事業勘定特別会計決算について、質疑を終結いたします。

委員長（藤田 茂議員）

次に、155ページから177ページの介護保険特別会計決算につきまして、担当課より提出資料の説明を求めます。

（泉元いきがい支援課長：説明）

委員長（藤田 茂議員）

説明は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

資料の12ページからお伺いします。地域支援事業の件なんですけど、これは総給付費の何%がこれに充てられるんですしたっけ。全体の。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

全体の3%になります。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ことは、その3%分からすれば、3,720万3,000円というのは何%に。どれぐらいの消化というか消化率というか、当たりますか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

基本的にはその3%の枠でしております。ただ、包括が直営でしている分がありますので、包括の介護予防ケアマネジメント費については一般から繰り入れという形になっております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すると、あと、例えば任意事業の使えるお金、財源とかいうのはまだ余力ってあるものなんですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

その辺がすごく、今、給付費から比べますと微妙なところで、3%を超えるとなると、ちょっとその辺は人件費として補填していかなければいけないという、変則的な形になっています。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

先ほどちょっと、今、地域支援事業のことが出ましたので、それについての、地域支援

事業の中での任意事業ということで、食の自立支援事業ということで、これが給食サービスのことになりますね。それが、決算額が多分これだけですかね。食の自立支援だけで559万円ということですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そのほか、介護用品支給事業であるとか介護給付の適正化事業、それと介護相談員の派遣であるとか、そういったものが含まれております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

任意事業で、忠岡町は国が示しているメニューの中で、食の自立支援事業と介護用品と相談員派遣と、もう一つ、適正化何とかって言ってはりましたけど、4つやっているということですか。任意事業。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

介護給付の適正化。

委員（是枝綾子議員）

適正化も入れて4つですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

あと、成年後見人の後見扶助というものも含まれております。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、食の自立支援の分についてちょっとお聞きします。この間、ここ数年ですね、給食の内容が非常に悪いということで、ずうっとここ10年ほど、私もこの間も試食も、毎年試食させていただいているんですけども、内容がよくなってきております。アンケートも取り、町のほうも委託先のピープルハウス、光生会のほうに言って内容も改善を求められてということで、改善されてきたというふうに思っております。それはよかったと思います。

それで、もう一つちょっとお聞きしたいのは、栄養士が献立を考えていて、その献立も一緒にいただいたんですけども、その献立のカロリーとか糖質、脂質、たんぱく質とかいろいろね。そういった栄養士はちゃんと計算していらっしゃるんですよね。それがついてないです。献立のおかずの種類だけ書いたものしか忠岡町には提出がないということな

んですが、本来、1食ね。よくコンビニでも書いています。カロリー何ぼとか糖質、脂質何ぼとか。弁当ごとに出るはずですね。それは出さなくてもいいんでしょうけども、やっぱり必要なものではないでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そのカロリー計算表というのがあるかと思うんですけども、私もその専門家ではありませんので、どこまで栄養士さんが計算されているのかは、ちょっとわかりません。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

委託をしているのは介護保険課ですね。それをどういうふうに、栄養士さんに直接じゃないですけども、給食サービスを委託している委託先に、そういったところのメニュー表、成分構成表を出してくださいねということは言わないんですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

食の自立支援事業の趣旨からしまして、配食のカロリーであるとか、特に糖尿病の方に対しての対処もしていませんので、食の確保という意味でいいますと、ある程度のカロリー数が保たれている、栄養素が含まれている食事を提供していただいて、安否を確認するという意味も含めましての委託になっておりますので、そこまで細かく要求というんですかね。たんぱく質が何ぼであるとか、そこまでは今のところは考えていないところです。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

いろいろとね、国保の課長さんもいらっしゃるし、やっぱりいろいろ皆さん高齢者ね、病気には重い軽いはありますけど、やっぱり幾つか糖尿病対策もしていたりとか、カロリー

一とか高脂血症、いろいろ病気を持っていたらっしゃる方、健康で何を食べてもいいという人ばかりではないということだと思いますので、そこはやっぱりそのお弁当を食べて塩分を取り過ぎてとか、例えばそういうふうなことにはならないとは思いますが、1食ぐらいでは。でも、やっぱりそこはちゃんと丁寧にね、同じ、多分栄養士さんちゃんと計算してはると思います。計算せずに適当にしてるんやったら、それはほんまの栄養士さんかどうかちょっとわかりませんが、きちんと計算、1食1食しはると思いますので、それはやっぱり求めていいものではないかと思いますが、求められなければ出さないと思いますので、求めはったらいいと違うんでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

食の自立支援事業は、弁当を通じてその方の安否確認なり、対面してその方の状況を確認するための道具やとっておりますので、配食の中身についてどうのこうのまでは、ちょっと我々はそこまで細かくは関知、関知と言ったらおかしいですね、そこまで要求するものではないととおもっています。ただ、中身について高齢者向けの食事を提供してください、また必要なカロリー数は確保してくださいというのが最低レベルかなとおもっています。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1食の配食につき850円も支払ってるんです。300円が本人負担なので、介護保険会計から550円、1食ですよ。1食550円も出してるんだから、そういった丁寧なね。多分その安否確認がどの程度きちっとされているのか、私はわかりません。忠岡町も報告書を見るだけなので、わかりません。けど、やっぱりちゃんと提出してもらいたいものはしてもらっていいんじゃないかと。そういういろいろ気にしはる人は、民間のそういう、ちゃんとね、糖尿病食とかそういうのをしてくださいというんやったら、それはそれで、ほんまの貧困対策みたいな、そういう弁当なんだという扱いに、1食850円もかけているということであれば、ちょっとその金額は見直さなければいけないんじゃないかというふうにも思いますけれども。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

あくまでもやっぱり食の確保という意味と、安否確認という意味がございまして、その辺につきましてはきちっと、配食につきましても資格を持った者が配食しておりますので、ただ単に弁当を宅配しているだけやという意味ではないということだけ認識していただきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら1食のお弁当の成分表、主要な栄養素とか塩分とか、そういったものの表記というものは、そういう時代になってきていると思いますので、本人が自己管理ね、健康管理を自分でしようと思っても、これはどんだけ入ってるんかわからんというものを提供されても、じゃあ、糖質ちょっと制限しなさいと言われてる人が、1食当たりに糖質がそんな30グラムも入っている、炭水化物というか糖質が入っているものを食べていいのかといたら、そうではないと思います。大体、年とともに糖質は制限しようというふうにお医者さんから、糖尿病とは言われなくても。糖尿病から腎臓に来て、透析ということで医療費が高騰しているというふうによく言われますけれども、だからやっぱりその辺は、病気でなくてもやはり気をつけておくということが大事ではないかと。1週間のうち5食配食されているので、やっぱりどういうものを提供しているのかというのを忠岡町がきちんと把握しておくということは大事ではないかというふうに思います。

300円、本人から徴収して、550円足しているということなので、1食配食するのに550円もね、1件550円もかけているというのは非常に「えっ、ちょっと」、それやったら資格を持ったほかの方が「私もやりたいわ」という人が出てくるかもしれません。だけど、ピープルハウス、光生会に委託しているのであれば、ちゃんと求めて出してくださいというふうに、言わない。言いませんというふうに今言っているわけやから、言うて出していただくだけでも。出せますよと言って、出せるものやったら出してもらったらいんじゃないでしょうか。どういうものを提供しているのかということが忠岡町は把握できていますかと。どういうメニューだけでなく、どういった食事の中身の、栄養素の中身のものを把握していますかというふうにちょっとお聞きします。把握していますかということ。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

中身につきましてはメニューで確認しております。ただ、そのカロリー数であるとかは現在のところ把握できておりませんので、どの分まで出せるのかどうか、計算できるのかどうか、一応ちょっと確認させていただきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちゃんと出してくださいと言えば、管理栄養士さんは出せます。そのぐらい出せますので、出していただくように、ぜひよろしく願いいたします。

続けて、よろしいですか。

委員長（藤田 茂議員）

続いて、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

その配食サービスについて、この年度の件数というのは前年と比べて、ずっと例年同じ、大体30食ぐらいで30人の方ですね、実質、の方で推移していらっしゃるのでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

平成28年度登録者が37名でございまして、前年度と比べてそれほど変わっておりません。配食数につきましては全部で4,248食で、前年度と比べまして4.6%の増でございました。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この37名というのは、高齢者の率というんですかね、からして他市町村と比べて多いのでしょうか、少ないのでしょうか、平均的なところなんでしょうか。

委員長（藤田 茂議員）

わかりますか、課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

すみません、他市町の状況までちょっと把握しておりませんので、比較は難しいです。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これは要介護認定というんですかね、要支援でもいいですけど、が必要な事業でしたか、この受ける方は。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

要綱上は明確に要介護度を持ってなければならないということではないのですが、食が自分で確保できない方という形になっておりますので、基本的にはその要介護認定を持っていらっしゃる方を前提として配食しております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ケースバイケースだと思いますけれども、介護予防の段階の方とか、要支援まではなかなかいかないけれども、介護予防も、ひょっとしたら介護になるんじゃないかという方については、そういった方も含めての事業ではあるわけですね。一応任意事業ですから。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

一応、介護認定で認定がなくても、こちらで調査いたしまして、認定の状態にあるなどということであれば配食をさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

要支援なり要介護の認定を受けていなくても、介護保険制度上は、任意事業として給食の配食はできるものなんですかと、お聞きします。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

国の実施要綱とかではそういったことまで規定しておりませんので、認定者とは限ってはないと考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと初期の認知症的なというんですかね、という方は、なかなか自分で要介護認定とか、家族が勧めてもなかなか、「自分は違う、いい」ということでしないという場合があったりで、食事もしっかりと取れにくくなってきてはるという方をたくさん見てきておまして、やはりそういった方にいろいろかかわっていくというところでは、そういった配食サービスという分については、非常に1つの大事なところで、そこからいろいろと介護保険制度に結びつけていくような流れもつくれるのではないかとということで、介護予防としてその部分も含めて、今後ちょっとそれを、要介護認定が条件というふうな形で規定せずに、必要な方については申請も受け付けて、実際に見て認めていただきたいと。法令上は別に問題ないわけですよ。そういうふうにしていただくことは可能でしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

是枝議員がおっしゃられたように、介護予防をする上でやっぱりきちっと食事をするというんですかね、カロリーを取ると言ったらいいんですかね、で、運動していただく。それが介護予防につながることもなります。町としては食の自立支援事業も実施しており

ますが、社会福祉協議会のほうでもふれあい型給食サービスというのを実施しておりますので、そういったふれあい型を先に利用していただいて、地域との交流も含めながら、そういった介護予防に、認知症の方でも地域で暮らしていけるような地域づくりといたしますかね、そういったものに結びつけていきたいなと思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

結局、すみません、ふれあい型のそれもあわせてしたらいいと思いますけれども、要介護認定や要支援の認定というものを絶対条件とはしていないということで対応をしていくというお答えをいただきたいと思いますが、どうでしょうかと。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

先ほどおっしゃられたように認知症の状態があらわれてきているようであれば、我々、調査した時点で、その辺の認定は受けなくても、そういう状況が把握できれば、こちらとしても配食としては提供していきたい。安否確認も含めてそういったことはしていきたいと考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

どちらにも取れる答弁の仕方なので、何遍も聞くことになるんですが、認定できればということで、それは要介護、要支援の認定ができればというふうな認定ということなのか、この人には要介護認定を受けていなくても、やっぱり配食は必要だと認定できるのか、その認定の中身がどちらにも取れるんです。いいように取ろうと思ったら取れるんですけど。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

認定を取ってなくても、認定をこちらで調査させていただいて、認定の状態であればということです。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

要介護認定が絶対条件ではないということで対応していただくということで、よろしくお願ひします。委員長、続けてよろしいですか。

委員長（藤田 茂議員）

続けて、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

そしたら要介護認定について、28年度、29年度もそうなんです、「だんだんと認定が厳しくなってきた」というお声を聞きました。実際にそのことについて、要介護1だった方が要支援に、同じ状況なのに下げられてしまって、受けるサービスが全く半額以下。だから回数は減るし、施設型サービスが、施設型というか入所とかね、ショートじゃないけど、そういったのとか、お泊まりとか、そういうのができなくなってしまったということで、困ったというお声を聞きました。

担当課の方も、聞きますと「大阪府の指導が厳しくなりました」ということなんです。要介護認定の調査に行ったときに、同じように答えていても、基準が変わったというんですね。調査の判定する部分のということ。それでかなりの方がなってるんじゃないかと。私が聞いたのは1件だけなんですけれども、ここをちょっとこの28年度、29年度はまだ途中ですので、28年度、要介護から要支援に、軽くなったという場合もあるんでしょうけれども、どのぐらいの方が移行されたのかということでお聞かせいただきたいんですけれども。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

すみません、ちょっと今その資料がございませぬが、一応、前回認定から更新されたときにどう変わったかという状況ですね。

委員（是枝綾子議員）

そちら側のね、介護保険課側の。変わったというのはわかります。見守りの部分が変わ

ったというところはね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

全体として認定の状況が、更新の段階で介護から支援になったとか、そういった数値のことをおっしゃるのですね。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。更新のときに、更新で変わったと。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

すみません、ちょっと今手持ちにないもので、申しわけないですけど。

委員長（藤田 茂議員）

後から提出できますか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

はい、また後ほど。

委員長（藤田 茂議員）

また後ほど。

委員（是枝綾子議員）

それは課長、ご存じやと思います。要介護認定に行く調査員の研修というのが大阪府であったんですね。そこで、こういうふうに、「ここがこうですよ。忠岡町さん、ちゃんとやってくださいね」と言われた部分が、見守りとか幾つかあったと思いますけど、見守りというのはほんまに遠くから見ているというので、もう手を添えて、ずっとおらんとあかんような見守りになったとか、いろいろそういう厳しくなったというところで、落とされたり変わったりとかいう部分が出てきているというふうに説明は聞いたわけなんです。それってというのは、総合事業に向けた動きではないかと。要支援の方は総合事業ですね。違いましたか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そうです。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。総合事業に移行していく。介護保険からだんだんサービスを減らしていくという動きがあつてそうなっているのか、大阪府がなぜそういうふうに指導を厳しくしてきたのかというのは、わかりますでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

その辺の中身につきましては、見守りなんかは調査員の感覚でいろいろあると思います

ので、大阪府として統一的な見解を細かく示してきているということやと思います。ですので、忠岡町も認識が甘かったのか、それとも厳しいところがあるのか、全国レベル並みに統一していかないと認定自体の根本にかかわることですので、その辺につきましては総合事業が始まったからとかいうものではなく、調査のほうは全国レベルで行っておりますので、統一的な見解を細かく示してきているのかなとは考えております。別に総合事業が始まるからということではなく、認定の根本的なもので信頼性を高めるためのものやと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今まで受けられたものが受けられなくなったところでの、本人さんの、利用者のやっぱり不安とか不便さというのが出てくるかと思えます。そういったことについての対応というのは、あとは受けられなくなった分はどこでフォローしていただいたらいいんだろうということなんですけれども、そういったこと、要介護から要支援になって受けられなくなった分について、忠岡町で何かしていただけるということはないんでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

要介護状態から要支援になるということは、調査の段階で一定よくなった、なおかつ、そういう状態になる方で認定しておりますので、そのサービスを受けられなくなった理由、観点からじゃなく、元気になったんだと認識していただいて、生活ですね、地域とともに暮らしていただければと思っております。特にそれを補填するようなサービスというのは本町ではありませんので、介護保険制度で利用していただくという形になります。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

よくなって、骨折したりとかしていて、それで動けるようになって軽くなったわということで認定が軽くなったというのであれば、動けるからいいんですけれども、認定の仕方

が、判定の仕方が変わったということで、状況は全く変わっていない方が、登ったはしごを外されるというようなことをされたら困るということで、そういった方についての苦情の受け付けや相談は受けてくれるでしょうけれども、判定が覆るということはないかと思えます。ないんです。だから本当にそういった、それで地域で頑張って生活してくださいとなると、もう、まあ言うたらボランティアとかシルバー人材センターとかにお願いしてやってもらうしかないということなんですね。町の今、課長さんが言ったのはということなんですね。

そしたら、わかりましたということで、大変、保険料だけは年金から天引きされて、使えないと、だんだん使えなくなってきたということで、非常に不満がだんだんと高齢者の中でうっせきしてきておりますということなので、介護保険料は下げてくださいなんですけれども、今現在で忠岡町は大阪府下でも介護保険料は、基準額はどのぐらいの位置にあるかって聞いたら16番目ということですよ。16か17でしたかね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

すみません、今資料を持ってないんですが、下から数えたほうが早かったと思います。

委員（是枝綾子議員）

そうですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

はい。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

それはちょっと、表をお出しいただくことはできますかね。大阪府下の介護保険、高いものからの順番ですね、をちょっといただきたいんですけど、後日で結構ですので。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

はい。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あと、総合事業については28年度までは実施していなかったんですけども、29年度から実施ということですが、決算上は今度はどんなふうに、どこの予算でどういうふうにそれがなるのかということをお教えいただきたいんですけども、この決算上どのように、歳出のところでのあらわれ方ですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

介護予防の総合事業給付費という項目があったと思う、すみません、ちょっと今手元に持ってないもので、そこに全体的に出てくる形になっております。

委員（是枝綾子議員）

介護予防、歳出。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

今の決算と今年度予算で大分項目が変わっておりますので、ちょっとまた、後ほど。

委員長（藤田 茂議員）

後ほどお教え願えますか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

はい。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません。そしたら財源というのはどこから回ってきて、そこに回されるという形になるのでしょうか。どこの、財源ですね、財源。例えばまあ言うたら地域支援事業の中からとか、例えばね、じゃなくて介護予防事業費のここからこっちに回りますという、そういう、一言で言うとどうなるわけですか、お金の流れが。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

介護給付費の介護予防の中ですね。

委員（是枝綾子議員）

介護給付費の介護予防。要支援の方に給付されていた予算が出るときは、どんなところで出るんでしょうかということ。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

歳出の170ページの、項でいいますと介護予防サービス等諸費の中の第1目の介護予防サービス給付費になります。この中に、介護予防、訪問介護であるとか、介護予防、通所介護費が含まれておりますので、この中の一部が総合事業に移って、地域支援事業の介護予防給付費として支払うという形になります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

地域支援事業のほうに回るんですね。地域支援事業費のほうに回るということですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

決算ではまだ、28年度ですのでその項目はありませんけれども、29年度予算では項目をつくっております。

委員長（藤田 茂議員）

ということで、よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい、わかりました。そしたら忠岡町は今現在、29年度の総合事業に移行された方は1名だけというふうにお聞きしてるんですけど、今現在は何名ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

事業対象者と認定したのは3名。そのうち緩和型サービスを利用されている方が1名いらっしゃいます。その事業対象者1名というのは、その緩和型サービス利用者の1名という形です。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

緩和型サービスということを受けてくれる事業所というのが、このあたりにあるんでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

町内の数カ所と、町外でも利用。

委員（是枝綾子議員）

もうやっているところが。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

はい。今現在使っている方は、町外の事業所でサービスを使っている方になります。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

町内で緩和型サービスをやっているところというのは何カ所ありますか。何カ所あるうちの何カ所がという。わからなければ。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

すみません、ちょっと今資料を持ちあわせておりません。申しわけありません。

委員（是枝綾子議員）

後でも構いませんけれども、後でいただきたいと思います。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

また、地域支援事業の任意事業のところに戻るんですけど、介護用品支給等支援事業と食の自立支援委託料ですね。175と6なんですけど、これの実績、もしよかったら、今報告すると時間がかかるんで、口頭では要らないんですけど、できたら今後か、できたらプラスアルファでこのその他予算の執行実績ですよ。こんなんに掲載していただけない

ですかね。こういうのって、例えば市町村独自で取り組んでいるやつですよ。バリエーションがあるやつやから、それこそこういうのに載つけて報告すべきことやと思うんですけど、いかがでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

主要な施策の成果につきましては一般会計の分で今のところ考えているところがございまして、特別会計については数字的な報告といたしまししょうか、そういう趣旨のものであるかなと思っているんですけども、ちょっとその辺は私どもは判断しかねますので。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

公共下水道のところは載っているんで、この主要な施策の成果にこういった形で。載けたらあかんというルールがなければ、できたらこういったので報告いただけたほうがわかりよいし、早いし。そんなん今からこれ説明ゼロからしたら時間がかかるわけでしょう。僕もそこまでは求めないので、できたらこういうので、簡素簡潔に速やかにしていただけるようにしてお願いしたいなということがまず1点なんですけれども、部長、お願いできないでしょうか。

委員長（藤田 茂議員）

三宅議員、検討していただくということによろしいですか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。検討させていただきます。

委員（三宅良矢議員）

お願いします。

健康福祉部（東 祥子部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

来年度、載せれるかどうかは明言はできませんが、ちょっと検討はさせていただきます。

委員（三宅良矢議員）

検討をお願いします。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

もう1点、その地域支援事業なんですけど、先ほど総給付費の3%とおっしゃったと思います。ことしが14億2,273万3,000円の3%というと、総予算ですれば4,268万円がマックスだと思うんです、計算上。ことし3,720万使われたということなんで、あと540万余力があるというふうにまず見たらよろしいですか。予算上の余力が540万、地域支援事業にあるというふうに見越してよろしいでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

総給付費の。

委員（三宅良矢議員）

3%ですよ。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

新規になりますので。

委員（三宅良矢議員）

それが、先ほどのページで言うと14億2,273万3,000円、資料5ページの歳出決算額の平成28年度決算（A）の小計のほうからは計算していただいたんですけど。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

給付費になりますので、13億8,552万。

委員（三宅良矢議員）

こっちのほうが基準ですか。その3%ですよ。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

4,150万程度ですかね。

委員（三宅良矢議員）

あと残り、じゃあ四百数十万円程度、余力があるということになるんですね。

委員長（藤田 茂議員）

これも後にしますか。まだ時間がかかりそうですね。

そしたら後でまたお示してください。三宅議員、それでよろしいですか。

委員（三宅良矢議員）

後に回していただいても結構です。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そしたら後で。

委員長（藤田 茂議員）

聞いている趣旨はわかっていただいていますね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

はい。

委員長（藤田 茂議員）

それでは、後でまたその数字を示してください。

委員（三宅良矢議員）

委員長、すみません。後というのはこれを閉めた後というわけじゃなく、この中でですね。

委員（藤田 茂議員）

総括のときでも。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

特別養護老人ホームというんでしょうか、介護老人福祉施設の入所者についてなんですけれども、待機者数というのがなかなか今把握しにくい状況になってきていると思います。ですけど、ピープルハウスであるとか、この近隣の待機者というのは、忠岡町の待機者というんですかね、がどのぐらいいらっしゃるのかということは、忠岡町のほうで把握されているのでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

忠岡町内にある特別養護老人ホームだけが把握できる状態で、他市の特養の待機者というのは、名寄せというんですかね。そういう作業はしておりませんので、できてないんです。ですので、忠岡町にある施設でどのぐらい待機者がいてるかという形になります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その人数を把握されていらっしゃるって、そのうち忠岡町の方がどのぐらい待機されているかというのはわかりますでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

一応、忠岡町内だけの形になるんですけれども、忠岡町内で8人ほど待機者がござい
ます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

町内では8人ですけれども、全体では何人いらっしゃるかというのはちょっとわから
ないですかね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

7人です。

委員（是枝綾子議員）

7人。ピープルハウス全体の待機者数というのは把握できていらっしゃいませんか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

ちょっと全体の分はわからない状況です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

聞いたら教えてくれはるわけですね。秘密にするような人数ではないですね。「忠岡町
の泉元です」と言ったら教えてくれはるわけですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

はい。

委員（是枝綾子議員）

やっぱり把握はしておいていただきたいと思います。

というのは、忠岡町の介護保険料を決める際の、この第6期の計画では49人の方が、忠岡町の方は介護老人福祉施設に49名入っているということになって計算されていらっしやって、それで29年度は50人、だんだんふえていくんですね。50人入るということで。実際には、ピープルハウスに限定しないですけれども、忠岡町の介護保険に入っている方で、在住の方で、そういう介護老人福祉施設に入っている方は49名いらっしやるのでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

29年の2月の給付実績を見ますと、ピープルハウス忠岡で28名、ピープルハウス和泉で2名、ビオラ和泉で3名、泉大津のオズで3名、ローズガーデン条南苑で3名というのが、主な状況です。

委員（是枝綾子議員）

何人になるのでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

39人です。

委員（是枝綾子議員）

39人ですか。すみません。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

老人福祉施設だけをちょっとお聞きしましたけど、3つのそういう施設サービスの入所者に対して全部聞きたいですけど、すぐ出ればいいですけども、この特養の部分だけ見ても49人入所すると、入っていると、給付するという計画で、39という状況であれば、取り過ぎてませんかということになりますね、やっぱり。それだけ入るからようけ要りますよという計算をされているわけですから、入れますよということで、まあ言うたら計画して用意はしてくれてはるわけですから、待機者が7名いたらこの方は入れても49人にならないわけですね。だから、やっぱりそれだけ入れる、確保するということも含めて、基準額何ぼしたかね、基準額が年間6万3,390円ですね。5,000円を超えていま

すよね。そういった金額をかけているわけですから、やっぱりそこは入所希望者が入れるようにするという努力をするというのが町の役目ではないでしょうか。その点についてはいかがお考えでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

特養の入所の状況につきましては、要介護3以上というふうな形で国のほうが定めております。その他、認知症で要介護2の方も、特例というんですかね。認められる状況で、今のところ特養につきましてはそういう施設運営をされております。入所者が少ないからといって保険料がどうのこうというわけじゃなく、総給付費を見てどうなのかという形になりますので、この第6期計画の第1年目の27年度につきましては、計画に対する給付割合は99.4%でございました。で、28年度の実績では事業計画に対する給付割合が103.8%と、100%を超えている状況になりますので、100%を超えているということは保険料が足りないという形になりますので、追加していただくような形も考えないといけないかもわからないので、その辺は3年間トータルでどうだったかというのが介護保険制度でございますので、ある年度で施設入所者が少ないからといって保険料がどうのこうのという算定にはならないということをご理解いただきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

入所している人が少ないのに、給付費がオーバーするというのはどういうことでしょうか、そしたら。すみません。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

居宅サービスを利用されているのか、はたまたグループホームに入居されているのかという形になるかと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

居宅サービスでカバーせざるを得ないわけですね、待機されている方は、ということになりますね。やっぱり安心して介護を受けたいと、地域で暮らしたいという方は居宅を選択したらいいと思うんですけども、やっぱり入所せざるを得ない方というのは、病院にも入院したりとかいろんなところでつないでいらっしゃるかと思いますが、本来、本人がやっぱり過ごしたいと、生活したいところで生活できるということをしていくのが行政の務めではないかなというふうに思いますので、一応入所の数的には、ごめんなさい、さっきのサービスの給付費というのは全体の給付費ですね。全体の、居宅も含めて施設サービスのその部分だけでなくね。人数がね、49名入所するという計算やのに、39人しか入ってへんのに、その特養の予算、給付費がオーバーするという事はないと思いますので、そういうことで、居宅も含めてということで103%ということですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

はい、そうです。

委員（是枝綾子議員）

だから、やっぱり標榜している以上は入れてあげないといけないという責任が発生するかと思います、計画なので。確保しますということですよ。人数を挙げているわけですから。確保しないとけない責任が出てくるのではないのでしょうか。その点、いかがでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

忠岡町としましては、ピープルハウス忠岡で100床ございますので、待機者がいる状況ではございますが、忠岡町としては、施設整備というのはピープルさんで足りていると感じておりますので、速やかに、特養の待機者の方につきましては入居できるように、またそういう実際に対象者の方も在宅でいてはるのか、その辺はどのようなサービスを使っているのか、ちょっと把握までしておりませんが、実際に家庭でご苦労されているのはわかっておりますので、速やかに入所できるような形では考えていきたいと思いますが、何せ待機の状態ですので、その辺は、入居できる順番につきましても施設さんとしては順位をつけておりますので、適切に入居の状況を把握していきたいなと思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

介護保険サービスが始まる前は、そういった待機者ですね、そういった方の入所をさせていくという責任を忠岡町も負っていたわけですけど、介護保険サービスができてからはサービスの提供は民間ということになってきたので、民間にお願いするしかないということで、だんだん入所を希望する方についての努力というのが、忠岡町からだんだん少なくなってきたというふうに感じております。でも、やっぱりそれだけ必要だということで、必要量を見て、そして保険料も課しているし待機者もいるということであれば、忠岡町自身もやはり努力もしていただきたいということで、一日も早くこういった待機者が入れられるようにということで交渉も頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

もう1点ですね。すみません、全体的な。この年度ですね、一応会計全体の、国・府・町で、65歳以上の1号被保険者、そして40歳以上の方の割合というんですね。割合というのは、何%、何%という割合が毎年変わるんですよね。1号被保険者の割合がだんだんふえていくという、毎年じゃない、期ごとに。もうそれは終わったんですか。その割合をちょっと教えていただきたいんですけど。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

国・府、あと1号と2号の負担割合ですけども、介護保険の3年は同じです。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。今、この今期ですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

今はですね。

委員（是枝綾子議員）

公費が2分の1ですね。公費の2分の1の部分はいいですので、今。被保険者の負担割合は。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

第1号被保険者が22%になります。

委員（是枝綾子議員）

1号が22%。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

はい。第2号が28%です。

委員（是枝綾子議員）

28%。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

それで50ですね。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

50ですね。公費のほうは国が2分の1ということで、50%ですね、公費の部分の。だから全体の25%ですね。その25%、国は公費をちゃんと出してくれているのでしょうかといつもお聞きしているんですけれども、この年度、決算上、国は25%はちゃんと出しているのでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

28年度の調整交付金の交付割合が6.73%でしたので、数字上見れば26.73ということなので、25%以上という形になっております。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員、よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

25%以上ではあるけれども、これで十分賄えていけるという状態であるのかというところですね。この今期でね、第6期。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

今期は給付費のほうが大分伸びている状況でございますので、保険料のことは計画の時期になってるんですけれども、これからどんどんますます高齢者がふえる状況でございますので、国や府の負担割合につきましては割合をふやしていただけるように要望していきたいなと思っております。でないと、どんどん上がる一方になりますので、その辺は強く要望していきたいと思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ぜひ国にね、せめて30%は出してくださいということで要望していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

委員長（藤田 茂議員）

以上で介護保険特別会計。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長、すみません、三宅議員からの地域支援事業についてのご質問の件であります。

委員長（藤田 茂議員）

泉元課長、どうぞ。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

はい。地域支援事業の費用負担は、事業計画の給付費に対する3%枠というのがございます。それで、任意事業と包括的支援事業がその給付費の2%枠という形になります。で、全体で3%枠というのがありますので、その辺でちょっと計算していかないとなくなってくるんで、それで見ますと、多分その包括的支援事業と任意事業でほぼ2%程度使っている形になっております。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員、よろしいですか。

委員（三宅良矢議員）

金額で言うと。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

具体的に言いますと、28年度の事業計画の給付費が13億、これ計画中になっているんですけれども、13億5,380万ぐらいございますので、その2%が包括的支援事業と任意事業の総トータルという形になります。で、今ですと。

委員（三宅良矢議員）

およそでいいです。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

今、今年度の包括的支援事業が、支出済額が2, 855万円ほどございます。それでオーバーしてるんですけども、任意事業で558万9, 000円です。何でオーバーするかといいますと、包括的支援事業の臨時職員分であるとかそういった分はケアマネジメント費で賄えますので、それは別途職員の給与費として繰り入れしていますので、ほぼ包括的支援事業と任意事業の2%枠というのは、枠ほぼいっぱい使っている状況でございます。

委員（三宅良矢議員）

今でいくとそれが約2, 770万ぐらいということですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そうなりますかね。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。もう結構です。

委員長（藤田 茂議員）

では、介護保険特別会計決算を終結いたします。

委員長（藤田 茂議員）

続きまして、次に179ページから186ページの後期高齢者医療特別会計決算につきまして、担当課より提出資料の説明を求めます。

（大谷保険課長・説明）

委員長（藤田 茂議員）

説明は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この28年度は2年に1回の保険料の見直しの年になっていたでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

見直しの件になっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

平均何%の値上げでしたでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

料率ですけども、均等割が5万1,649円でございます。所得割が10.41%。26、27年度と比較いたしまして均等割で958円下がりました。所得割の率は10.41%、そのまま変わりございません。賦課限度額につきましても57万円、これも変わりございません。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

27年度と28年度と比べましたら、均等割が下がって、所得割が上がった、いや、下がった、変わっていない。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

均等割が下がりました。所得割は下がっておりません。全体では下がったということになります。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（藤田 茂議員）

質疑がないようでございますので、後期高齢者医療特別会計決算につきましての質疑を終結いたします。

委員長（藤田 茂議員）

議事の都合によりまして、今から10分休憩いたしまして、35分から再開いたします。

(「午後3時23分」休憩)

委員長(藤田 茂議員)

ただいまより会議を再開いたします。

(「午後3時35分」再開)

委員長(藤田 茂議員)

次に、187ページから199ページの下水道事業特別会計決算につきまして、担当課より資料提出のありました説明を求めます。

(担当課：説明)

委員長(藤田 茂議員)

それでは、ご質疑をお受けいたします。

委員(三宅良矢議員)

委員長。

委員長(藤田 茂議員)

三宅委員。

委員(三宅良矢議員)

すみません、表の見方がいまいちよくわからないので、それも踏まえて教えていただければと思うんですが、191ページの負担金なんですが、調定額は994万1,650円の、収入済みが70万円で、未収が924万で、下を見れば滞納繰越とあるんですが、滞納繰越の収入済みがゼロということは、この滞納繰越に対して督促をかけてないということなんでしょうか。

下水道課(村田健次課長)

委員長。

委員長(藤田 茂議員)

村田課長。

下水道課(村田健次課長)

こちらのほう、受益者負担金の滞納繰越という形で滞納繰越が上がっておるんですけども、こちらのほう、実質上の債権取り立て期間ということが5年と聞いておるんですけども、5年を経過している債権がかなり多々ございまして、本来的には整理してまいりたいんですけども、ちょっと現状として整理し切れていないという状況で、ゼロという数字が上がっておるということでございます。

委員(三宅良矢議員)

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すると、もうほぼほぼこの920万円に関しては、不納欠損になっていく可能性が高いということで認識はよろしいでしょうか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

おっしゃるとおりでございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

今後については、こういったことは起こらないようにできそうでしょうか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

順次整理してまいりたいと考えております。

委員（三宅良矢議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

でなく、これから始まる現年度分に関しては、そのようなことがないということで認識してもよろしいでしょうか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

当然、滞納にならないよう努力してまいります。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その下の下水道占用料の部分なんですけど、この使用料というのは基本的に窓口払い、その占用している各家庭やと思うんですけど、企業か家庭か、それが窓口に来てお金を払って使用料を払うという制度なんですか、引き落としなんですかね、まず。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

数が少ないもので、現状としては納付書を発行させていただいて、窓口で払っていただくという形の形態をとっております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

窓口払いということですね。わかりました。これは何件ぐらいなんでしょうか、大体。件数だけ言うと。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

すみません、正確な数字は持ってないんですけども、5件から10件ぐらいだったと記憶しておるんですが。

委員長（藤田 茂議員）

幅が大きいですね。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

これって、あれですね、家の前に例えば水路があって、そこにふたをボーンと、鉄板とか置いたりしてる、そういう感じですよ、そういった方たちが中心ですよ。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

おっしゃるとおりです。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

新規のこういった把握というのは、定期的にされてるんでしょうか。そういう鉄板とか、まあまあよく、これはグレーなところやと思うんですけど、家の前に車の乗り上げるやつあるじゃないですか、こんな小さいやつ。あんなもある程度大きさが出てきたら、基本的には厳密にクロかシロかで判断したら、その道路使用占用を払うというようなことになるんですけど、そんなん言うてたら切りないという部分もあると思うんです、現場として。ただ、そういう5人から10件ぐらいの数かもしれないんですけど、やはり5人から10人に払っていただいているということは、今、要はもしかしたら、やって払ってない方がいるかもしれない。ということは、公平性の観点から言うと、これってちょっと問題かなと僕自身は個人的には思うんです。その部分に関して、定期的な把握というものは努めてされているのかということをお願いしたいです。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

すみません、あくまでも下水道ですので、下水道が管轄している水路ということでございまして、数的にはさほどございませんので、先生おっしゃっていただくような不法占有というのは基本的にはないのかなというふうには考えております。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。結構です。以上です。

委員長（藤田 茂議員）

他にございませんか。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、今、三宅委員の質問ですけども、この受益者負担というのは、私ちょっと認識が間違ってるのかわかれへんけど、いわゆる水洗にするためのますを引いて、平米、その土地の上下、値段のところのその負担ですよ。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

おっしゃるとおりです。

委員（北村 孝議員）

この受益者負担というのは、その言うてる、一元的にますを引いてる人は受益者負担は当然払うていかなあかんのやけども、その滞納ってあるわけ。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

土地に対する下水道が完備されたことによる受益者負担という形ですので、土地の持ち主さんがもともと忠岡におったのが、どこか行ってしまわれたとか、逆にその持ち主さんが変わられたとか、もともとの掛けたときの持ち主さんで当然我々受益者負担金をいただいているんで、その人の経済状況が悪くなって、それを売り払われて出ていかれたとか、そういった土地のところがこの受益者負担金で滞納になっていると。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

当然、それを後、購入された方もおられますわな。そこには求められて行かないの。年数があるわけやな。

下水道課（村田健次課長）

おっしゃるとおりでございます。

委員（北村 孝議員）

わかりました。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

それでいくと、すみません、下水道の使用料の滞納分についてなんですけど、この2, 225万円分に関しては、時効とか、そういうのにかからないというふうに解してよろしいでしょうか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

そちらの分についてはかからないという認識をいたしております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

不納欠損に陥る見込みはないということでもいいですね。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

年数がたってきますと当然落ちるんですけども、現状の使用料の分でございますので、そちらはないというふうに。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。ありがとうございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

まず、いつも下水道は水洗化率のことが一番注目される場所ですけれども、普及率が下水道課資料によりますと、水洗化率が87.5%、28年度ということですので出ております。で、どのような内容かというところをちょっと詳しくお聞きしたいんですけれども、水洗に工事をして接続された世帯数というのが何世帯あってということと、あと、接続されていない世帯がどのくらいあって、くみ取りと浄化槽とか、そういった世帯の数もあわせてお聞きしたいんですけれども。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

水洗可能件数につきましては、7,371世帯になります。先生おっしゃっていただいている水洗可能区域について、まだ未水洗化というところなんですけれども、そちら、くみ取りで477世帯がまだ、浄化槽で458世帯がまだ、で、合計935世帯がまだ水洗化されていないというふうになっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

水洗に接続しているのは7,371世帯ですけれども、この28年度ね、昨年の86.8%から87.5%に、新築のお家とかを除いて、くみ取りなり浄化槽から水洗に接続を変えたという世帯数は何世帯でしょうか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

くみ取りからの改造で6件、浄化槽からの改造で15件になります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

21件が接続されたということで、そしたらそれが大体補助金ですね、忠岡町は2万円の補助金を出しておられるので、ちょっと数字はいいけど、水洗便所改造助成金というのは皆さんここに、21件の方は皆さん申請されて受けていらっしゃるということですね。でも、ちょっと金額合わへんけど。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

おっしゃるとおり、22万円の補助金を出させていただいております。14件でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

接続されても申請されない方もいらっしゃるということですね。15件か。というのは、すみません、この195ページの水洗便所改造助成金を2で割ったら、ちょっと合わないの。29万円やから。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

14件で29万円になってると思うんですけども、1件3万円の助成をさせていただいてるところがございまして、こちらのほう、浄化槽の槽の大きさがちょっと大きかったということで、1万円プラスさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

補助金は2万円が上限と思ってたんですけども、3万円という場合もあるわけですか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

おっしゃるとおりです。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

どういったものか、また後日お聞きしたいと思いますが、わかりました。

そしたら、委員長、次よろしいですか。

委員長（藤田 茂議員）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今後、どのように水洗化を進めていくのかということで、接続できるのに接続されていないところについて、以前、もうかなり前にシルバー人材センターの方に委託をされて、調査に入られたことがあるかと思うんですけども、かなり前ですけど、それで今後、どのようにそういったところに接続をお願いしていくのかという計画というんでしょうか、方法というんでしょうか、はお持ちでしょうか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

水洗化につきましては、広報やホームページ、そういった啓発活動に加え、やはり戸別訪問させていただいて、水洗化のお願いという形で順次させていただきたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

直接その世帯のほうに出向いていってお話しするということですね。わかりました。はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

水洗化の普及率というんですかね、水洗化率の計画というのは、忠岡町は持っていらっしゃるんでしょうか。何年度にはどのようにという。もしあれば今年度は、この28年度は何%という目標を持っていらっしゃるんでしょうか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

一応例年並みで、大体0.7%から1%ぐらいの間で順次水洗化率を上げていきたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

一応、計画はお持ちであるということですね。そのとおりに0.7%アップしてるということで、一応計画どおりには水洗化が進んでいるというふうなことでよろしいですか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。村田課長。

下水道課（村田健次課長）

おっしゃるとおりです。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。引き続き、せっかく大きなお金かけて工事をしているので、接続していただけるように進めていただきたいと思います。

委員長、続いていいですか。

委員長（藤田 茂議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、ページ数で言うと194ページのところなんですけれども、下水道の法改正で企業会計化されていくということの分で、法適用化移行事務委託料が出ておるんですけれども、前年度に加えて、また今年度もということなんですけれども、これは平成32年から企業会計化というのは法律で決まっているわけで、忠岡町もそこに乗っかっていくんですね。一応、どういう中身の事業委託、移行業務委託をされているのかという中身ですね。この中身をちょっと教えていただきたいんですけど、委託業務の中身。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

公会計化ということで、水道さんのやってるような会計に移行するというふうな計画になっております。で、28年度、29年度も引き続き下水道資産の調査、整理業務ということで、まず資産調査をさせていただきます。それで、そちらのほうで資産調査がほぼほぼめどがたちましたら、30年度につきましては、そういったシステムの構築作業に入っ
てまいります。その資産を入れていき、そういった会計が適用できるようなシステムを構築させていただきます。そして、31年度になりますと、法的に向けた条例改正等々の準備作業をさせていただきます、3月末をもちまして打ち切り決算を行い、32年4月から公会計化を開始させていただくという予定でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

年度ごとの流れはわかりましたが、この28年度中の移行業務委託は、下水道資産調査の委託ですか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

おっしゃるとおり、28年度につきましては資産調査を行いましたということでございます。資産の調査、整理でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、その結果はもう出ているわけですか。あと、続けて、29年度も引き続き何か業務委託をされているかと思えますけれども、29年度、今は何をされているんでしょうか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

下水道の資産といいますと、下水道管、延々と長い雨水管、污水管、それとあとポンプ場という施設がございますけれども、そういった資産整理、大体28年度で約20%ぐらい調査が終了したというような形になっております。で、29年度、今作業を進めておるところでございますけれども、約80%ぐらいの進捗状況が終了時点では見込めるのかなというふうに見込んでおります。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、29年度、今年度でもまだ調査が8割ということですので、30年度もまだ調査があつて、システムの作業も入ってくるということでもありますね。そしたら、すみません、多分去年から調査というんですか、委託業務というんですか、業務委託が調査のためのされてると思うんですが、総額で調査の委託というんですかね、だけで総額どのぐらいかかるんでしょうか。すぐ出なければ後でもいいですけど。

委員長（藤田 茂議員）

すぐ出ますか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

委託の中身といたしましては、3,800万ぐらいの総トータルになるのかなど。システムに関しては、また別途という形での見積もりという形で考えております。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。企業会計化は別に忠岡町がしたいわけではなく、国がやれということ saying ってきたわけで、3,800万円、調査、システム作業もまた結構ね。結構システムって高いので、それもしたらかなりの額で、後で結構ですので、それに対しての国費、国は幾らか出してくれないと困ると思うんですけど、出していただいているんでしょうか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

そちらのほうなんですけれども、全額起債対象になります。で、起債の償還、元金及び利子につきましては、2分の1交付税対象になるということでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

元利償還の2分の1ということなので、半分しか出してくれないということなので、ほんまに、こんなん要らんというふうに思いますね。日常業務に加えてそういった作業をしないといけないということで、職員も大変やと思いますし、お金は半分しか出さないということでもありますので、もう少し国も見て、企業会計化って言っても、そんな忠岡町の必要性というのは余りね。調査の資料を得られるという部分ではいいことかもしれないですけれども、やっぱり国ももう少しお金を出してほしいということで、要望もしていただきたいと思いますが、その点については要望とかしていただけますでしょうか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

そういった形での要望は、また検討してまいりたいと考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あとそしたら、ぜひ要望していただきたいと思います。忠岡町財政ね、そんなゆとりがあるわけではないので、お願いいたします。

で、その企業会計化についてなんですけれども、住民や忠岡町への影響というものはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

委員（是枝綾子議員）

どこが変わるかというところを言っていただいたら、大体見えてくると思います。

下水道課（村田健次課長）

企業会計化ということで、我々としましては、そういった民間と同じような会計をとるということで、わかりやすい、目に見える、見てわかりやすいものになるんだというふうな認識をいたしております。そして、我々としては、資産を確実に減価償却していきますので、今後どのような維持費がかかってくるのかというような経理情報が明確になってくるんだなというふうには考えております。

また、消費税ということで申告納税させていただいておるんですけども、そちらのほうにつきましては、減価償却費という控除が対象になりますので、プラスアルファでの節税効果が見込めるのではないかなというふうに現状考えております。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

今は減価償却をしてないので、その分の消費税という部分についてですけど、そういった部分があるという、町にとってのメリットはそうだとことでもあります。下水道料金が上がったとか、いろいろそういった不安というのではないだろうかというところが、私たち議会としてはあるんですけども、雨水に関してはお金を取るところないので、そこは除いて、今やっぱり下水道というのは、下水道料金だけでは賄っていけない、とてもやないけど、そういった状況であるかと思いますが、企業会計になったからといって一般会計からの繰り入れができないということではないわけですよ。その下水道の部分、汚水に関して。雨水やなくて汚水に関してどうなんでしょうか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

繰り入れにつきましては、当然基準内繰り入れにつきましては、今までどおり財政当局と折衝いたしまして、同じような形で繰り入れていただくよう交渉してまいりたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

下水道料金で賄えるものではないというのは、誰が考えてもわかるわけで、そういったところでの下水道料金の値上がりに、こういった企業会計化に伴ってされていく可能性があるんじゃないかと心配はするところなんです、その辺はどうお考えでしょうか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

我々としては、公会計化することにより住民負担を求めていくというような考え方はしておりません。あくまでも歳入と歳出のバランス、あくまでも歳出が余りにも大きくなって、我々の本来すべきことをした上で、最終、住民負担を求めなければいけない状態であれば、当然そういった形のお願いはしてまいらなければいけない時期があるのかなというふうな認識はいたしております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

赤字、黒字というか、はっきりしてくるわけでね、企業会計化したら。赤字が出た際に忠岡町がちゃんとその分は補填をするということができるんでしょうかということ、そのところですね。赤字がやっぱりいっぱい膨らんでいくと、料金値上げというふうなことでつながっていくという心配があるので、やはり下水道料金の値上げにならないようにという、その辺の心配からちょっとお聞きしてるわけですが、その辺は大丈夫でしょうか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

公会計化したから即赤字になるというふうな認識はございません。あくまでも汚水処理費に係る分を受益者負担の観点から住民さんのほうにご負担いただくという形になりますんで、会計制度が変わったから、これで住民さんの負担が大きくなるというふうな認識は、ちょっと現状としてはいたしておりません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これからどのようになっていくかということのも、私たちが議会も研究、いろいろしていかないといけないということで、今すぐの問題ではないけど、やっぱりそれに向かっていっているということで、汚水処理費について使用量料金で賄っていくという発想というか考え方であるなら、どういうふうに汚水処理費がかかるのだろうか、幾ら今かかっているんだろうかということも、やっぱり改めて考えて、これがどういうものなのかということのもちょっと研究、勉強していかないといけないなというふうに思っております。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

そういう中身だということがわかりました。

あと、雨水ポンプ場のことについてです。

委員長（藤田 茂議員）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町の雨水ポンプ場というのは、常に長寿命化計画で、もう何回目かの長寿命化計画に今入っているかと思えますけれども、だから、いつも常にずっとあるので、一体どこまでかかるんやろということで、いや、いつまでも動いている間はずうっと常にどこかやっていないといけないということになっていくのかなというところで、ことし、この28年度の雨水ポンプ場の長寿命化工事という分については、今現在の何年か計画、3年ぐらいの計画でしょうか、その中の今この辺まで来てますということとか、そのあたりのストックマネジメント計画、違うな、何かそういう計画があって、その中のこれですという、この28年のこの部分ですというのをちょっと教えていただきたいです。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

先ほどのお話ですけれども、28年度で長寿命化計画というものが一たん忠岡町の場合、終了するというので、この場合、28年度でそちらの長寿命化計画を延伸をさせていただいております。その中で、28年度につきましては、長寿命化工事ということで、ポンプ場のポンプ、ナンバー5のポンプを長寿命化工事をさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。28年度は5号機の長寿命化工事をして、それはもう延命できたということで、その下のところに、196ページのところの、また長寿命化計画策定業務というのが出てるんです。また次なる長寿命化計画というのがあるんだと思います。これ32年度までの計画やから、4年間ですか、いや、何年間の計画かちょっと教えていただきたいというのと、どの辺をするのかというところをちょっと教えていただきたいんですが。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

先ほどの長寿命化計画ですけれども、32年度で一たん切れますということで、28年度でその切れた計画のままではいけませんので、32年度まで延伸をさせていただきました。この作業が28年度で行っておりますということでございます。その32年度からは、またそれにかわるということで、先生おっしゃっていただいたストックマネジメント計画というものがございますので、そちらのほうにできるような作業を現在進めておるといってございます。

で、ポンプ場につきましては、いろいろな機械がございまして、かなり機械の年数も老朽化しておる状況でございます。一応我々の長寿命化の考え方としては、30年度につきましては細目の除塵機をやる予定にしております。それが30年度やらせていただいて、その後、電気設備をさせていただきたいなというふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

28年度の計画の業務の委託料なので、もう物はでき上がっているということで、今おっしゃっていただいたと思います。その次の32年までの長寿命化計画の総事業費というのはもう出ているわけですか。大体どのぐらいの概算で。総事業費ですね。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

総事業費、概算なんですけれども、1年で約5,000万程度を予定して、30、31、32であれば、3年で1億5,000万という形で、概算でございますけれども、考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。これから5,000万円ずつぐらいの計画で進めていくということで、でも、それで終わらずに、またその次はストックマネジメント計画に基づいて整備をしていくということになっていくということですね。流れはわかりました。はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

雨水ということなので、本当にこれは、今ゲリラ豪雨ということで急に雨が降って増水して冠水するということがないように、住民の財産を守るため、安全を守るためということで必要なことだと思いますので、進めていただきたいということで。

そのことで、雨水の管渠布設工事についてちょっとお聞きしたいと思います。197ページのところでなんですけれども、これ深田線のところやけど、この工事はこの28年度では完了しない工事とお聞きしております、今後ちょっとこのあたりの冠水が、低くなってますんでね、ちょうどね。そこはどのような計画で、いつ終わるんでしょうかということ。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

28年度で、東2丁目のところに雨水2号幹線という大きな幹線に接続口がございまして、そちらのほうからの取り付け管というのを28年度工事で実施しております。それに引き続き、29年度でそちら横断管、ちょうど酒井美化の横のところに水路があるかと思うんですけれども、そちらのほうの水路の分を取って上げて上げるような横断管を現在布設しております。そのことによって、そちらのほうの上流地域の水はけが少しでも早くなるということを期待して、工事を施工させていただいております。それと同時に、29年度で大体iコーポレーションあたりまで管が延びてくるというような形で、工事を発注、現在しております。

30年度からの話では、あと一、二年でちょうど鉄塔敷のところまで管を延ばしてまいりたいというふうに考えております。そちらのほうの分が延びていくと、かなりの分が目に見えた形で引いてくれるのかなということでは考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということは、28、29、30の3カ年でこの工事を完了していくということの計画であるということですね。これで冠水も防げるのではないかというふうに見ていらっしゃるということで。わかりました。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

あと、すみません。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと財政的なことをお聞きしたいと思います。歳入のところですけども、193ページですね、資本費平準化債を借りかえられて、財政効果はどのくらいあるでしょうかね。これを借りかえて。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

資本費平準化債につきましては、全額が効果額だというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

平準化債の金利の部分が非常に高いものを借りかえているのかなというふうなことをちょっと思ったんですが、想像したんですけれども、そういうものでもないわけですか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

すみません、説明がちょっと足りなくて申しわけございません。資本費平準化債でございますけれども、本来、下水道管につきましては、償却が大体50年になっております。で、それに布設をするときに借りた起債というのが30年償還になっております。この間、20年のほうが償還が済んでいるのに、その分があるということで、その間を埋めるための認められた起債という形になります。先生おっしゃっていただいた借りかえ債のように、利率が安いものに借りかえたという形ではないのかなというふうに考えております。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

詳しくまたお聞きしたいと思います。今はこれでちょっと、そういうものではないということがわかりました。

あと、もう1点。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

歳入のところで、192ページの流域下水道の事業の市町村負担金返還金等という「等」がついておりますけれども、599万5,000円返ってきてるんですけれども、これはどうして返ってきたのかということ、ちょっと中身を教えてください。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

流域建設負担金なんですけれども、平成27年度で国庫補助が流域分が半分以下にカットされました。その関係で、事業費がガクンと落とさざるを得なくなったという状況が生じました。当然事業費が半分以下に落ちておりますので、そういった本来すべき事業が実施できてないということで、こちらのほう、流域のほうから返ってきております。そして、その「等」ということでございますけれども、この「等」、ほぼほぼ流域の返還金でございまして、公務災害の保険の戻りが1,000円ほどございましたので、そちらを入れさせていただいておりますので、「等」という言葉をつけさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

流域下水道の工事がされなかった分、負担金も返ってきたということなんですけれども、どういった工事をしようとしていらっしゃって、できなかった分というのはどこなんでしょうか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

すみません、27年度の事業でございますので、申しわけございません。資料を持ってきておりませんので、申しわけございません。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、また後で結構ですので。そしたら国が、国費が半分以下ということは非常に気になるというか、何で国、例えば事業費の2分の1を国が見ていたのが4分の1になってしまったということなのか、なぜそういうふうになったんでしょうか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

4分の1というより、補助率の2分の1というのは変わってないんですけども、事業費に認められる国費の事業費が少なくなったという形でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員、よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

補助率が変わったのでなく、事業認定の採択される分が半分に減ったということですね。わかりました。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、先ほどの是枝委員の質問とちょっと関連するんですけども、主要な施策の成果の説明の中の58ページですけど、忠岡の56号線、忠岡中3丁目の雨水整備とかで、雨水の排水能力が向上して、浸水の防除などもできたということですけども、以前とどうか昔とどうか、土嚢をたくさん積んではるところがありましたけど、今、余りそう見かけることも、中にはところどころでやってはるんですけども、それはやっぱりその雨水整備ができてないからなのか、例えば土嚢を必要とされる場所は、例えば敷地内でいびつとどうか、地形的に水はけが悪いようになっているのか、まだ町内でそういう雨水管の整備ができてないために、浸水されてるような地域ってありますか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

先生おっしゃっていただいたように、私が入庁した当時はもっと土嚢を持っていったのかなというふうな認識はございます。で、雨水ポンプ場及びその雨水幹線が延伸され

たことにより、かなり水はけはよくなっているものというふうな認識はございます。ただ、100%その浸水対象地域がないのかなということであれば、やはりどうしても海側になりますので、地形の低いところ、そういった水はけのどうしてもたまってしまふところは、現状我々のほうとしても認識はいたしております。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

例えば、雨水管の整備ができてないために、そういうことが起こっているということではないの。どういうこと。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

実質、我々といたしましては全ての地域に全て雨水管を整備できたら一番うれしいというのが実情でございますけれども、現状まだ雨水管が行ってないという地域も、先生おっしゃっていただいとおり、ございます。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

先ほどずっと30年まで、今このずっと計画を言うてはったのは、忠岡56号線かな、さっき言うてはったのは。28、29、30年と続いている計画を言うてはったけど、実態としてまだできてないところの計画というのは一応立てられてますの。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

計画自体は作成しております。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

まあ、要は財源がというところか、それか、地形的に雨水管を引くのは、いろんな技術がありますから、当然どないでもできるというところですけども、やっぱり財源が一番かなめになるということですか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

おっしゃっていただいとおり、どうしても財源というものは大きなウエートを占めるのかなというふうに認識いたしております。

委員（北村 孝議員）

ありがとうございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

191ページの、ちょっとまた滞納繰越分のほうと絡んでくるんですけど、2款1項1目2節の滞納繰越分2,700万のところを、ちょっと気になったところがありまして、下の督促手数料及び延滞金を見たら全部ゼロで、昨年とおととしも確認したら全部ゼロなんです。それで、忠岡町としては、その滞納に関しては督促料や延滞金をゼロで、取っていないということで認識してよろしいんですか、発生した場合。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

村田課長。

下水道課（村田健次課長）

こちら、下水道使用料につきましては、水道使用料と一緒に徴収をしていただいといる状況でございます。

委員（三宅良矢議員）

すみません、委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すると水道、上のほうの請求のときに、その督促手数料や滞納手数料も上乗せして請求しているということなんですかね。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

忠岡町では、督促手数料や延滞手数料というのは取っておりません。

委員（三宅良矢議員）

取ってないんですね。

水道課（橋本珍彦課長）

はい。

委員（三宅良矢議員）

それは、まず下のほうで取ってないと。すみません、話しして。それは何か規則等でちゃんと明文化されているものなのか、昔からの慣例として現場判断でやってはるのか、どちらなんですか。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

現場判断です。まずはとりあえずは、本税というか、本体を入れてもらうのを優先するというので、取っておりません。

委員（三宅良矢議員）

委員長、すみません。

委員長（藤田 茂議員）

どうぞ。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その規則等の部分があるじゃないですか。それは取らないといけないことになってるんですか。それとも、なくてもいいということになってるんですかね。

水道課（橋本珍彦課長）

「取ることができる」と。

委員（三宅良矢議員）

それは現場判断で、できなくていいという形になってるんですね。それは現場判断で。それはどの条文かというのは、今は多分わかれへんと思うので、後でまたその文例を示してください。

水道課（橋本珍彦課長）

今できるようになってる、できるということに。

委員（三宅良矢議員）

それが説明できる文章の部分、規則なり何なりを持ってきていただいて、説明いただけたら。もう別にこれが終わってからでもいいので、お願いできますか。

水道課（橋本珍彦課長）

はい。

委員（三宅良矢議員）

委員長、すみません、最後に。

委員長（藤田 茂議員）

どうぞ。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

今後なんですけど、ただ、ほかの税金の支払い等ありますよね。公平性の観点からいえば、要は介護保険でもそうですし、国保でもそうですし、ほかでも基本、延滞金も取っていまして、督促も取ってるじゃないですか。ただ、水というのは命にかかわるので、なかなか僕も行政におったものなので、最後の最後まで相当悪質でない限りはとめないわけじゃないですか。それを見越しても、最終的には払えるという可能性があり、差し押さえられるという可能性があるんやったら、督促や滞納を上乗せしてやるべきやと思うんですが、今後に関してはどのようにお考えですか。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

今、この場で即答はできないんですけども、さっきおっしゃったように、税との絡みとか、ほかの国保とかの絡みもありますので、公平性というのを加味しますと、うちだけがしていかないというのが不利な状況になるのであれば、今後考えさせていただきます。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（三宅良矢議員）

では、そのほうでまたご回答を改めて聞くときもあると思うので、よろしくお願ひします。

委員長、あともう1点、すみません、2年ほど前に、よくその辺で水道管が破裂して、国が水道管の点検を義務づけされたと思うんです、水道管の老朽化に関して。それは、忠岡ではこの資産調査に当たるという認識でよろしいんですかね。古い下水管に関してはどうなんですか。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

どうぞ。村田課長。

下水道課（村田健次課長）

下水道管の分のというのは、あくまでここで言うところの、法的化の部分で下水道管の資産調査を行っているということで。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ということは、国が老朽化の点検義務づけということを前に多分通達か何かで出てきていると思うんです。それはされてない。それは、要は資産調査をすることによって、必然的に変えることをやっているのか、そもそも国はそういう、新聞記事でしか僕は見てないのでわからないですけど、そもそも国はそんなことを、プレス発表はしたけど、実質的には通達とかやってきてないということでもいいですかね。

下水道課（村田健次課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。村田課長。

下水道課（村田健次課長）

すみません、先ほどの中で長寿命化計画の次にストックマネジメント計画という話が出てきたと思うんですけれども、そちらのストックマネジメント計画の中で下水道管の維持補修というものが国費対象になってきますので、そういった老朽管に対して国費をうまく使えるような形で、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

そのストックマネジメント計画の中に入っているということによろしいんですね。そういった国の義務づけに関してはということで。改めてでもいいですよ、別に。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

今、三宅委員おっしゃっております国からの義務づけという通達というのは、特に水道、下水に関しましても、ちょっとまだ届いてない状況でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

維持修繕基準をつくることにしたということを書いているので、記事においては、国は。それにのっかって、要は道路の古い下水管の点検義務づけを行うと。それって、どういった形で。それはないんですか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

今のところ、その国からの通達というのが届いてないんで、ちょっとまた一度調べてはみます。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。ありがとうございます。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

先ほどの三宅委員の質問の中で、督促料について言われてましたが、督促手数料。これ、延滞はわかるけど、督促手数料というのは、納期に納められた80円か何かのそれがそうなんですかね。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

そうでございます。

委員（北村 孝議員）

そうやな。さっき言うてはったけど、公平性で、例えば国保とかあんなところは、納期におくれたら80円ついてきますわ。手数料やなという感じで受けてるんやけど、それやったら公平性があるので、考えていきますわみたいな最後言うてはったけど、ええふうに考えてもろうて、町長、全部それを各部課でもなくすとか、下水道だけ今取ってはれへんのですね。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

水道と下水がセットですので。

委員（北村 孝議員）

そうかそうか、わかりました。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

下水道事業特別会計決算について、質疑を終結いたします。

以上で、各特別会計の決算の審査を終結いたします。

委員長（藤田 茂議員）

次に、企業会計決算に移ります。

水道事業会計決算について、担当課より提出資料の説明を求めます。

（担当課：説明）

委員長（藤田 茂議員）

説明は、以上でございます。

ご質疑をお受けする前に、議事の都合によりまして、本日、時間延長することをお諮りいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（藤田 茂議員）

そしたら、時間延長いたしまして、会議を進めます。

質疑をお受けいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

先ほどの下水のときと同じ質問に当たるんですけど、上水道におきまして延滞金と督促手数料について取り扱って、上も同じような扱いなんですか。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

はい、同じです。先ほどの答弁にありましたように、改めて資料をお出ししていますので、よろしくお願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

今後、上水道広域化ということになっていくと思うんですけど、ただ、それに際した場合、今のこのやり方というのを続けていくということに関しては、何ら支障がないことなんでしょうか。それとも、やっぱりある程度その基準というのを設けた枠組みで、ちゃんとその基準にのっとったやり方をしないと、都合が悪いとか、そういったことに関して、統合するに関して、やはりしていかないといけないというふうに判断したほうがよろしいでしょうか。

水道課（橋本珍彦課長）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

原則的に督促手数料、延滞金は取るべきやと思いますので、先ほどのように、ほかの税との関係もありますので、それが可能であれば、今後考えていきたいと思っております。

委員（三宅良矢議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ですので、統合するときに、今の要は取らないという、もし仮にですよ、取らないというやり方を続けていくとすれば、それは統合するときに対しての支障というのはないものなんですか。それか、立場としては、ルールにのっとったやり方で変えてもらわないと困るという考えでよろしいのでしょうか。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

どうぞ。杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

すみません、手元に督促関係の資料がございませんので、正確なことはお伝えできませんけども、今年度から千早、四條畷、そして太子町の3団体の水道事業の広域化が始まっております、それにあわせて督促関係の企業団の統一したルールというのがございます。それにつきましては、今手元に資料がないので正確なことをお伝えできませんので、また後ほどその資料とともにご説明に伺いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員（三宅良矢議員）

結構です。

委員長（藤田 茂議員）

他にございませんか。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

水道料金についてお聞きをいたします。忠岡町の水道課の決算の資料の8ページのところで、阪南各市町一般家庭用の水道料金の比較表ということで、忠岡町はこの堺市から岬町までの中で、10立米で3番目に高い、20立米では6番目に高い、30立米使うところというのは、ちょっと大家族のところなので、比較としては20立米のところの方が平均的なのではないかと。6番目に高いということでありまして、府下でどのぐらいかと事前にお聞きしたら、12番目に高いということなんです。43あるうちで12番目やから、やっぱり高いですね。高いということなので、で、10立米というたら、単身者とか少人数の方なんかは、やっぱり3番目に高いのが、府下では7番目に高いということなの

で、やはり料金の引き下げを求める声というのは、岸和田市と比べると大変高いというふうなことで、和泉市と比べると高いとかいうお声も聞くので、引き下げをやっぱりしていただきたいということは、住民の声としてはあります。

で、その財源については、府営水のときに、その府営水の値段が下がったり、企業団に移行した際も下がりました。しかし、その分が還元はされて、一部されていますけれども、多くがされていないということです。財源については、やはりこの損益計算書というか、営業収益から営業利益を引いたら2,285万3,000円というものが出ております。この間、ずっとそういう形で出ているのは、府営水、企業団水が1立米当たりかなり下がったという部分が、そのまま大体のこの利益で出ているというふうに思うわけでありますから、その部分の一部でもいいので、住民に水道料金の引き下げということで還元をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

水道料金につきましては、平成25年10月1日より、基本料金を900円から820円へ80円引き下げを実施いたしました。さらなる料金の引き下げにつきましては、人口減少や節水機器の普及によって水需要は減ってきており、料金収入が将来にわたり減少していくことは十分想定されております。あわせて、今後増大していく老朽管の更新であるとか、施設や設備の修繕、また、耐震化などかなりの費用を要することが十分見込まれております。これがまた今後30年以内に発生すると予想される南海トラフ大地震などの災害に備えるためにも、施設の更新や耐震化など今以上に強化していくことが必要と考えておりますので、これらの状況により、いずれどこかのタイミングで値上げすることについては避けられない状況が発生すると考えております。

このような状況の中で、今すぐ値下げを実施すると、これからの事業の進捗がおくれることにもなり、また、料金値上げの時期も早まることが予想されますので、料金につきましては現状を維持していくことが望ましいものだと考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1年間だけの純利益というのを見ますと、その2,000万円ということですがけれども、これがずっと続いてきまして、当年度未処分利益剰余金というのが3億549万3,

000円というものがあります。全部取り崩して安くせえということを言っているわけではなく、今後の老朽管のかけかえですとか、いろいろさまざまなことがあるということも、それはわかりますので、せめてその一部分でもいいから使って、せめて近隣市並みの、和泉市よりも安くしていただきたいとか、そういった、そういうよそ並みにはやっぱり、何でも高い忠岡町と。サービスは全然おくらせている忠岡町というようなことで、せめて全ての住民に一番行き渡るのは水道なんですね。水道を接続してないお家というのはちょっとよくわかりませんが、とめてはるところもありますけども、やっぱりみんなに公平に行き渡るといふ点では、少しでも明るい希望ですね。水道料金、あつ、ちょっと下がったわと思うような、そういうやっぱり明るい状況も、忠岡に住んでてよかったなと思えるような状況をつくっていただきたい。住民サービスの向上、安定供給というのが一番住民サービスですけども、料金についてもやはり下げてもらったということで喜んでもらえるような、そういった状況もつくっていただきたい。大変なのは忠岡町だけではありません。住民の暮らしも、年金も下げられ、給料もそんなに上がれへんし、仕事もあれへんしということで、そういった方々も今多い中で、やはりそういった貧困対策ということで、ぜひやっていただきたい。貧困対策にもなりますし、水道料金の引き下げというのは、やっていただきたいと思いますが、当年度未処分利益剰余金というのが3億549万3,000円あるというのは間違いありません。剰余金は一体幾らありますかというふうにお聞きしたほうがいいですかね。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

3億2,226万1,713円。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。他の会計の方とか一般会計のほうは、いいなあというふうに今聞いてはるような感じですけど、やっぱりそれだけ、ない中でも多少ともあるということなので、ぜひその中でも一部でも取り崩して、大阪府下で7番目や12番目に高いというのではなく、もう少し安くしていただきたいということで、努力はしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

すみません、先ほど課長のほうからも答弁させていただきましたように、今すぐに値下げを行いますと、値上げの時期が前倒しになりまして、上げ幅も上がり、将来の世代にしわ寄せが来ることになると考えております。そのような状況ですので、将来の住民負担を軽減するためにも、今現在は値下げのほうは考えておりません。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

なかなか使用水量が減ってきているということもありますが、ぜひしていただきたいということはご要望申し上げます。

次、行っていいでしょうか。

委員長（藤田 茂議員）

はい。どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

新しく住宅がいっぱい忠岡町に建ってきていて、この28年度だけでも、きのうの数字がちょっと今手元にないですが、新しく新設されたりとかしています。新設の分担金とか手数料とかいうことで、その分担金って結構大きいですね、収入源としては。新設分担金、これ何世帯というんですか、何軒分でしょうか。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

28年度の新設が63軒ありまして、それで変更というのが22軒ありまして、その総トータルが1,360万円になっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1, 360万円というこの分担金という分については、収入の中では非常に大事な財源になってるんじゃないでしょうか。その点はどうなのでしょう。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

おっしゃるとおり、大きな収入になっております。

委員（是枝綾子議員）

そうですね、はい。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということで、住宅がふえて、そこに接続していただいて使ってもらえるということで、プラスの要素になってくる部分ですね、家が新しくできると、水道にとっては。ほかのサービスについてはいろいろせなあかんということが出てくるんですけど、そういった部分で分担金の部分もやはり大事な財源なので、せっかく引っ越してきた方に、高いなあと思ってもらわないように、水道料金もぜひ引き下げたいということで、全てはそこにつながっていくということになります。軒数はわかりました。委員長、続けてよろしいですか。

委員長（藤田 茂議員）

どうぞ、是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、ちょっと住民向けにこういった、その経営が統合されたらということで、議会でも高迫議員が質問されてるんですけども、水道料金の見通しがこうなっていくというのを広報に出されていて、で、見てもわかれへんということで、やっぱり説明会をしてほしい、するべきではないかということなんですけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

住民の方がわかりにくいというご指摘なんです。説明会のほうは、一応時期的には1月下旬から2月中旬までの間では開催はさせていただきたいとは考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

どのような規模で、どのような回数でとお考えでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

どのような形で行うかは今後検討してまいりたいと。今ちょっとここでお返事のほうは、回答のほうはできませんけども、今後また検討していきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

議員もそんなに詳しく住民に説明できるほどよくわかっていないということもあります。で、一応その値上げの幅とか時期がおくれるだけで、やっぱり上がっていくということの説明なんです、そのメリットというのは、ただ、一応見たら、1回目の値上げの時期が9年延期になって、あとずうっと同じ幅で、9年間だけ値上げが抑えられるということで、値上げ幅については若干、少しということ、だから14億円に相当するということですが、これは、すみません、65年までの間やから、何十年間ですか、40年間の間で14億ということですね。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

検討期間につきましては、平成27年度から平成66年度までの40年間で検討しております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

40年間の間で14億というたら、1年にしたらそんなに大きくないなあというふうな印象がやっぱりあるんです。で、この広報ですね、8月の広報を見ながらですけども、単独経営でいくと、60年度なんて、平成が60年度までであるのかわかりませんが、4,761円になるのが4,048円ということで、713円安いと、1カ月ですね。ということで、1カ月、まあまあその36年度の1回目の値上げは402円の差が出てくるということで、その月に400円とか500円、まあまあ700円、安くなるんじゃないかと、上がり幅がということなんで、今より安くなるんやったら、それはいいなあと思わはる方も、メリットは大きいんですけど、そのメリットがちょっと見えにくいということではあります。なので、ちょっとわかりにくいということですが、これって、このシミュレーションをつくっていただいたということで、大体この形になって、上げ幅というんですか、上げるときというのは、こんなときに上がるというのは、どのように決めはったんでしょう、上がる時期ですね。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

以前の会派説明の中で、その辺のシミュレーションの詳しい内容については説明させていただいたと思うんですけども、一応ですね、忠岡町には今現在、まだ老朽化していて更新できてない資産が約9億円相当残っておりまして、あと来年度以降、平成66年度までの間に、老朽化予備軍というふうな形で呼んでるんですけども、今後時間がたてば、当然今まだ老朽化してなくても、だんだんそれが老朽化して行って更新していかなければいけない資産がだんだん蓄積されていきます。それがおよそ大体28億円です。合わせますと、40年間で約37億円、更新しなければいけない資産があるということで、それを更新基準年数といいまして、法定耐用年数ではなくて、延命化を考慮した更新基準時期でもって更新すると仮定した場合でシミュレーションしましたら、先ほど議員さんがおっしゃられました平成36年度単独経営の場合で最初の値上げの時期が到来するというシミュレーションの結果が出ました。

一方、統合する場合につきまして、施設の最適配置を行いまして、例えばこれも以前に説明済みやと思うんですけども、泉州5団体で集中管理設備、これは泉南市のほうで一元化しまして、今それぞれの団体が持っている集中管理設備を統廃合しまして、その更新費用であるとか、あと忠岡では運転管理委託を外注で一応やってるんですけども、それを泉南市に統廃合する、一元化して運転することによって、その委託費も軽減できて、それ

で更新事業費だけでなく、運転管理委託費など、あと、そのほかの施設の最適配置で動力費の削減などもしまして、年間のランニングコストを3,000万ぐらい削減すると。で、その更新事業費と維持管理費、それとあと交付金ですね。統合してから10年間、交付金をいただけますので、それが大体2億1,300万円ですかね。その辺をもちまして、合わせて14億4,000万ほどの経済的なメリットが生まれると。それによって、毎年毎年の将来負担額が軽減されるということで、費用が軽減されて、その結果、住民が40年間で支払う水道料金ですね、これを住民負担というふうに呼んでるんですけども、その軽減額、その負担額の差が、単独と統合との差が14億円ほど発生するというようなメリットが出るということでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

一年一年積み上げていくというよりも、全体で40年間でこれだけの負担の割合ということで、それで単年度に割って出してきたという感じのちょっとご説明やったと思うんです。毎年毎年の分を一年一年積み上げて計算していったというものではない感じなんです。全体の14億に相当する部分を割ってというふうには何かおっしゃっておられたので。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

水道事業は当然公営企業なので、企業会計のやり方に基づいて、毎年損益計算などをやります。その毎年毎年の計算に基づいて、そのシミュレーションが行われているということでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、その1回目の値上げが、統合した際に平成45年に1回目の値上げがあるというところで、これが幾らというのがちょっとわかりにくいですけど、立米当たり160円というのが175円ぐらいになるのかな。というその上げるタイミングというのは、企業会計ですので、繰り入れもないし、赤字がいっぱい出てくると。留保財源のことをここ

は何と言ったかな、未処分利益みたいな、そういったものも減ってくるしということで、上げるタイミングはどのようにして判断して、平成45年で上げるというふうに見たんでしょうか。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

今回のシミュレーションの条件なんですけども、それは統合素案の本編のほうにも載っているんですけども、どういう形で値上げのタイミングを見計らって、そのシミュレーションの中で値上げしていくかというところについては、今回のシミュレーションでは損益計算で赤字になる年度、もしくは資金残高ですね、それがショートする。そのタイミングでもって値上げをしていくという考えの中で、このシミュレーションでは値上げのタイミングを決めております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

損益計算書、資金残高というところで、赤字というか、赤字でお金もうなくなってくるという、そんなところで平成45年度にそのぐらい上げるという判断をしたということですので、実際にどうというのは、ちょっとやってみないとわからないというところはあるかと思いますが、そういう試算をされているということはわかりました。

で、何と言うんでしょうか、一応その水道料金の値上げをこれだけしないとやっぱりやっていけないんだろうかというところで、統合してもそんなに上がりませんよというふうな感じにちょっと見えないですけども、もう少し値上げの幅を縮小することはできないんでしょうか、これね。やっぱりどっちも上がっていくんですよ。ということなので。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

値上げの幅をできるだけ縮小ということなんですけども、今回のシミュレーションは、あくまでも先ほど言いましたように、更新基準年数でどれだけの資産が何年度に老朽化し

てというのを整理した上で、それらを全て各年度ごとに更新していくという、その前提の中でシミュレーションした結果が、先ほど言いましたように、階段状に値上がりしていくというような結果が出ているということでございます。それはあくまでもアセットマネジメント、今回やっているのはあくまでもマクロマネジメントというところで概略的にやっている部分がございます、実際にはミクロマネジメントと言いまして、短期的なところでそれぞれの固有の資産をそれぞれ調査しまして、更新基準年数は当然そのような係数がありまして、法定耐用年数にそれを掛けて、その年数ということを出しているんですけども、実際のところはそれらの資産の現状の状況を見まして、実際に更新基準年数に達していてもまだ使えそうなやつについては、その更新する時期を運用上は延長させますし、逆に、早くもうすぐにでも更新しないといけないというような診断結果が出たり、逆に前倒ししたりしていくというようなやり方、そういうのをミクロマネジメントと言うんですけども、そういうやり方をしながら実際運用していくということでございまして、この前お示したシミュレーションと全く同じような形で要は運用されていくというわけではなくて、もうちょっと掘り下げた形で詳細な部分を検討しながら、要所要所で進めていくというような流れでやっていくつもりでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員、このぐらいで水道企業団関係はちょっととめていただいて。

委員（是枝綾子議員）

そのマクロマネジメントで1点だけちょっと聞かせていただいてもいいですかね。

委員長（藤田 茂議員）

そうですか。それならそれで最後で。

委員（是枝綾子議員）

一応このシミュレーションの中では、老朽管の耐用年数が来たものをどのぐらい、大体全部変えていくということで入れ込んでいるのか、それとも、そこまでするとすごいから半分に抑えているとか、ちょっとその辺をどの程度、耐用年数が来たものを全部変えるのか、それとも何割かに抑えるか、そのあたりはどういう試算でしょうか。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

先ほど是枝委員がおっしゃいました前者のほうでございます。

委員（是枝綾子議員）

前者って、どっちやった。自分で言うたこともちょっと覚えてないので。

水道課（杉山智思参事）

マックスでやるということでございます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。最大ということで見ているので、このぐらいの値上げ幅になるけれども、工事の量をもう少し精査して行って、もうちょっともつというふうなことであって、もう少しもたせようということになれば、この上げ幅が縮小されたり、後ろに行ったりということは可能であるというふうに。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

その調査した結果がそういうことになれば、今回お示ししたシミュレーションどおりにはならないということです。やっぱりこの結果が前後したりとか、値上げ幅が小さくなったりとか、逆に大きくなったりすることもあるんでしょうけども、そういう形になるかと思えます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、逆に大きくと言われると、ええっとなってしまうんですが、じゃあ、これ以上の負担ということですね、企業団が、ちょっと言うたら、万博するからこんな水道管をこっちまで引くんやと、いっぱい大きな事業を例えばするとあって、その分が負担金として忠岡町にどっと来るとか、今後、今想定されている以上に負担金というものとか、水道料金の値上げというようなものはないかどうか、そのあたりはちょっと確認したいと思うんですけども。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

多分万博のために企業団が施設を拡張したりということはまずないんですけども、当然企業団も莫大な資産を抱えておりまして、大半やっぱり老朽化したりとかしてきてます。

で、そういったやつを、今現在、マスタープランというその計画の中で、25年計画なんですけども、それで今現在、更新したりとかいうのをやっております。当然、今の時点で更新された資産はしばらくずっと使えていくんですけども、またマスタープランの期間が過ぎた後に、また新たに更新するような資産がどんどんふえていきますので、そういうような老朽化施設の更新というのは未来永劫続いていくということもあって、あと、それとほかの団体さんもそうなんですけども、料金収入ですね、それはやっぱり企業団も同じように、人口の減少に伴って料金収入も落ちていっておりますので、将来的に見れば、老朽化して更新しなければいけない施設というのをたくさん抱えている中で、料金収入が減ってきますので、やっぱり企業団でありまして、いずれやっぱり料金を改定して値上げをしていかないといけない時期というのは到来するというふうには思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長、すみません。万博のことを例え話でちょっと言ったということで、言わせていただいて。

委員長（藤田 茂議員）

もうぼちぼちこの件は終結していただいて。

委員（是枝綾子議員）

では、このことで。ちょっと例え話で万博という言葉を出してしまったんですけども、大きな大規模な事業をしなければ、更新しないといけないという分が来た際に、もちろん経営統合してなければ、水道料金という形でそれはやっぱり企業団水の値上げとか、さまざまそういったことがかかってくるであろうけども、統合しているということで、その分担金、負担金というのがかかるということはあるんでしょうか。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

以前にも説明しましたように、企業団と統合する際の42市町村の共通の条件というのがありまして、その中で会計については、府域一水道になるまでの間は、それぞれ会計を独立して運営されていくということで、企業団の用水供給事業の会計で要した費用とかがほかの統合された水道事業のその会計に負担金を求めるというものはございません。

委員（是枝綾子議員）

ないということですね。

水道課（杉山智思参事）

ただですね、今現在、忠岡水道事業会計と忠岡町の一般会計の共通経費というのがあると思うんですけども、それについては、水道事業会計が便益を受ける程度に応じて、その

一般会計に負担金を毎年支払っていると思うんですけども、それと同じような仕組みで、企業団と統合されれば、その企業団の本部の共通経費、例えば議会関連経費とかシステムの維持管理費とかありますよね。その辺の共通経費の一部を、統合後の忠岡町水道事業会計が同じように便益を受けるという形になるかと思しますので、アロケーションして、その辺の共通経費の一部を負担していただかないといけないというものはあります。ただ、それをざっと試算しましたら、大体年間60万程度かなというぐらいです、今のところは。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。ありがとうございます。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（藤田 茂議員）

以上で、水道事業会計の審査を終結いたします。

これをもちまして各決算の審査が全て終了いたしました。

委員長（藤田 茂議員）

次に、総括質疑に入ります。

総括質疑につきましては、これまでの審議と重複を避けていただき、大局的な観点からの質疑をお願いしたいと思います。

質問される方は、挙手をお願いいたします。

委員（前田 弘議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

前田委員。

委員（前田 弘議員）

杉山参事、先ほど水道会計のところと言おうとした件なんですけどね、四條畷のほうから議長が来て、うちの議長といろいろ話したと思うんですけども、あれについて、企業団に入って統合するというようなところの33人の議員を入れると。ところが、30人にまた減らしてくるというようなことで、これがネックになってもめたことがあると思うんです。今、それでもめてると思うんです、それで。その後どんなような進展があったのかね、その辺のところ私、聞かせてもらいたいなと思ったんですけども、今の是枝さんのいろんな質問についても、余り進展してないなというように思ってるんですけども、その辺どうなんですかね。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

企業団議会の議員定数の問題につきましては、現在の状況をご報告させていただきますと、ことしの6月に、先ほどおっしゃいましたように、その構成団体全ての議会からのご意見を聴取しまして、企業団議会において協議を行ったんですけども、意見の一致には至りませんでした。そのため、この問題につきましては継続して議論されることになりました。直近の予定では、今月の20日に行われる企業団の首長会議というのがありまして、その中で議員定数について再度議論することになっております。

委員（前田 弘議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

前田委員。

委員（前田 弘議員）

私もね、町長の言われんとする広域にするほうが今後はいいかなと。人口減少してきてもね、同じようにやっぱり配水管で水を通していかないかということになってくると、1人当たりの負担もかなり多くなってくであろうと私も思ってます。ただ、岬町とか田尻町、泉南、阪南というような平面統合であればメリットがあると思うんですけどね、忠岡だけがぽつんと1つ統合するというのは、何かメリットがないようにどうしても思うんですけどね、その辺についてどうですかね。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

隣接市が統合に参加していなくても、今回のその検討で大きなメリットを生み出すことは一応確認はできております。それは以前の会派説明の中でも詳しく説明させていただいたと思うんですけども、その施設を最適配置することによって、さっきも同じような説明をしたんですけども、要は泉南市に集中管理設備を統廃合するじゃないですか。それによって維持管理費が年間3,000万ほど低減されたりとか、それは動力費の低減額も含まれるんですけども。あと、施設を統廃合するという事で、本来忠岡単独で更新しなければいけない集中管理設備も、泉南市のほうに統廃合することによって、その更新費用も浮いてくると。あと、そういったような施設の最適配置に伴う事業費に対して、国からの交

付金も、統合後10年間ぐらいは一応交付金の手当てがあるということで、そのような経済的なメリット、40年間で約14億円ぐらいに相当するんですけども、その効果で単独経営を続けるよりも財務状況が改善されて、統合すれば14億ほどの住民負担の軽減が得られると。その辺が一番の大きなメリットであると。

あと、定量的なメリットはそこなんですけども、あと、また企業団と統合すれば、企業団は職員数が450名ぐらいいてるんですけども、そのうちの8割ぐらいが技術屋さんなんですよ。設備屋さんであったりとか土木屋さんであったりとか。設備屋さんでも電気、機械とかと分かれるんですけども。あと、水質屋さんもいますね。今の忠岡って、職員数が、正職員が大体4人ぐらいしかいてなくて、そのうちの土木技術職員って1名で、あと残りは事務屋さんなんですよ。

やっぱりこれから南海トラフ地震とかの災害が起こったときに、それをどうやって対応していくかというところを考えると、やはり少数部隊、しかも技術さんが1人しかないという状況の中では、なかなかそういうような大きな災害が起こったときに、単独ではやっていけないというような事実はあると思います。そこは、やっぱり企業団と統合すれば、その企業団の組織力でもって、そのような災害が起こっても、単独で経営する場合よりもかなりメリットが出てくるのではないのかと。要は、住民さんに安心して暮らしていってもらえるような形をつくっていけるんじゃないのかなというふうには思っております。

それとまた、企業団と統合すれば、それ以外にも営業業務であるとか、その辺についても、やっぱり泉州5団体、今回統合に参加するということなので、例えば窓口業務とかをみんな一斉に一括して外部委託するとか、そういうようなことをやりますと、今まで幾らかかかっていたその辺の窓口業務のコストとかが、スケールメリットが働いて低減されていくとか、あと、そういったような業務の改善的な部分、組織の改善的な部分で、今このシミュレーションにはまだ載せてないんですけども、そういった部分のメリットがまた発揮されて、シミュレーションでは統合しても45年度に値上げするような形になっておりますけども、そういうような営業部分のメリットも含めまして、実際運用していけばもう少し値上げ時期もさらに延期ができたりとか、値上げ幅も縮小していけるんじゃないのかなというふうには考えております。

以上でございます。

委員（前田 弘議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

前田委員。

委員（前田 弘議員）

私とも、これ統合の方法でね、町長も話をしてきたと思うんです。首長の中でね。私

も、それは広域にやるべきところは広域にせなあかんと。水道もそう、消防もそう、焼却炉もそうというような広域でやることによって、かなりの歳出削減になると思うんです。だから、水道のほうも、やはりその統合するところの議員さんを入れてもらわないと、住民の意見がわからないでしょうと、こういうことなんです。ここはそのようなことをですね、うちの議長もその中に参入していくと思うんですけども、私、議長に言ってるんですけども、それは統合するところのやっぱり町の議員は絶対出ていかなあかんと。そうでないと住民のことはわからない。統合してないのに、ほかの議員を入れても意味ないと言ってるんです。今後、会議をするのであれば、そのようなところを重点的に突っ込んでもらいたいなというように思ってます。その辺のところをよろしくお願いしたい。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

言わんとしていることは、意味はわかりますが、今まで議員定数を決めたりするのにね、私もかかわってきたんです。いろいろ意見を出して。町村の代表の立場もあるときもあるんですが、うちは1万8,000で、統合して18万ですね。その18万の団体と他市の50万や30万のそういった団体とどういうように渡り合っていくかということで、30を出したり、33か出したり、いろいろと決めてきているんですけど、まあ今までの経過を、府の議長会の会長もされてるわけですが、私もしっかりしてたと思ってるんですけど、議員の皆さんも住民の意見を聞いてきてると思いますが、私も議員の皆さん方の意見も聞き、自分なりにまとめてね、未来を考えていくと、これに突入せえと。

これ、時々考えるんですけど、企業団会計に行っても、議会の代表と首長の代表と違ったら、どないなってくるのかなと思いつつ、小さな1万7,500の町ですから、任せしてもらえたらありがたいと思いますが、今おっしゃっているような気持ちがはやるのであればね、今度の首長会議で、うちのというのかな、この前、議長さんと何の相談もなしに議長さんのペーパーを見たんですけど、前田議員の気持ちを酌まないかなのかなあと思っているんです。迷いつつ、20日の会議に出ていこうかなと。議員の皆様の前で、あなたの意見要らんわというわけにもいきませんから、一考していきたいと、こういうように思っています。

委員（前田 弘議員）

ひとつよろしくお願いしときます。

委員長（藤田 茂議員）

他の委員さんで。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

6点ありますので、順次させていただきます。

1点目です。議長に対して、議会改革について、すみません。議長が今回のこの初めの冒頭のときに、議会費のときかな、一定の個人としてのご回答もいただきました。僕としては、議会改革、まず何をすべきかというのが、まず議論をするべきやと思ってます。その議論した内容をしっかりと住民にお伝えすること、これが何よりも議会改革の第一歩やと思っております。来週、議会だよりの会派代表者会議の参集もごぞいます。そういったことを念頭に議論すること、しっかりとそれを周知すること、これを念頭に議会だよりの発行、及び今後の議会改革に努めていっていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（和田善臣議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

議長。

議長（和田善臣議員）

今回、一応今月の25日に代表者会議を開催することに決まりました。で、一応主な案件は、議会だよりの発行ですね、それについての編集委員か、あるいは準備委員会か、そういうようなものを早急に立ち上げらなあかんというのが主なあれなんですけど、その場で今、三宅議員が言われたように、他に議会改革のことでこうしてほしいという希望があるんであれば、そのときにまた出していただきたいと、このように考えています。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

よろしくお願いたします。

すみません、2点目です。ふるさと納税について、2点目、質問させていただきます。ふるさと納税なんですけど、できれば寄附された後の結果ですね、こういったことに活用されました。ほかの市町村でしたら、例えば小学校の校舎のこの遊具に使いましたとか、出しているところもあります。そういった形で、そういった何に使いましたかと。確かにふるさと納税のお金に関しては、一般財源にまじってしまったりしてちゃんぽんかも、言い方は悪いですけど、そういうことになってしまうかもしれないですけど、理屈上。ただ、

そういった形でちゃんと外部のご厚志いただいた、寄附していただいた方に対して、しっかりと感謝の意と、わかりやすいような形で、僕らも伝えやすいような形でできるような明確化していくべきやと思うんですけど、まずいかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

きのう、午前中にもご説明させていただきましたけれども、他市におかれては、充当項目の公表をされているところがあります。本町におきましても、寄附された方に寄附してよかったと思われるように、充当の項目を今後公表していきたいというように考えてます。28年度中の寄附につきましては、今のところ全額基金に積み立てているというところがございますので、この29年度に各事業に充当していくことになろうかと思っておりますので、その時点で公表してまいりたいというように考えております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

よろしく願いいたします。そのふるさと納税についての追加なんですけど、要望という形なんですけど、今回、僕、議会の職で奨学金の委員にもなってます。河野議員と一緒にさせていただいてるんですけど、きょうの午前中の教育のときにもありましたけど、できたらそういう奨学金、3,000強のお金があります。そういったのも、しっかりと未来につながるという意味では活用していきたいなということで、前に河野さんともちょっと話し合ったこともありました。できれば、そのふるさと納税の目的に、例えば教育という部分を加えていただいて、例えば高校に上がるときに、先ほど北村さんからもアドバイスいただいたんですけど、例えば服とか、行った高校から直接請求いただいて、それを支払うなど、ちょっと工夫の余地っていろいろあると思うんですけど、そういった形での給付型の奨学金等の検討をいただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。すみません、そういった形で制度自体の修正をしていきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

本町、今のところ忠岡寄附金については、住民の福祉、それと公共施設の整備、その他施策全般という形の3つになっております。新たな目的の設定というのは、現在のところ、今おっしゃられたようなところは施策全般という中で対応することができるかなとは思いますが、ただ、寄附者の方が選択するということができないということでございます。

で、今後当然、寄附がなければどうしようもないんですが、寄附を当然増額していきたいと思っておりますので、その時点で本町の政策として、具体的に項目に挙げるということも今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。また、これも同じく訴えかけさせていただきますので、よろしく願いいたします。

あと、返礼品に関してなんですけど、できれば役所からお礼状と納付の金額を書いたやつを送ってと思うんですけど、そこに例えば就労支援作業所ですよ、ピープルさんとかあいったところでポストカード等ですね、ようなところにつくったり、ポストカードとかそんなも一緒に同封していただいて、ちょっとながらの気配りとか、忠岡ながらちょっとした心尽くしがあるんやなというようなPRに結びつけていただきたいんですけど、そういうような施策の推進って可能でしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

現行では、寄附いただいたときに、その寄附の証明書を送付する際に、封筒にお礼状のほうを同封させていただいております。今後、寄附いただく方には、その寄附していただいた翌年度の適当な時期に、改めて案内状というものを送付したいなというように考えております。その中で、どの程度費用がかけられるのかというところも考慮しなければなりませんけれども、そういったことも、今おっしゃられたこともご提案いただいたということで、今後検討してまいりたいと思っております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

よろしく願いいたします。

次に、3番目の質問に移ります。人材確保についてです。特に今、保育、介護の分野について人材がいないと。サービスが幾らあって、忠岡であれば面積は満たしてるけど、人基準は満たしていないと。これは忠岡だけじゃなく全国的に今問題になってることやと思ってます。ただ、今後、じゃあ明るい見通しがあるのかということ、全国的にやっぱり人の奪い合いというような状況が、現実問題続いています。そういったことを見越して、施策として、忠岡だけでは厳しいかもしれませんが、広域な部分でもあると思うんですが、この保育及び介護の人材確保について今どのようにお考えかと、将来的にはどのように取り組んでいくべきか、現場としてどのようなお考えがあるか、お聞かせください。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

保育士の確保につきましては、引き続き厳しい状況であることには変わりございません。次年度、正職で1名保育士、また看護師で1名採用という予定をしております。しかしながら、非正規の占める割合が多いということで、非正規に頼ってる部分が非常に多いという状況は変わっておりません。引き続き、今年度、非正規につきましては処遇の改善ということで、賃金単価の引き上げ等々を行ったところでございます。引き続き近隣の状況を見ながら、そういった処遇の改善、またその処遇という分につきましては、単に賃金だけではなくて、働きやすい環境も含めて改善する中において、できるだけ確保したい。また、今現在働いている方についても、離職の防止につなげてまいりたいというように考えております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、介護の分野についてはどのように。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

介護の人材確保につきましても、直接本町がということではございませんが、国のほうから一応、高齢者がふえ続ける中で、いろんな施策が出されております。今現在では、介護職員の処遇改善、あと潜在的介護人材の呼び戻しということで、一たん仕事を離れた介護人材の再就職の準備金の貸付制度ですとか、あとまた新規参入の促進ということで、学生さんに対して、介護福祉士を目指す学生への奨学金制度をつくる、あるいは中高年齢者の元気な方ですね、ボランティアを行う中高年齢者の入門的研修、職場体験の実施、それと離職防止、定着促進、生産性向上ということで、介護ロボット、ICTの活用推進、職場定着支援助成金、介護施設等における職員のための保育施設の設置、運営支援というようなことが、国のほうから取り組みのほうを示されております。

それで、本町として何ができるかということにはなってくるんですけども、この中で緩和型、総合事業のほうが始まっておりまして、緩和型の部分につきまして、ヘルパー研修ですね。緩和型サービス提供のためのヘルパー研修を市町村で行う。それを5市1町で広域やっておりますので、その5市1町の中で資格を共有して行っていく等、国の方策に応じて行うこと。そして、その5市1町で行っていていること等を推進していくということら辺で、人材の確保に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。5市1町で総合事業の資格の共有ということだったんですけど、できたらそういうことからまた一步踏み込んで、介護福祉士等ですよ、やっぱり人材を育てるという意味では、5市1町で検討課題を持って広域の部分で進んでいっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

そちらのほうも検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、あと役所の職員に関してなんですけど、今現在、役所の職員でも正職になってくると、なかなかいい人材が集まらないというような自治体も徐々に出てきていると思います。忠岡においては、忠岡なりの魅力を感じて入庁していただいている方があると思うんですが、今後ますます人材の奪い合いというものが活性化してくると思います。そういったことに関して、例えば忠岡町においてもインターン制度ですよ。早期に若い人材をしっかりと育てていく環境を、そういった学生さんとかを活用してつくっていくなどしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今のところ、職員の募集をしても、幸いにも応募に、職種によりますけれども、かなりの数が来ております。今後、どんどん若い世代が少なくなってくるということで、その対応なんですけれども、できることでしたら、そういった形で研修に来ていただいて、その後、実績を積んで採用するとか、そういったご提案いただいたことにも考えていきたいと思っております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

よろしくお願ひいたします。

すみません、次、4点目です。昨日もあったんですけど、南海電鉄との協定ということからちょっとお願いします。皆さん、僕の一般質問でも言うたんですけど、平成41年になにわ筋線、新大阪から関空に直通で伸びる線ができるということで、南海本線が活用されることがかなりの可能性として高いということで、ただ、忠岡の住民の立場からすれば、例えばそれがつながったからというて、例えば踏切、今、7時～8時で大体二十六、七分閉まっています。例えば、それがインバウンドを取り込むため等の理由で、例えば増便、電車がされたとしたら、この26分がふえることはあっても減ることはないと思っております。これが30分、40分になれば、昔、和泉府中の踏切のところで踏切を渡ってる最中に死亡事故なんて、何年かに一遍あったことは多分ご存じの方はまだ多いと思っておりますが、そういうのも他山の石の話ではないと思っております。

ですので、そういった形で今後、南海電鉄との話し合いという場合は、この協定プラスほかでいろいろ持たれると思うんです。そういった形において、要は南海電鉄の会社の利益、都心部の活性化、それはわかります。ただ、住民のサービス、誰のために私たちは訴えているのかというところを念頭に、できれば住民の生活の利便性や今の状況を犠牲にする可能性があるという認識のもと、話をやっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

南海電鉄との協議、昨日説明させていただきましたけども、これは南海電鉄が所有している土地の賃貸借の協議、その賃貸料金を安くしてほしいとか、そういったたぐいになりますので、遮断機のおりる時間帯が長くなるとか、そういうジャンルのものではないというふうに考えております。

その遮断機のおりる時間が長くなりますと、先生おっしゃられるように利便性も悪くなりますし、また、交通渋滞も発生するというので、それはそれで別の機会に要望等してまいりたいというふうに考えております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その別の機会というのは、定期的に話し合う機会というのはあるんでしょうか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

定期的に話す機会はありませんけども、我々、大阪府に対する要望であったりとか、また、各政党からの要望等もございますので、そういう交通問題につきましても、そういう機会を利用しまして要望していきたいというふうに思います。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

よろしく願います。それで住民の命が1人でも失われたとか、そういうことになってしまっは本末転倒やと思っはますので、何とぞその辺の話だけは、南海電鉄のほうと、あと大阪府ですね。私たちが議員ですんで、府議会、国会議員通じて、そういった要望は実際させていただきます。この前も南議連で国土交通省のほうに直接言わせていただきました。そういうこともあるんですねと気づいていただきました。まず気づいていただくのが一番やと思っはましたんで、まずはこれからまたこういった形で理事の方たちと共有させていただきます、また、伝えていくべきは、僕らもそういった形で伝えさせていただきますと思っはますんで、よろしく願います。

では、すみません、委員長、次よろしいですか。

委員長（藤田 茂議員）

どうぞ。

委員（三宅良矢議員）

5番目なんですけど、歳入の取り扱いについてなんです。先ほどもちょっと下水道のときもあつたんですけど、使用料の件で、例えば延滞料とかその辺が窓口判断とか現場判断でゼロになつてるといふようなこともありました。例えば僕もどのお金をいただいでるか知らないです。ただ、例えば道路占有料とか葬祭関係のお金とか、あと町営住宅のお金ですよ。それが全部、要は収入未済ですよ、それがゼロ、ゼロがやっぱり多かつたんです。実際ちゃんとこれ、支払いが皆さん滞ることなくできてるといふ前提でゼロって書かれてるといふんですけど、今、ご存じやと思っはますけど、泉南市のほうがお金のやりとりにおきまして、9月の議会で維新系の議員がそれをやり玉に挙げて、ちょっとニュースにもなつたんですけど、それはまた後日、特に公室長を中心にちょっと勉強していただきたいと思っはますけど、忠岡町においてそのような同様な取り扱い、要はこの人やから減免してた。現場判断でお金が、要は事務の取り扱いが、次々課長がかわつて、ちょっと面倒やから、手間かかるから、なしにしてたとか、そういうような要は突っ込まれたら困るような事例、状況といふことに関しては、ないと明言していただいでよろしいでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今おっしゃられたように、私も先般、新聞を見ておりますけれども、本町におきましては全くないといふように考えております。この機会でございますので、いろんな減免

等々、制度があろうかと思imasuので、いま一度ちょっと確認をしていくということできたいと思imasu。よろしくお願ひします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、よろしくお願ひいたします。

最後です。選挙についてちょっと関連してお聞ひします。今、高校でよく主権者教育というのがされているのは、多分教育委員会の方は特にご存じやと思うんです。自治体によっては、その選挙の事務の方を、高校生、大学生から結構募集したりとかしてやってもらうというところも多い、出てきてると聞ひます。で、確かに選挙の投票率、年々下がってます。今回の衆議院選挙でも50%を切る可能性だって、なきにしもあらずと。国を選ぶ選挙やのに2人に1人も行かないという事態というのはゆゆしきことやなと僕は思っております。誰もが思っていることやと思ひますが。

ただ、その中で、若い人が、主権者教育を受けた高校生の投票率は、まだ比較的年齢層に比べて高いと聞ひます。例えば、こういう機会に選挙事務をやって、選挙というものを身近に感じてもらうことで、その子たちが少なからずもこれから将来にわたっての投票者、有権者、もしかしたら立候補者になっていくかもしれないんですけど、そういった長い目で見ると、この選挙に関して啓発の一環ということも含めまして、今後、今週末はさすがに絶対無理でしょうけど、次の選挙ぐらいから忠岡としてはそのようなことを考えていただけないでしょうかということなんです。いかがでしょう。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

おっしゃられるように、他市におかれては、いろんな取り組みをされているところがございます。本町におきましては、職員のOBであったり、あるいはアルバイトを採用したりということまでしているんですけども、今おっしゃられた分については、大阪府のほうからできればそういった形をとっていただきたいというようなものも来ております。そういうようなことから、今後、大学生あるいは高校生というようなあたりを採用できればいいかなと思imasuので、そのあたりは検討してまいりたいと思imasu。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。委員長。

委員（三宅良矢議員）

よろしく願いいたします。

以上で、僕の総括質疑を終了させていただきます。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員に続きまして、他の委員さん方で、ございますか。

委員（是枝綾子議員）

委員長、10点ですね。はい、あります。

委員長（藤田 茂議員）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

まずちょっと一番最初に、9月の一般質問でも行いました本町の小・中学校の不登校の子どもの問題について、忠岡町の考え方とかは一般質問でお聞きしておりますけれども、一般質問の時間が短いものですから、十分できなかつたということで、ちょっと続きをしたいと思います。

短く手短かに言いますと、本町の不登校の児童・生徒数は、小・中学校を合わせても19.7でしたか、ちょっと今手元にないですけど、19人を超えてると。大阪府の平均が14.何人ということで、全国平均は13ぐらいということなんで、かなり突出して多いということでもあります。なので、十分な対策をとらなければいけない。とれてないから高い。どちらか、そういった見方はなかなか単純にはできませんけれども、1つ言えることは、そういった不登校の子どもたちに対してのアプローチという分が足りないという部分もあります。目に見える形としては適応指導教室というものが非常に少ないというか、ないですね。ないに等しい状態であると。配置もことしから削られてしまったと。28年度はありましたけれども、配置されてた先生が大部分そこにとということでしたけど、今回は、今年度は、29年度はもういてないということで、先生が交代でしてるから、本当に十分ではないということは、先生方が一番感じていらっしゃるのだと思います。

その中で、小学校の子どもにはもう全くないわけですね。中学校の中にあるので。で、やはり小学校の子ども、小学校の段階から不登校であったら、中学校に行っても引き続きそうなる可能性というのはやっぱり多いわけなんです。実際にそういったお子さんもいらっしゃる。で、やっぱり小学校に対してどうするのかということで、中学校の外に置かなければ小学校の子どもにも対応できないということでもありますので、適応指導教室を、人の配置もありますけれども、施設としてもどこか学校の外に置かなければいけないと思います。

で、私が勝手に言うてるとか、ないやないかということではなく、実際にお声は聞いてい

るわけなんです。それで質問させていただいてると。想像とかね、法律がこうやからということと言うてるわけじゃありません。ということで、その方の思いをちょっといただいたので、少しだけ短い文章なので、ちょっと読み上げさせていただきます。

「こんにちは、忠岡在住の主婦です。私には中学生の子どもがいます。けがや病気などが重なり、小学校のころから不登校気味でした。担任の先生にいろいろな対応をしていただきたい、行きづらいながらも、少しずつ行くに楽しみを探しながら、何とか卒業しました。中学生になり普通に通えることもありましたが、それも後で随分と無理をさせていたことに気づきました。今も行けたり行けなかったりを繰り返しています。それで、忠岡町に不登校の子どもの支援はないかと相談したところ、中学校内に適応教室があるけれども、今はほとんど活用していないとのこと。中学校では、保健室登校や個々への対応を一生懸命探してくれていますが、いろいろ個人差はあると思いますが、不登校の子どもは本当に学校を怖いと感じています。そんな子どもが学校の外で、そういう子どもたちと心を穏やかに過ごせる空間があれば、どんなに救われるでしょうか。学校に行きたくないではなく、行こうとするが行けないのです。行けない、しんどいときに無理する必要はないと思いますが、家でゆっくりと過ごすうちに元気になり、登校となったときに、いきなり学校へのハードルが高いと思います。学校か家かの選択だけになると、家を選ぶと思います。多数いる不登校の子ども一人一人に目を向けて、町は何ができるかも一度考えていただき、学校外の適応教室の設置を深く願うばかりです。家にいるだけでは何も進みません」というお手紙もちょっといただいたんですけれども、よくこのご家庭や子どもさんを知っておりますので、ちょっとすみません。

お母さん、ここまで来るまでに、来るというかね、こういったお手紙を書いたりとか、人に話すことになるまでに何年もかかったんです。だから、しんどいときにすぐ相談というか、人にいろいろ相談というのが、やっぱりそこまでお母さん、精神的にちょっとまいるわけなんです。子どもがある日突然、普通に学校に行くというのが当たり前やのに、そうでないというところで、最初はどのお母さんも、無理に行きなさいということと言うわけなんです、やっぱりそれが子どもにとって負担になっていたというところは、どの不登校のお母さんもそういう経験をされて、ここまで人に話せるまでには、やっぱりかなりの年数がお母さん自身も要するということがあります。

ですから、そういったお母さんの相談体制については、忠岡町ね、スクールソーシャルワーカーも配置もふやしてやっていますということなので、それはありがたいことなんですけれども、やはり適応指導教室というものが学校の外にないと。学校に行くと、中に入るということが、どれほど子どもにとって大変なことかということなんです。やっぱり忠岡町に住んでいるがために、泉大津の市民であれば、泉大津の適応指導教室なり、教育センターの中にあるところに行ったりとか、すごく見に行っただけ、やっぱり泉大津に住んでいる子どもはええなと思ったんです。忠岡に住んでいる子どもはかわいそうと思いまし

た。市レベルではやっぱりちゃんと教育センターというものを持っていて、適応指導教室とか、そういったものも学校外にも置いたりとかできている。広い面積で1カ所とかになると、なかなか通いづらいところもありますけど、やっぱりそういう差が物すごくあり過ぎる。同じ、税金の税率は一緒やと思います。市民税も町民税も一緒やと思います。なのに、払っているのに、学校も義務教育です。で、行ってる。でも、たまたま忠岡町、お金がないということで、そういったことができないということで、子どもが非常に辛い思いをしている、そのご家庭に。

ということはわかっていただきたいということで、単に不登校の子どもたち、平均19.何人という固まりではなく、一人一人の子どもということでぜひ見ていただいて、学校の外に設置をしていただきたいということで、それはやはり教育行政の責任で整備すべき問題だというふうに思いますので、学校の外に、お金があろうがなかろうがやっぱり設置をしていくという必要性については、もちろん認めていただいていると思いますけれども、それについての財源の確保とか、いろいろそういったこともあるけれども、じゃあもっといろいろとする方法があるのではないかとということで、私はちょっとね、忠岡地区の認定こども園については、内容とかいろいろそういった点でも民営化ということで、反対の態度はとらせていただきましたけれども、やはり忠岡幼稚園があくというところを、やっぱりそこを活用していくと。教育の施設、子どもたちのための施設ということで、そこに教育センターを置いていくということが必要になってくるのではないかと。

やっぱり不登校がこれだけ多い、学力も低いという、十分なそういうことができないというのであれば、教育に重点を置いていくというのであれば、そういう不登校の問題を放置しないで、そういった子どもたちが受けられるように、そういう整備をしていくことも必要ではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

まず、9月議会でもいろいろと委員のほうからご指摘いただいたいわゆる不登校の部分ですね。この部分については、確かに例えば泉大津市が持っている場所で、忠岡町にない部分がございますが、まず学校教育課として3つのそれぞれの学校、ほんとに先生方中心にやっていただいています。2学期に入って、そして今、9月、10月ですけども、本町の教育委員会としましても、気になる子ども、それぞれピックアップしてあります。その中で、どうですかというのを確認して、学校の担任の先生、一人一人本当に家庭訪問に行っていたり、また連絡をとっていただいたりしている状況でございます。ただ、すぐには答えが出てないというのが、その辺の部分はこちらも理解しております。

それについて、学校さんも一生懸命やっているということを含めてご理解いただきたいということと、あといわゆる学校の外にそういうような場所を何とかというご意見ですけども、この部分については今後さまざまところと話をしながら進めていきたいと思いません。今はっきりとはお答えできませんが、まず1つ学校さんとしてやってることは、本当に担任が中心に、確かに府の配置が今年度ないですが、その部分も含めてやっていただけてますし、小学校も、中学校にはあって小学校にはないという部分もあります。小学校の担任の先生も非常に頑張っていてます。その辺、連携をとりながら今後もしっかり一人一人の子どもたちが元気に過ごせるようにというのは考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

いや、学校の先生、頑張っていないということは全然言うてないです。頑張っていて努力していただいているというのはわかるんですが、どうしても努力してもできない部分というのは、適応指導教室が学校の外にない。中学校の外にない、小学校にはないということは、どう努力しても物質的な物理的な問題ということで、ここをどうするのかということがやっぱり求められている、忠岡町には。ということで、一応聞いたことありませんけど、必要性についてはやはりお感じになっていただいていると思えますが、その必要性についてと、あと、今後そういった計画をしていかないと、いつまでたっても設置できませんので、そういった計画についても検討していくということについてはどうなのか。そのことについて、ちょっと教育長さんにお聞きしたいと思えます。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

議員お示しの不登校のお子さんをお持ちの親御さんの気持ち、私も子を持つ親として察して余りある。ほんとにつらい思いを日々されてるというのは、十分現場におるときからわかってるつもりです。学校外の施設なら何とか登校できるというお子さんも存在するのも、これも事実ではないかなと思っております。ただ、いかんせん今おっしゃってる適応指導教室という部分になりますと、場の確保、そして人の確保、マンパワーとそれから物理的な場の確保というのが大きな課題、条件として出てまいります。で、議員お示しの部分も深めながら、私としてもそういう施設がいずれ忠岡町にできればいいなという思いは

持っております。その部分に関しては、当然言うだけでなく財政的な裏づけも必要でしょうし、そういうことも考えながら研究、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

研究して考えていただけるということですので、これはもう放つといっても勝手にできるものではないというのははっきりしていますね。なので、ぜひそういった計画を持っていただくと。どうすれば実現するのかという、そういう検討していただくということをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長（藤田 茂議員）

それで、よろしいですか。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

何遍も繰り返しますが、課題としては十分認識しておりますので、これでご理解いただきたいなど。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

課題としては認識していただいているということで、ぜひ計画段階に入っていただきますように要望いたします。

あと、すみません、委員長、次よろしいですか。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

2つ目は入札制度の改善についてです。これもずっと議会というか、予算、決算でもずっと申し上げていますが、忠岡町の入札の結果というのが、ちょっとやっぱり高値で落札されているということで、堺以南のところでは最低制限価格の事前公表をしていないのは

本町だけであるということで、他市は最低制限価格の事前公表をしているので、そういった値段で落札されるということでありますが、忠岡は2割ぐらい、20%ぐらい高い値段で工事などが落札されているということです。

忠岡町、財政が大変じゃないんだったら、こんなこと言いません。ですが、財政が大変だと言って、今言ったように、お金もないしということで、適応指導教室もなかなかつれないし、人も配置できないと言っておきながら、何億という工事を99.5%の落札率でして、もしこれが最低制限価格で事前公表でされていたら、まあ何千万という単位で非常に差があるなというところがあると。財政的な問題で困っている忠岡町が、なぜそういったことがね、事前公表がされないのかということで、それは入札制度はやはりちゃんと事前公表してということでないのが普通ですけれども、やはり公平性を保つということで、特定のところばかりに落札してるという状況を改善するために最初は言っていましたけれども、もう財政のことを考えると、そんなことを言っていていい段階ですかと。いろんなことができません、できませんと。この決算委員会でもできませんと、要望してもできません、お金ないということで全部断っているのに、何でそんな工事の請負業者にだけは高い値段の工事をやってあげなあかんのやということをはっきりと申し上げたいと思います。

これは町長にお聞きするしかないと思います。担当課はいろいろと苦慮していらっしゃるけれども、やっぱり町長自身が入札制度の改善をする気がさらさらないというのは、そういった企業からの圧力があったりとか、あと、そういった企業との癒着があるのではないかと疑われて仕方ないという段階に来ているんじゃないかと私は思います。ですから、この不公正だと言われて、ずっと来てて、それでも町長は入札制度は事前公表はしませんがと言い続けると。そして、もうおしまいには、特定の企業しか忠岡町には残っておりませんという状態になりました。今さら事前公表しても、もうそんな企業、忠岡町に残っていないということになりましたけれども、事前公表についてやはり、こういう結果を招いてしまった。忠岡町の指名業者が減ってきています、町内のね。そういったことをつくってきたのは、やっぱり特定の一定のところの一人勝ち、二人勝ち、三人勝ちというところをつくってきた町長の責任があるのではないかというふうに思います。こういう財政も大変なのに、財政をもったいなくしてきたというふうなこともあります。

いっぱい問題点や、こうなった責任はやっぱり町長にあると思いますが、今の段階でも遅くはないと思います。入札制度の改善ということで、最低制限価格の事前公表を町長はするお考えはないのか。ないのであれば、住民が納得する理由を説明してください。説明責任がありますということで、よろしく願いいたします。

町長（和田吉衛町長）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

する気はありません。住民が納得してもらっていると、こういうように思っております。私どもに不正や、あるいはごまかしや、うそをついてやっているのであれば、私はもう警察が入ってきてると、こういうように思っていますので、私どもはしっかりと自分らの仕事を進めていかないと、こういうように思っております。高値ということで、2割高いと、そういうような言い方をしておりますので、しっかりと私たちは設計金額を見積もって、しっかりと勉強して、不正のない、そういったような内部調査の充実はこれからも怠ることのないようにしてほしいと思います。

なお、話の中に出てくる、あっちとこっちと、こっちとあっちとひっつけたような流れの話は、できるだけやめていただきたいと、こういうように思っております。景気、不景気の問題もあって、業者が少なくなってきているというようなところから、辞退をしている業者もあろうかと思えますし、町内企業の育成という観点を外していくとか、そういったような思想を持つ、こういったような議論がこれから出てくるだろうと思えますが、私としては職員も私も不正がないと、こういうように思っている次第でございますので、根本的なことについての議論はしたいと思えますが、今やっている制度は何も間違った制度ではないと思っています。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

間違った制度ではないです。入札制度ですから。ちゃんと設計金額を持って、予定価格を町長が決めて、そして最低制限価格が必要なものは決めてということで入札を、忠岡町は指名競争入札ですので、指名業者を指名委員会で指名して入札をするという普通の手続を踏んでおります。これは間違いではないです。

しかし、結果として、やっぱりそれはおかしいやないかという結果が、最近はそのういったおかしいというふうなことが、たまにありますけれども、ホームページで入札結果が公表されるようになりましたので、やっぱり変やなということが皆さんの周りに、住民や全国によくわかっていただけるような状態になりましたけれども、やっぱりそれは聞きますと、時々やっぱりおかしいやないかという問い合わせはあるというふうに担当課も言っていました。ですね。そういう答弁が去年の決算委員会とかでもありました。

ですが、それで言うだけで、やっぱり改善されないんです。町長が最低制限価格を事前公表しないのであれば、予定価格を引き下げられないというふうに思いますけれども、

予定価格というのは忠岡町長しか知らないということらしいですので、町長がそこで決めればいいんですけど、設計金額は公表されませんので、予定価格しか私たちはわかりません。予定価格をどうするかというのは町長の胸一つだそうです。だから、町長、そこで忠岡町の財政のことを考えるのであれば、予定価格を忠岡町長はよく考えて設定をすればいいということだと思います。その予定価格が、何か知らんけど、ぎりぎりいっぱい、なぜそんなに落札業者がわかるんだらうかというような結果がないようにしていただきたいというふうに思いますが、そういう入札結果になるように、町長、頑張ってくださいと思います。努力していただきたいと思います。忠岡町の財政は大変です。予定価格を町長しか決められないわけですから、町長、そこをよく考えて予定価格を決めてください。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

財政とのかかわりを話されてますけど、もう金がなかったら設計いたしませんので。また、この案件については、一応の設計を立てて、そして応札をしていってもらおうと、こういう形で予定価格もつくって、応札をしてもらっております。そんなようなことで、何で私に近づくのか、ちょっと神さんに聞いてみてもらいたいなと思います。全然改める気はありません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

予定価格を町長しか知らない、町長が決める。ほかの職員は誰一人知らないということに忠岡町はなっているはずなんです。その予定価格が漏れているのではないかというところもあって、それで、だから事前公表を一遍してくださいということでしたわけですから、予定価格が漏れないように、そして予定価格を町長の胸一つで決められるということですので、そこも財政状況も考えた上で予定価格も考えていただくということもやっていただきたいということで、その点について予定価格の決め方として町長の考えをお願いいたします。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

何と言うたらええのかな、不正のないように設計金額をつくる。

委員（是枝綾子議員）

予定価格のことを聞いてるんです。

町長（和田吉衛町長）

不正のないように予定価格を決める。不正のないように業者を決めていく。不正のないように仕事をしていく。そういったことでしか言いようがないんで、私が今やっているのは悪いことばかりやっているのかと言いたいんですよ。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと私の質問の趣旨がわかっていないということなのか、あえてそのような答弁をされているのか、どちらかやと思います。町長のみしか知り得ない予定価格が、何か知っているかのような業者がいて、そして落札をしているということで、そもそもそこが発端やったんですけれども、その予定価格は、そしたらすみません、町長以外の職員は予定価格を知っているんでしょうかということ。そこから、町長、そこがわかっていらっしゃらないので、ちょっと確認いたします。町長以外に。

町長（和田吉衛町長）

確認してくださいよ。知ってる職員がおったら聞いてみてくださいよ。

委員（是枝綾子議員）

制度として本町は、大きな市やったらまた別なんですけど。

町長（和田吉衛町長）

町長以外に知っている人がおったら、聞いてみてください。

委員（是枝綾子議員）

いらっしゃるんでしょうかということ。まずそこを整理しないと、町長の答弁が終わりませんよ。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

おりません。

委員（是枝綾子議員）

ということでね、このように簡潔に答えていただいたら進むんですけれども。

町長（和田吉衛町長）

皆に聞いてもらわない、全員に。1人に聞いたってあかん。

委員（是枝綾子議員）

予定価格は設計金額を、設計金額は担当課が知ってますね、積算したものなので。それを見て、町長が予定価格を決めるということですので、町長、それは誰にも言ってはいけないわけなんです。封筒の中に入れて、絶対に開封しないと。で、入札のところに、その封をしたまま持っていくということなので、それを誰も見ることはできない、基本ね、なんです。だから誰も知らない。町長のみぞ知ると。で、町長か幾らの予定価格にするかは町長が決めるという、権限は町長にあるわけなんです。そうですよね、制度として。

町長（和田吉衛町長）

それが漏れてるんでしょう。

委員（是枝綾子議員）

その予定価格を。

町長（和田吉衛町長）

それが漏れてるんでしょう。

委員（是枝綾子議員）

いや、漏れてるにしか見えないような落札結果だから。

町長（和田吉衛町長）

漏れてもないのを、うそをついて漏れてるように言うたらいけませんや。

委員（是枝綾子議員）

町長にちょっと答弁やめていただくように言うてもらえますか。

予定価格を決められる権限は誰にあるんですかということ、じゃあちょっと確認、制度として。公室長さんをお願いいたします。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

町長もおっしゃっているとおり、町長でございます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということで、こういう基本的なことを踏まえた上で答弁をしていただかないと、もう全然ぐちゃぐちゃな答弁になっていくということで、私は、だから町長が予定価格を決められる。ほかは誰も知り得ないということは信用してます。だから、信用してるんです。信用した上で町長に言ってるわけです。だから、町長は予定価格をちゃんと見きわめて、忠岡町の財政はもう潤沢にあるというような、そういった予定価格にはしないように配慮をしてやっていただきたいという、大分譲歩して言うてるんですよ、これ。最低制限価格を事前公表せえという質問なんですけれども、町長はしないということやから、じゃあ、そしたら予定価格を考え直してくださいということで、検討しますなり、よく財政状況も考えて考えますということで言うていただいたら話が終わるんですけど、なかなか終わらないんですよ。私の責任じゃないんですよ。答弁の仕方がおかしいので、もう一度、再度質問いたしたいと思います。

町長、予定価格というものについては、よくその辺のことも考えて、鑑みて決めていただくという努力はしていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

質問がぐちゃぐちゃやからね、答弁はまたそれをつくろうていくような形になって。

委員長（藤田 茂議員）

ちょっとここで暫時休憩します。30分から再開いたします。

（「午後6時22分」休憩）

委員長（藤田 茂議員）

定刻前ですが、皆さんおそろいですので、会議を再開いたします。

（「午後6時29分」再開）

委員長（藤田 茂議員）

それでは、もう一度、是枝委員さん。

委員（是枝綾子議員）

そしたら入札制度の改善について、予定価格については今までどおりということのお考えということでありましょうか。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

先ほどから質問なのかお尋ねのことに対して、趣旨をしっかりと受けとめ、前向きに住
民の利益になるように頑張っていきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願いいたします。

委員長（藤田 茂議員）

以上の答弁をいただきましたので、これでよろしいですね。是枝委員、次、ございま
すか。

委員（是枝綾子議員）

あと、昨日の総務のところ、マイナンバーについてのお答えがこの総括のほうでとい
うことになりましたのでなんですが、マイナンバーは住民にとっては余り利益、メリッ
トが少ないんですが、行政の手続が、だから職員さんの側が楽になりますというよう
な、そういう手続のメリットがあるということで、いろいろと公共のところ出されてい
ますが、今、町の職員さんはマイナンバーの記入というんですかね、制度が始まって申
請書類に書かしたりとか、いろいろそういった扱いの保管のこととか、そういったこと
で事務が煩雑になっていないでしょうかということ、楽になったでしょうか、ちょっ
とお聞きしたいと思います。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

この部分につきましては窓口でないとわからないところでございますので、それぞれ
ちょっと各部でお答えをいただきたいと思いますが。

健康福祉部（東 祥子部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

健康福祉部の窓口に関しまして、マイナンバーにつきまして今のところ始まった
ところでございますので、今のところ住民さんが利益を得ている、あるいは職員
がその業務が煩雑になっているところでございますが、職員の業務につきま
しては、確認項目が1つふえておりますことから、その部分についてはふえて
いるということになるかと思っております。住民さんがそのマイナンバーを
使うことによって利益を得ている部分につきまして

は、今のところ検証というんですか、確認のほうはとれてはおりません。

以上でございます。

委員長（藤田 茂議員）

次に。もうございませんか。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

教育委員会でございますが、特段マイナンバーを使うということで事務が煩雑になったというようなところはまだ、今のところはございません。また、住民さんについては、先ほどの福祉部長と同じで、利便性を図れるかどうかというのは今後出てくるのかなというふうに思って、今のところは特段ございません。

委員長（藤田 茂議員）

ほかはよろしいでしょうか。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

事務が、確認項目が一つふえているというのは、そういった申請書類ですね。社会保障とかそういった、税と社会保障と防災のところ、3分野でしか使わないので、そここの申請書類とかに書く欄が一つふえているんですが、その書かせるということで確認項目がふえるということで、事務がちょっと一つ手間になっているという部分は、福祉の関係ではあるということですね。

あと、そのマイナンバーを書いた申請書類というものの取り扱いについては、ちゃんとマニュアルどおりされていますでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

取り扱いにつきましては厳重に、必ず鍵のかかるところに保管しております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

即保管されているかどうかちょっとわかりませんが、人目につくような、その担当職員

さん以外の方が目につく、机の上に置いてあったり見えるような状態になってはいけないとか、コピーする際はそこをちゃんと隠してコピーをすとかいう、そういったことはきちんと守られているということですね。

委員長（藤田 茂議員）

それでよろしいですか。東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい、そうでございます。

委員（是枝綾子議員）

それだけでも手間をかけていると思います。

そしたら、そのマイナンバーを申請書に書かないとわからないとか、書かないということで申請を受け付けないということはありませんね。

健康福祉部（東 祥子部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

それはございません。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今のところ、税も社会保障もそのようにおっしゃっておられるんですけども、これを書かないと受け付けないというふうな、そういった時期が来るといことはないでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

今のところそういうことは聞いておりませんので、ないと思われま。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。マイナンバーがなくても申請することは憲法上保障されているわけですから、その上にマイナンバーがあるというのはおかしな話なので、申請する権利というのはやっぱり憲法で保障されているということなので、そっちのほうが上ですので、最高法規ですので、マイナンバーがなくても受け付けはずっとしていただきたいということをお願いします。

委員長（藤田 茂議員）

次に。

委員（是枝綾子議員）

あと、すみません、そしたら歳入のところで償却資産というところがあるんですけども、この28年度は1社が新しく来ましたので、償却資産がかなり、前年に比べて1,200万円償却資産がふえていると、税ですね、ということで、そこから言えることは、企業が設備投資をするということがふえるという状況が、本当は景気が回復しているのであれば、アベノミクスで、どんどんとこの償却資産が設備投資にいかないといけないのに、設備投資がやっぱり余り進んでいない。1社が来て、ちょっと設備投資をしていただいたということなので、ここがふえたということです。ということで、企業をやはり誘致をしていくということも、減っていくんでなく、新しい企業が入ってくるということがこの税の、法人税というところでもふえるし償却資産というところでもやっぱりふえていくということなので、そういう努力を忠岡町はされていますでしょうか。これは町長にもお聞きします。一言で努力をしていらっしゃるということであれば、それはそれでいいし。

委員長（藤田 茂議員）

町長。税がふえるように努力していただいていますかという。はい。

町長（和田吉衛町長）

ふえるようにしましたので。

委員長（藤田 茂議員）

そういうことで、努力は。

委員（是枝綾子議員）

努力しているということですか。明確な答弁をちょっと。

委員長（藤田 茂議員）

ボタンを押して言うていただけますか。

委員（是枝綾子議員）

言っていたかないと会議録に残りませんので。

委員長（藤田 茂議員）

ちょっとスイッチを入れて、努力して。

町長（和田吉衛町長）

議会ですので、議員さんの質問に懸命に努めていきたいと思えます。

委員（是枝綾子議員）

企業誘致に努力はしていただけますでしょうかとお聞きします。

委員長（藤田 茂議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

そのとおりです。

委員長（藤田 茂議員）

するということで。

委員（是枝綾子議員）

はい、よろしく願いいたします。

委員長、次よろしいですか。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員。どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

続けていきます。住民との協働ということで、町長さんは町長になられた当初はものすごくその点についてはやはり努力したいという思いがたくさんあったと思うんですけども、最近ちょっとそういう住民との協働という言葉も聞かなくなりまして、住民参加というところがやっぱり忠岡町、少ないんじゃないかというふうに思います。

これも熊取の図書館のところで、ちょっと社会教育のところで申しあげましたけれども、やはり住民の方がサークルとか、図書館にサークルなりいろんなところがあって、そこがいろいろとかかわってくれたり、行事を一緒に共催したりということで、住民が主体となって図書館と一緒に図書館を育てていくというふうなこととか、あと、雑誌のオーナー制とかもとおられました。ということで住民がかかわる、自分たちの図書館をつくるということ、図書館に限らずに、全てのことに必要なことではないかなということで、やはりそこにはただ町が利用したい、町が住民を利用するというだけでなく、住民自身がかかわって行って、いいものをつくっていく、住みよいまちをつくっていくという、本当にそういう取り組みにやはりしていただきたいと思えます。

ということで、社会教育のところでは図書館協議会というものをやっぱり再構築していくということでやっていくというご答弁がありました。これはほかの、忠岡町全体の文化会館、いろいろな施設だけでなく、いろんな取り組みで各担当課のところでも、行政はどうしても行政だけでやってしまうというところがあるかと思えます。住民と一緒にやっていくというところでは、例えば人権平和とかいうところで、平和展のパネルがえらい何やかからというようなことをちょっときのうも言いましたけれども、そういったこととか、男女共同参画についてももっとこういうふうにとかいうふうな、それは住民と一緒に計画を

つくり、それを実行していくという姿勢を強めて、知恵も使って頑張っていたいただきたいと思いますが、これ、全部の課に一人一人聞いてたら時間がないので、まとめて公室長さんにお聞きしたいと思います。そういったまちづくりを住民と一緒に、住民参加でということ。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

代表してお答えさせていただくようなものではございませんけれども、一緒に取り組んで、いいものをつくっていくというのは非常に、本当にいいことやと思いますので、これからもできるだけ進めていきたいと思っています。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

全ての課においてそういった取り組みをぜひ進めていただきたいと思っています。

では、委員長、次にいきます。

委員長（藤田 茂議員）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

認定こども園の問題ということで、これは余りたくさん言いますと長くなるので、1点だけ、財政の面だけちょっとお聞きしたいと思っています。

認定こども園の整備に関する財政シミュレーションというものを、6月の20日の全員協議会で、皆さんもいただいていると思いますが、その資料によりますと、法人が整備した場合は施設整備費が2億2,200万円の場合でということ、5,550万円という町の持ち出しが書いてあるんですけども、ほぼ、これ以上の負担が本当はないのかというところで、そこのちょっと確認をしたいと思いますが、どうでしょうか。

委員長（藤田 茂議員）

答弁者。二重課長。

子育て支援課（二重幸生課長）

はい、ございません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。そしたら10カ年の見通しの中で事業費が2億2,200万円と、同じ数字が出てました。ですから、5,550万円という町の負担ということで、そのように10カ年の見通しの中でも5,550万円ということによろしいでしょうか。入っているのでしょうか。これは財政課長さんから。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

田中財政課長。

財政課（田中成和課長）

そのように見込んでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長、次よろしいですか。

委員長（藤田 茂議員）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら次に職員の体制についてということで、職員定数を健全化ということで自主的に、175名でしたか、175名に設定をされているということで、そのことでの人件費を抑制するということですが、本当に進めなければいけない計画であったり、考えたり、いろいろ改善したりということがなかなか進まないということで、その課によってやはり適正に配置をしなければいけない事態が起こっているのであれば、そこは特別に見て配置をしていくというその業務ですね。議会でいろいろ指摘をされても、なかなかうっとこれができないというようなことで課題がたまっていくと。まあ気の毒やなああと、その体制ではできへんわなというふうなことで、それ以上はこちらも「頑張ってください」と言うしかないんですけど、やっぱりそういうふうには毎年言われているところについては業務を見直すなり職員を配置するなりというふうな、そういったことで、滞っているところ、詰まっているところをちゃんと流れよくするという、そういったことは、体制というんですかね、考えていただいていますでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

定数の175人というのは、第2次財政健全化のときの一応目標ということになっていて、当然、前後することはございます。いろいろとその職場において、当然毎年のように、仕事が減ることはないです。ふえていきます。ただ、そのふえ方が極端に多くなるというようなところは当然あるかと思いますので、そのあたりについては配置はしてまいりたいというところではございますけれども、いかんせん財政的にちょっと今苦しいというのがまずあります。

それと、今もふえていきますけれども、再任用という制度がございます。この後、数年しますと60歳で定年だとしても、65歳まで再任用という制度がありますので、5年間延びます。そうなってきますと、同じように退職して雇っていきますとかなりの職員の数がふえていって、また今後数十年たったときに厳しい状況が出てくるのではないかなということで、今のところ定数をこの175人程度にしていきたいと思っています。できる限り、配置は困難ですけれども、機構改革も見通して、そのあたりで対応できたらというように今のところは考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

再任用の方のことをいろいろ言うていくと、また長くなるので、この質問の趣旨から外れるので、言いますと、議会でいろいろ皆さん、議員が質問をして指摘をしたということについて、なかなかそれについてどうするのかということ、
「します」と言っても、「なかなかできてませんでした」とかいうことになっていることが幾つかあったかと思えます。そういったこともあるので、やっぱりそこはチェックをする方というのかな、副町長、以前谷野町長さんのときに、そのときは助役ですね。助役ということで大阪府から来ていただいた助役の方が議会の答弁で、「こうやったから、こうこう、こう考えて、できるんやったらできる、できへんやったらできへん。ちゃんとかういうふうにしい」というふうなことで、議会で質問を受けたことについての扱いをきちんと、結果をね。できる、できないってあるんですけれども、「検討はしたけれども、こうだった」というふうなことで結果をきちんと出してくれたんです。でも、今はそういう副町長は置いておりませんので、そういったことをする方がいらっしゃらないので、「する人は誰ですか」と言ったら「公室長です」というふうな答弁をいただくけど、公室長は公室長で総務部長的な役割

があるわけなんですね。だからそういったこともあるので本当に。

同じことを、去年私、決算委員会に出たものですから、「いや、同じことをまた言うてるわ」ということで、「なかなかやな。しんどいな」というふうなことがちょっとわかりましたので、やっぱりだからこういった指摘を受け、いつもずっと指摘を受け続けるという担当職員、つらいと思うんです。だからやっぱりそこは、必要なことについてはやっぱりそれをちょっと、「どうするのや」という指示をね、「こんな指摘があったけど、どうや」という、そういった議会とのパイプというんですか、間を取り持っていていただくような、そういった役割を持つ副町長さんを置いていただくということが、かなりスムーズに全体の事務が遂行できる責任を持つ方がいらっしゃるとい、そういう体制をつくっていただきたいと思います。

ということで、副町長を置くというふうにするか。そういった体制をどうつくっていくのかということもちょっと検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（藤田 茂議員）

答弁はどなたに。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。副町長については町長、あと、置けないという答弁だったと思います、去年も。だからそれについては置けないということはわかっておりますので、そしたらそれにかわる体制をどうつくっていくのかということで公室長さんしか、ちょっとお聞きすることができないんですけれど。

委員長（藤田 茂議員）

町長、先に、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

短く、時間をはかっておいてくださいね。何分か。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

どうぞ。町長。

町長（和田吉衛町長）

副町長については人選中です。

委員（是枝綾子議員）

ありがとうございます。

委員長（藤田 茂議員）

それでよろしいですね。

委員（是枝綾子議員）

じゃあ、早く設置していただきますよう、よろしくお願ひします。委員長、次よろしい

ですか。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ふるさと納税について、三宅議員もいろいろ質問されておりましたけれども、ふるさと納税の収支については、数字、出ていましたですか。すみません、ちょっとやりとりを聞き逃したのかもしれないんですが、入ってくる分と、あと税としてよそに行かれてしまうので、控除される部分と。そして支出の何とか品。

委員（前田 弘議員）

返礼品。

委員（是枝綾子議員）

返礼品ということで出る分が2つあります。マイナスの分がね。入ってくる分は1つ、寄附ということで、その収支はどうなったでしょうか、この年度は。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

平成28年度のふるさと納税でございます。寄附金額の総額が2,661万510円です。約2,660万円でございます。その中で、いわゆる返礼品代、送料、事務手数料ですね。これが約2,600万円の4割で、1,050万円でございます。あと、本来町に入る税額ですが、それが約490万円。あと、封筒などの印刷の事務費が39万円でございます。これらの経費を全て足しますと、1,050万、490万、39万、足しますと1,579万円でございます。差し引きしますと約1,082万1,100万円の収入となっております。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

収支はプラスにはなっているということではありますが、ふるさと納税のそもそもの始まりということで、こういったことが機運が出てきたのは、何かそういう村の、小さな村で、図書館もないというところの、そういった子どもたちにやっぱり本をとか、いろいろこうしてあげようというふうな、そういった思いから始まったんですが、今はもう返礼品合戦になっていて、何かおかしいということで、それで使い道がどうのこうのというけど、本来はそういった寄附というところでいかないと。寄附は寄附の控除がないということやからそういう形にされたみたいですけど、やっぱり何か趣旨が違っている、おかしい

というふうに違和感があります。

それならばオーナー制をとっていくほうが本当はいいんだと思います。図書館のオーナー制もあつたり、忠岡にとって、そのほうがその方の本当の善意ということで、寄附ということで、そこに直接子どもたちにそういったものができたというふうなことになるということで、やっぱりそういうオーナー制ということも一つ考えていく。そういう、この職員の方とか忠岡在住の方でね、何か返礼品でよそに行って。（「短く」の声あり）短く、巻いていきます。ということで、そういうオーナー制ということもあわせて考えていくというふうなことはお考えないでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

先ほど三宅議員のときにもお答えさせていただきましたけれども、幾つかの特定の目標というんでしょうか、そういったものは挙げていきたいと思いますが、各個人さんであれにこれにというのは一般寄附というような形で受けてまいりたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員、よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

一般の寄附だとなかなか集まりにくいということもあって、やっぱり必要な、例えば温水プール、再開するのにお金がないと。プールを子どもたちにといたら、温水プール再開のためにということで寄附を募るとかね。そういう意味のオーナー制というふうにちょっと思いましたので、そういった形も考えていただきたいということで、一応、調査・研究というんですか、そういったこともぜひ考えていただきたいと思います。

委員長（藤田 茂議員）

それでよろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長、次よろしいですか。

委員長（藤田 茂議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

子ども食堂について、9月議会で社協を中心にやっていきたいということですが、どのような方法を今検討されていて、忠岡町はどんなふうにかかわっていくのかとい

うところもちょっとお教えいただきたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいま検討中の子ども食堂につきましては、一応ボランティアさんが中心になって行っていていただくということになっております。場所につきましては役場のシビックセンターにございますサンルームを中心に、児童館で食事をした後、子どもたちが自由にさせていただくということで、予定のほうはしております。

委員長（藤田 茂議員）

是枝委員、よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

サンルームでつくって、食べる場所はどこで食べるんでしょう。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。そこででございます。

委員（是枝綾子議員）

そんなにたくさん入るところではないですけど、あふれた場合どうされるんでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

交代制ということで。食数につきましても、当初始めるに当たりまして検討はしたんですけども、50食が限度かなというところがございますので、事前申し込み制をとらしていただきまして、始めていきたいかなというところら辺で、私たち行政のほうは直接手を出すという形ではないんですが、バックから支援をしていくというふうな形で行っていきなというところがございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

食材費とかいろいろ必要な物品とか備品とか、そういったものについては補助とかは考

えていらっしゃるでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

今のところその財源につきましては、社会福祉協議会のほうの費用を使いまして、材料費等をそちらから捻出させていただく予定でございます。電話等の事前申し込みの受け付けにつきましても、社協のボランティアセンターのほうで受け付けということで。また、11月の広報に載せていく予定でございますので。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

町の関与というと、そしたら町のすることといたらどんなことなんでしょう。今の報告では町は広報に載せるだけかなみたいな感じなんですけど。

健康福祉部（東 祥子部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

場所の提供ということで、児童館のほうを開放しまして、あちらを使っていただく。本来でしたら児童館、5時で終わりでございますが、その時間、時間帯を夜の時間ということで予定しておりますので、5時半から7時半ぐらいの時間帯でということを考えております。ですので、時間外に児童館のスペースを開放して、提供してやっていくということでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

まず、やっていくということでスタートしていただくということが大事なので、ぜひ早く。時期的には年内に開けるでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

一応、12月の中旬以降を予定しております。

委員（是枝綾子議員）

クリスマスの時期ですね。ありがとうございます。よろしくお願いします。

あと、最後ですね。

委員長（藤田 茂議員）

はい。どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

これ、ずっと言い続けていますけど、忠岡町の女性センターを設置することについてお聞きいたします。女性センターは、男女共同参画条例をつくるときに、女性センターを設置せえということと言ったんですけれども、そこは明記はされませんでした。そのかわり、女性センターの設置に向けて努力しますということを条件に、私たちも男女共同参画条例という条例の制定には賛同もさせていただきました。条例をつくるよりも女性センターを先につくれというふうに言ったんです。条例化しても全然進みませんので、センターをつくったほうがよっぽど進むというふうに議論はしたところなんです。女性センター設置について、もうずっと、条例ができて何年たちますでしょうかね。どのように検討されてきたのかということでお答えをいただきたいと思います。

町長公室（明松隆雄次長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長）

女性センターについての質問でございます。女性センターにつきまして、確かに基本計画、参画計画をつくりまして、その中にも一部うたっております。現在まで検討も当然しておりますが、なかなか場所と人的な予算、重ねてになりますが、厳しいものがございます。ただ、その中で、先生申される中で、例えば図書のコナーを設置することとか、図書の設置の推進、また相談の会場数、ちょっとふやしてはどうかということで、現在文化会館で電話相談という形で別途設けさせていただいたり、いわゆるソフトの面で対応させていただいているところもございます。

ただ、男女共同参画の中で一つ大きなセンター設置というものは、確かにうたっている部分もございますので、引き続きになりますが、利用する場所、人的なものも勘案しながら、取り組みのほうは検討を進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

立派な施設を新たにつくれというふうには思っておりません。やっぱりみんなが利用しやすいというところで、今現在でもそういう女性相談ね、月1回の女性相談を、今ちょっとお休みされているみたいですが、している文化会館の3階ですね。働く婦人の家、これをどうするのかというところを、女性センターをつくって、働く婦人の家もあると、そんな変な話はないやろうということで、やはり働く婦人の家を女性センター化していくというところで、まず第一歩を踏み出すと。そこで、また適当な場所がほかにあれば、また今後整備できるのであれば移転をして移っていけばいいわけで、そういった、最初から形にはまらないといけないというのでなく、実際に今もう女性センター的なことをそこでやっておられるのであれば、働く婦人の家を女性センターということで変えていてもいいのではないかとというふうに思いますが、そういうふうなことについてはお考えあるでしょうか。社会教育になるんですか。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

働く婦人の家につきましては、今現在、働く婦人の家としていろんな事業をやっておりますので、そういったものに改めていくというのは今のところ予定はございません。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

働く婦人の家というものは条例もございます。なので、いろいろとまたどうするのかという検討もしながらなんですけれども、大阪府下で働く婦人の家ということで残っているのは、市町村で幾つでしょう。忠岡町と。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

今現在、ちょっとわかりませんが、以前聞いたことがあるのは、本町を入れて2団体ぐらいでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

働く婦人の家の会議が以前はあったんですけども、2団体になってしまったから、今開かれているかどうかということで、だんだんとやっぱり女性センターに変わっていったという、そういう時代なんです。所管が多分厚生労働省だと思うんです、働く婦人の家。その補助金をもらっていたと、文化会館を建てるときに。ということもあって名称を変えられないということもあったんですけど、今もう償却しているかと思います、起債も。なので、その働く婦人の家であり続けなければいけない理由というのはあるのかなということで、その点についてはいかがでしょうか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

補助金をもらった形で働く婦人の家の条例をつくっておきまして、今、償還は終わっております。文化会館のほうは、あすなろ未来塾とかいろいろな形で、女性に限らず住民の皆さんが利用しておりますので、明松次長がいらっしゃる部屋もございません。女性の相談室という形で進めておりますので、今後もそういう形で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

働く婦人の家の講座とか、いろいろされていらっしゃると思いますが、女性センターになっても女性センターの事業としてさまざまな、講座とかいろいろなことはされていくと思います。だから、引き継いでいくと、発展していくという、そういう発想も持っていたいで一度、課が違うので検討しにくいんです。縦割りというふうに言われないように、そこはちょっとよく相談していただいて、女性センター化するメリットとか、働く婦人の家であり続けるメリット、そういったいろいろ考えていただいて、あと国の動向がどうな

のかと。働く婦人の家という分で置いておくと、そういう政策なのかどうかと。国の政策はどうなっているんだろうのかというのもまた教えていただきたいと思います。ということで、よく検討していただくということでお願いしたいと思います。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

どっちに答弁いただいたらいいんでしょうね。こっちかな。

委員長（藤田 茂議員）

柏原部長、最後に締めて。

教育部（柏原憲一部長）

先ほど答弁させてもらったとおり、今現在、働く婦人の家としていろんな形で事業をさせていただいて、住民さんにも利用いただいております。ただ、議員のご質問のところもございますので、人権のほうと調整して、調査研究してまいりたいと思っております。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願ひします。

委員長（藤田 茂議員）

よろしいですか。是枝委員の質疑を終結してよろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

すみません。1つ忘れていた。

委員長（藤田 茂議員）

もう10や。

委員（是枝綾子議員）

10しましたけど、非常に大事なことを忘れていまして。簡単にします。

委員（前田 弘議員）

2分やで。頼むで。

委員（是枝綾子議員）

2分で。答弁がどうなるかということで。

財政の収支の10カ年の見通しの中にありましたクリーンセンターの長期包括の部分を想定しているというところで、一応あくまでも超概算で財政課なりのマックスの、ちょっと予算を組むというところであったということではありますが、だから今後議論していくということであるということは一応置いておいたんですけども、財政ではなくて、今度は生活環境のほうにちょっとお聞きしたいんですけれども、長期包括ですね。もう今7年目、8年目でしたか、8年目に来ているわけなんですけれども、私たちは長期包括を続ける必要はないと。広域化にしていくので10年も長期包括する必要はないというふうに考えて、単年度での委託契約ということでもいいかと思っております。長期包括について今後も

続けていく考えがあるのかどうかですね。5年とか3年とか長期包括ありますけれども、長期包括でいくと考えると、単年度の今までの委託契約でいくというふうに、どちらをお考えになっいらっしゃるんでしょうかということをお聞きしたいと思います。

委員長（藤田 茂議員）

簡潔に答弁願います。

生活環境課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。奥村課長。

生活環境課（奥村裕宣課長）

クリーンセンターの長期包括については、終了年度後の、今広域のすり合わせというんですか、検討協議会を行っている都合上、今この時点でどの形態が望ましいのかというのは、明言は避けさせていただきます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということですので、今後ということですが、では長期包括を8年間続けてきて、これについてのまだ総括はされていないかと思います。ですが、評価はどのような評価を持っておられるのか。これについては非常に1回聞いてみたいと思いましたので、評価についてはどのように評価されているのでしょうか。

生活環境課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

奥村課長。

生活環境課（奥村裕宣課長）

評価といいますのは、町全体として組織的に評価を行ったのかということをお尋ねなのでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

これは高迫議員もいつも常々言っていますが、長期包括にして忠岡町が契約にないことをするとしたら、また新たな負担がふえるということで、渡し切りなので、修理代ということも込みでもう10年間で渡してるけど、そんなに修理代を組んだ分、使ってない、修理してないということで、返してもらえと言うても返してもらえないということで、非常にこれはよくないなというふうなことで、ちょっとそういう指摘をこの間されていたかと

思います。

ということで、長期包括のシステムそのものですね。システムそのもので忠岡町はよかったんだろうかということで、よかったのか悪かったのかというのを。

生活環境課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

奥村課長。

生活環境課（奥村裕宣課長）

個人的な見解でしか今の時点では申し上げられませんけれども、長期包括に至った経緯といいますのは、そもそも単年度契約でやっておった事業が、やはりその使い方というのは、修理の部分を毎年毎年大きな負担をかけて修繕費がかかっておったということを聞いてございます。そういう従来のやり方、10年前のやり方というのが果たして望ましかったんかと。要はそこは結果的に負担が大きいというところで、長期包括することによって大事に運転していただけると。渡し切りのいわゆる委託料になりますけども、その中で運営していただくことで経費が軽減できていると。この制度については個人的な見解ですけども、望ましい制度かなというふうな感触は持っております。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

あらかじめの総枠がわかるということで、予算というんですか見通しが立てやすいというメリットはあるということですが、今まで8年間で忠岡町が得をしたということが余りないということで、追加での部分がいっぱいあったということは余りよくなかったなというふうに思っております。

それと、長期包括を導入する一番の、そのところではなくて新しい炉をつくる16億円が捻出できない、起債もできないということで、それも含めてということがあったので、どうしてもそうなる長期包括ということで、そういう説明だったと思います。当時、もう起債できないぐらい財政状況が悪かったんです、忠岡は。というふうなことだったと思いますが、それでなければ当時の部長が誤った説明をしていたということになるんですけども、その点があるから長期包括ということになったと。もちろん修繕費もありますけれども、そこでのちゃんとした先の10年間の想定ができなかったのも、いろいろな余計に渡すような形になってしまったというふうに私たちは見えています。

ということで、まだ忠岡町としては見解ということを出しておられない、課長の個人的な見解ということですので、やはりこの分についての総括ということについても、今後町としてもした上で、今後どうしていくのかということはやっぱり、個人的な見解でなく町としての長期包括の総括は、やはり次の11年目に入る前にしていただかないといけないというふうに思いますが、その点については総括されますでしょうか。

生活環境課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。奥村課長。

生活環境課（奥村裕宣課長）

今後、整備の運営の部分の、要は次期の継続的な部分のところの実施方針的などところを議論していく必要がございますので、そここのところで検証しながら進めていくということになろうかと思えます。

それから、ちょっと是枝議員からご指摘のあった炉の改修費用、16億という数字をちょっと今お聞きしたんですけれども、私がつかんでいます数字は、大改修で12億という数字だったかと思えます。そこについてはちょっと修正させていただきたいと思えます。

委員長（藤田 茂議員）

もうよろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

12億ということであったということであれば、そうなのかもしれません。今ちょっと手元に資料がございませんけれども、一応、すみません、予定価格の算出のところでは生活環境課からいただいた資料では16億ということに載っているの、私、16億ということで、補修費が4億5,300万ということで10年間で、1年間4,000万ずつ要るということですか。というふうなのをいただいていたので、ちょっと16億というふうに私、申し上げたんですけど。

生活環境課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（藤田 茂議員）

はい。奥村課長。

生活環境課（奥村裕宣課長）

予定価格ということだと思えますので、今お支払いしている金額については今申し上げたとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。その36億3,270万円という予定価格で、実際の契約金額が35億だったから、その差がそこにあるというふうに見てよろしいですか。（「もう委員長、ええぞ」の声あり）総括されるかどうかというのは、されるということですね。一たんはね。わかりました。よろしく申し上げます。

委員長（藤田 茂議員）

以上をもちまして総括質疑を終結いたします。

委員長（藤田 茂議員）

それでは、各委員の意見集約を行いますので、理事者の方は、後ほど連絡いたしますので、それまで自席で待機願います。

(理事者：退席)

委員長（藤田 茂議員）

各委員の意見集約に関する時間について、どのくらいお取りしましょうか。

(委員間で協議)

委員長（藤田 茂議員）

それでは、7時45分に再開いたします。

(「午後7時14分」休憩)

委員長（藤田 茂議員）

それでは、委員会を再開いたします。

(「午後7時42分」再開)

委員長（藤田 茂議員）

これより各委員の意見を聴取いたします。意見をお願いいたします。

前田 弘副委員長よりお願いいたします。

委員（前田 弘議員）

平成28年度一般会計、各特別会計決算を、呈祥会からの意見を申し上げます。

経済も右肩下がり、アベノミクスの成長戦略は成熟していない。2%の物価上昇で経済上昇を狙ったが、狙いどおりには進展しない。

本町も、税込上向きとはならず、財政課長も決して楽観できる財政状況ではない、との発言もありました。入るを計りて事を進めなければならない。本町も1万8,000人弱程度の人口で、ごみ焼却、水道、消防と単独で事業をしている。このような金のかかる事業は広域で進めるべきで、いつまでもバブル経済延長のような考えで、切りかえができていないのではないか。

経常収支比率112.7%で、この状態の財政では住民サービスを提供することが困難な状況となっている。

公共は、民間企業とは違い、赤字の部分を急ブレーキで停止できない部分もありますが、広域事業は早急に事を進めるのが肝要である。理事者も消防、ごみ焼却場等の事業の広域化を喫緊の課題と捉え、不要不急の歳出削減が最優先されることは言うまでもありません。将来を見据え、事を進めていただきたいと思います。

以上をお願いし、平成28年度一般会計、各特別会計、水道事業会計を認定いたします。

以上です。

委員長（藤田 茂議員）

三宅委員、お願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

無所属議員を代表しまして、三宅より平成28年度の一般会計特別会計歳入歳出決算書について意見申し上げます。

歳入につきまして、上下水道におきまして、取り決めによらず現場判断で延滞金や督促を行っていなかったことや、不納欠損を残しているなど税の取り扱いについて、公平性の観点より疑義を生じさせる部分が見受けられました。情報公開が当たり前の社会で、住民の指摘を受ける機会が今後ますます増加していくことが予見されます。この一部分であります。それを改善しないと町全体の税の取り扱い全てにおいて、同じような取り扱いをしているのだろうと不信感を抱かれるとしても仕方ありません。

まだまだ続く厳しい財政状況におきまして、平成30年度予算編成に向けては、公僕という認識をいま一度再認識され、公平公正な内容としていただきますよう、まずよろしくお願いいたします。

また、実質赤字が発生することが予見されますが、できる限りゼロに近づけて厳しい状況を乗り切り、将来の見通しをよりしっかりとつけてください。そのため職員一人ひとりが心を一にして歳入歳出について我が事と捉えて考えてください。

歳出につきましては、議会議員の本来の一番の業務は行政のチェックでございます。そのチェックする絶対量が広域化や民間委託により減少する中で、平成31年4月には町議選が予定されております。住民の皆様は納得いただける議会のあり方として、議会だよりの発行を皮切りに議論をよりより活発化していただきまして、議会改革及び議会費の有効な執行につながるよう努めてください。

認定こども園の開設に向けては、時間は限られていますが、子どもたちの安全はもちろん関係各位がけがや事故がないよう、町民がどこよりも選びたい、そして満足できるこども園として、公立保育所からしっかりとバトンパスできるようにしてください。卒園児の1人としても切に願います。

バスルートの延伸につきましては、高齢者の外出意欲を高め介護予防につながるように着実に進めてください。

DV・虐待対応につきましては、妊婦の段階よりしっかり目が届く、小さいからこそ忠岡町が今後もその強みを生かし続けてください。

学習環境については、教育こそ一番の貧困対策であるという理念があります。私はそれこそ小さい忠岡が今後忠岡であってほしいと思われる強みであると思います。ニーズをしっかりと掘り起こし、エビデンスを基に未来へつなぐことを意識し、時代の変化に柔軟に対応して行ってください。

ごみにつきましては、クリーンセンターの包括業務委託があける来年度末において、来

年度が契約に本腰を入れる年でございます。金額が庁舎と同じく、大きな金額を将来にわたって取り扱う契約であるという認識で、最大限、周辺市を含めた情報収集と議会への緻密な情報提供を行い、疑義をできる限り少なくする意識で取り組んでください。

今回より、成果報告書がよりわかりやすくなりましたこと、うれしく思います。ただ、この状況に満足せず他市町村を参考にし、できる限り報告書としての内容の厚みをより増していただきまして、町民全般にとってわかりやすい内容となるよう、より昇華されることを望みます。

国保会計につきまして、今年度が主になって町が行う最終年度です。大阪府への統合をスムーズにさせていただくことと、町としてもできる限りのご配慮を願います。

最後になりますが、役所職員の1人当たりの生産性向上についてしっかりと高めていただくべく、働き方改革が本懐の意味で果たされますよう、職員一人ひとりの肉体的だけでなく精神的健康にもご留意され、職員相互がそれぞれ職務立場を十二分に尊重理解され、小さな役所であるからこそ行き届く、強いチームワークが発揮され、それが住民サービスの向上へつながる場づくりに努められますようお願いいたします。

特に住民に向けては、いつ、誰にどのようなことを尋ねられても、しっかりとした根拠を持って答えることを常に意識し、たとえそれが議員であってもなくても同じような気持ちでしっかりと答えることができるよう、公平公正な忠岡町職員として対応してください。町民は神様ではありませんが、我々の本当の雇用主でもあります。その雇用主という意識をしっかりと見据え、忠岡を守り変えるのは我々だという意識で職務に励んでください。

以上をもちまして本決算を認定いたします。

以上です。

委員長（藤田 茂議員）

次に、北村委員。

委員（北村 孝委員）

平成28年度忠岡町一般会計、特別会計の決算の公明党の意見を申し上げます。

歳入において個人住民税や法人税、及び固定資産税が増となったものの、歳入不足に陥ったため、財政調整基金1億8,000万円を取り崩しての852万8,000円の黒字となった。実質的には1億7,100万円の赤字であり、厳しい財政状況となっている。引き続き財政健全化に努めなくてはならない。

町長は、広域化をできる事業は広域化していきたいとの姿勢と思われることから、消防、ごみ、水道事業等の広域化や、その他事業の委託に向け調査・研究し、しっかりと取り組んでいただきたい。

本決算で見られるように、し尿処理業務の事務委託で2,000万から3,000万の効果額を生み出し、国保会計においても共同事業拠出金を平成27年度から府内広域化に

なり、前年度と比べて1,025万5,000円の減となっている。その上でサービスの低下や住民負担の抑制に努めていただきたい。

また、少子高齢化時代にあつて、平成28年度主要な施策の成果説明、特定不妊治療助成事業に見られるよう、助成を受けられた夫婦の数15組、7名が母子手帳発行、6名が出生の成果・実績である。まだまだ潜在的な不妊に悩んでおられると思う。治療費も高額なことからも治療を受けることを諦めている方もいらっしゃると思います。

人口減少化が進んでいる中、助成額の拡充を要望し、財政健全化に向け職員皆さんの鋭意、努力に期待し、本決算を認定いたします。

以上です。

委員長（藤田 茂議員）

ありがとうございます。

是枝委員、お願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

日本共産党の意見を申し上げます。

安倍内閣の28年度の予算では29年度4月からの消費税10%への大增税を前提としていましたが、アベノミクスで格差と貧困を拡大し、消費増税を国民に押しつけることはできませんでした。

しかし、大企業には法人税減税を実施しましたが、賃上げにも設備投資にも回らず、内部留保がふえ続けただけです。

さらに、全額社会保障に使うと言って26年度に消費税を5%から8%に引き上げを強行しながら、年金の給付水準の据え置き、入院給食費の負担増、消費増税に伴う福祉給付金は半減、子育て給付金は打ち切りとなりました。さらに、社会保障の自然増を毎年5,000億円に抑え込むという安倍内閣の路線のもとで、小泉内閣以来10年ぶりに1%診療報酬を引き下げました。

一方、軍事費は4年連続で増加し、5兆円を超えました。

軍拡のしわ寄せで、教育、中小企業、地方財政など暮らし関連の予算が軒並み前年度比マイナスになりました。一方、大型公共事業は4年連続で大きな伸びになりました。

まさに1%の大企業・富裕層が栄えて、99%の国民の暮らしがないがしろにされた予算でありました。

このような中、忠岡町の住民の暮らしも地域経済も大変になっています。法人町民税が、平成28年度は前年度よりも増ではありますが、以前までに回復はしておりません。1億7,100万円の赤字となりましたが、財政調整基金を1億8,000万円取り崩し、実質収支は黒字となりました。

28年度から地方交付税に民間委託化を単位費用に盛り込んだトップランナー方式が導入され、今年度だけでも影響は440万円あり、27年度から国によって5年間の計画を

策定させられた地方創生交付金が、27年度は2,900万円あったものが、28年度からは交付されなくなり、事業は5年間継続させられるのに交付金はゼロという、まさに安倍政権は地方をつぶす方向に進んでいます。

このような中、忠岡町の28年度決算では、経常収支比率が112.7%という依然厳しい財政状況であります。類似団体などと比べても起債の返済である公債費と委託料などの物件費が本町は突出しているということも明らかとなり、今回の決算ではこの点を重点に見てみました。

このような厳しい財政状況の中でも、新規事業として、防犯対策としての地域見守り活動、発達障害児の親のサポートのペアレントサポート事業、忠岡小学校の教室にエアコンの設置、小学生に基礎学力をつけるためのあすなろ塾、中学校給食のための町単費の栄養士の配置などが新たに実施されました。また、災害時の食糧の備蓄をふやされ、中小企業の融資の利子補給、英語教育の推進、漁業の振興、年少扶養控除廃止に伴い負担軽減のみなし保育料の経過措置もとられ、負担の軽減にも努められました。救急救命士も1名増員されました。

また介護保険では、申請の窓口でチェックリストを使用しないことや、総合事業で現行相当サービスで維持されております。

ということで、その議論の中で、審議の中で、待機児童が28年度の4月1日ではゼロでありましたが、年度途中で待機児童が4名となりました。そのことに対して来年度に保育士の1名の採用と、看護師の1名採用をするということも表明をされました。

福祉バスの増便や土日の運行ということも求めましたが、そういったことについての検討も考えていくということでありました。

子ども食堂については12月から実施をされるということも明らかとなりました。

水道の広域化の住民説明会を求めたところ、説明会の開催も約束されました。

また、副町長も検討されていることや、住民との協働も進めていくということ、また、おこなっている子ども医療費助成の年齢引き上げを、早い段階で実施していきたいということも表明されました。

一方、幼稚園の保育料の値上げ、国保料の賦課限度額の引き上げが行われており、また、高い上下水道料金の引き下げや国保、介護保険料も引き下げを求めます。

あと、国保の広域化については、都道府県化については、国保料金の引き上げにならないよう努力を求めます。

忠岡東幼稚園のリズム室にエアコンの設置を求めます。

あと、クリーンセンターの長期包括は、平成31年3月で終わるので、31年度からは長期包括はやめるべきであります。

あと、随意契約の手続をきちんと踏むよう、特にクリーンセンターなど廃棄物清掃関係については改善を求めます。

入札制度の改善ということで、予定価格の事前公表を強く求めます。

プライバシー権を侵害し、犯罪の危険性もあり、住民には余りメリットのない、町の職員には事務がふえてしまう、こういったマイナンバーの実施は中止を求めておきます。

以上、意見を申し上げまして、2016年度の決算を是認いたします。

委員長（藤田 茂議員）

どうもありがとうございました。以上で各委員の意見聴取を終わります。

委員長（藤田 茂議員）

理事者の入場を求めますので、しばらくの間、お待ちください。

（理事者：入場）

員長（藤田 茂議員）

それでは、おそろいになりましたので、一括して採決を行います。

認定第1号、認定第2号を一括して採決いたします。

認定第1号 平成28年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、
認定第2号 平成28年度忠岡町水道事業会計決算認定についてを、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長（藤田 茂議員）

委員会の採決の結果、全会一致であります。よって当委員会として、認定することに決しました。

ただいま採決しました内容については、第4回定例会におきまして委員長報告を行います。

委員長（藤田 茂議員）

閉会に当たり、町長よりご挨拶をいただきます。

町長（和田吉衛町長）

はい。

委員長（藤田 茂議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

ただいままで、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定についてご審査をいただき、ありがとうございました。そして、認定いただきましたことを重ねてお礼申し上げます。

遅くまでご審議ありがとうございました。

委員長（藤田 茂議員）

委員皆様方には、2日間にわたり慎重にご審査いただきましてありがとうございました。

た。

本決算審査特別委員会の閉会に当たり、委員皆様方には審議に際しご協力を賜り感謝を申し上げます。また、理事者の皆様方におかれましては、本委員会で各委員より指摘のありましたことについて、今後の行財政運営及び平成30年度予算編成に当たり、真摯にお取り組みをいただきますことを申し上げ、本委員会を閉会いたします。各委員並びにオブザーバーとして出席していただきました和田議長、理事者の皆さん大変お疲れさまでございました。ご苦労さんでございます。

(「午後8時08分」閉会)

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成29年10月18日

決算審査特別委員長 藤 田 茂

決算審査特別委員 是 枝 綾 子

決算審査特別委員 三 宅 良 矢